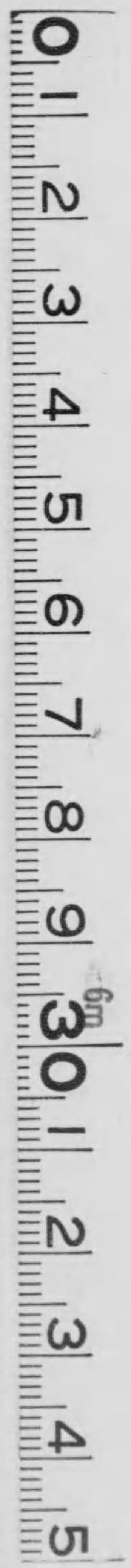


94
10



始



94-10₁₂



大正七年四月

海

指

針

海員協會藏版





大正七年四月

海員會社



例言

○本書は曩に航海指針として出版し大正二年二月改訂増補したるものを更に改版したるものなるが其の内容は茲に殆ど一變し從來のものとは主として海事に關する法律規則を集録したるに過ぎざりしも本書は之等の法規類に大々的訂正増補を行ひたるのみならず新に三編を加へ船員諸君が常務を行ふに當り必須なる航海術、機關術其他の參考事項を集めて眞に航海指針たるの名に背かざらむことを期せり

○本書に收むる法規類は大正六年十月現在のものに據り又以下各編の材料は極めて最新正確のものに典據し苟も誤謬を敢てせざらむことを維れ努めたりと雖も尙ほ時として校正の疎漏、印刷の誤謬なきを保す能はずされば本書を閱覽せらるゝ諸君は一應此點に御留意あらむことを切望す

○本書の内容、編輯、製本其他の點に關し御意見ある向は何卒編者迄御高教を賜らむことを希ふ

大正七年四月

編者識

○目次

一	商法海商編拔萃	一頁
二	船員法	九
三	船員法施行細則	二九
四	船舶職員試驗規程	三九
五	船舶職員試驗施行の官廳及期日	六六
六	水先法	六七
七	水先法施行細則拔萃	七二
八	水先人試驗規程	七七
九	海員懲戒法	七九
第二項 海 港		
一	開港港則	八七
二	開港港則施行細則	九六
三	橫濱港規程	一〇〇
四	橫濱報時球信號手續	一〇三
五	神戸港規程	一〇四
六	神戸港規程第八條に依る特定信號	一〇九
七	神戸報時球信號手續	一一〇

八	長崎港規程	一一一
九	長崎港規程第六條に依る特定信號	一一六
一〇	門司港規程	一二七
一一	門司港規程第五條に依る特定信號	一二二
一二	門司報時球信號手續	一二三
一三	大阪築港出入船舶注意事項	一二三
(附特定諸信號)		
一四	大阪水路取締規程	一二七
一五	大阪港浮標及曳船使用規程	一三五
一六	大阪港船舶給水規程	一三六
一七	大阪港入津料徵收規程	一三七
一八	若松港取締規程	一三九
一九	名古屋港取締規程	一四五
二〇	名古屋港特設水深信號	一五七
二一	敦賀港繫船浮標取締規程	一五九
二二	北海道港内取締規程	一六〇
二三	三池港取締規程	一六五

○目次

○目次

(附港税に關する規程)

二四	三池港特定諸信號	一七〇
二五	臺灣沿海通航船取締規則	一七四
二六	臺灣內地間往復船舶取締規則	一七五
二七	基隆港内取締規則	一七六
二八	淡水洲水深信號	一八二
二九	打狗港内船舶出入及運航規程	一八二
三〇	朝鮮開港取締規則	一八五
三一	大連港則	一九四
三二	大連港水先規則	二〇四
三三	大連埠頭船舶規則	二〇八
三四	旅順港取締規則	二一六
三五	牛莊港則	二二三
三六	青島港則拔萃	二二三
三七	芝罘港則	二四六
三八	芝罘特定信號	二五〇
三九	太沽洲水深信號	二五〇

四〇	吳淞洲水深信號	二五二
四一	上海港港則	三五四

(附上海港及吳淞港改正檢疫規則)

四二	香港港則拔萃	二六九
四三	菲律賓諸島港灣規則拔萃	二七四
四四	新嘉坡港則拔萃	二八五
四五	彼南港港則拔萃	二九〇

第三項 軍港

一	要塞地帶法拔萃	二九八
二	海軍區及軍港	二九九

第四項 雜

一	船員證明規則	三〇一
二	水夫適任證書交付規則	三〇二
三	水夫適任證書交付規則に依る事務を行ふ管海官廳	三〇四
四	關稅法拔萃	三〇四
五	稅關利用に關する諸手数料拔萃	三一四
六	關稅法施行規則拔萃	三一七

○目次

○目次

七 噸 稅 法	三二〇
八 噸稅法施行規則	三二一
九 海港檢疫法	三二二
一〇 海港檢疫法施行規則	三二六
一一 夜間檢疫信號	三三一
一二 日沒後檢疫請求方	三三一
一三 健全證書交付手續	三三一
一四 船舶檢查法	三三二
一五 船舶檢查法施行細則拔萃	三三四
一六 船舶積量測度規程拔萃	三五一
第二章 航海及ハ航路	
第一項 海 難	
一 海上衝突豫防法	三五六
二 水難救護法拔萃	三七二
三 海難其他届出方	三七七
第二項 信 號	

第三項 航 路 信 號

一 萬國普通信號拔萃	三七八
二 モールス信號	三八四
三 セマーフォア信號	三八七
四 日本船舶手旗信號法拔萃	三八七
第三項 航 路 信 號	
一 船舶通航潮流信號規程	三九八
二 下關海峽船舶通航及潮流信號	四〇三
三 來島海峽潮流信號	四〇五
四 內海三原瀨戶船舶通航及潮流信號	四〇六
五 船舶通報規則	四〇八
六 船舶通報事務取扱燈臺	四一二
第四項 氣 象 信 號	
一 天氣豫報及暴風警報規程	四一三
二 氣象通知電報式拔萃	四一四
三 本邦天氣豫報及地方暴風警報信號標式拔萃	四二六
四 朝鮮並關東州天氣豫報及暴風警報信號拔萃	四三〇
五 香港地方及一般暴風信號	四三二

○目次

六	菲律賓諸島颶風信號	四三九
七	萬國普通氣象記號	四四三
八	雲級種別	四四四
九	グレーシャー氏風力記號符號及階級	四四五
一〇	ビューフォー卜氏風力記號符號及階級	四四六
一一	海上氣象電報式	四四七
一二	本邦無線電信報時信號	四五二
一三	日本及附近沿岸報時信號	四五四
第五項 航路標識		
(東洋燈臺表拔萃)		
○	本州南岸	四六一
○	本州東岸	四六七
○	四國南岸	四六九
○	內海(瀬戸内)	四七〇
○	九州北岸	四九六
○	九州西岸	四九八
○	九州南岸	五〇二

第三章 航海及機關術便覽

第一項 船舶の積量其他に關する事項
一 最上甲板下の總噸數の概算式

○	南西諸島	五〇三
○	臺灣北岸	五〇四
○	臺灣西岸	五〇六
○	臺灣東岸	五〇八
○	北州南岸東岸	五〇九
○	北州北岸	五一三
○	北州西岸	五一四
○	千島列島	五一六
○	樺太	五一七
○	朝鮮東岸	五一八
○	朝鮮南岸	五二〇
○	朝鮮西岸	五二四
○	關東半島	五二八
○	最上甲板下の總噸數の概算式	五三一

二	船舶の排水噸數概算式	五三二
三	毎吋沈水噸數算式	五三二
四	シムプソンの法則	五三三
五	プリムソルマーク	五三三

第二項 應用力學に關する事項

一	物體の容積、體積、面積の算	五三五
二	大小諸索、鐵鎖緊張力の比較	五三七
三	麻索、鐵鎖、鋼索張力表	五三九
四	鐵鎖の使用力	五四一
五	角材の使用力及破斷力を算出する式	五四一
六	角鐵圓鐵長さ一尺の重量	五四二
七	金屬板各厚さ一平方尺の重量	五四三
八	水及び諸金屬の一立方呎に於ける重量	五四四
九	淡水 水量	五四四
一〇	重量物扛下のとき、デリックのトツピン クリフトに加はる力の算式	五四五
一一	船積貨物の重量	五四五

第三項 航海術等に關する事項

一	磁氣指力の公式	五四七
二	造船中の船首の磁氣方位を概知する式	五四八
三	自差係數を算出する法	五四八
四	正横距離算出因數表	五四九
五	正横距離前知表	五四九
六	水平面に目標の現出を認めたる時其距離を見出す表	五五二
七	兩側の方位と兩側間の航程とを以て 燈臺或は或目標の距離を算出する表	五五三
八	晴雨計に依りて高さを測る公式	五五四
九	寒暖計に依りて高さを測る公式	五五四
一〇	水路部刊行海軍海圖式拔萃	五五五

第四項 機關術に關する事項

一	筒形汽罐重量概算式	五六一
二	Coefficient of performance.	五六二
三	抵抗と推進	五六三
四	實馬力推定法	五六四

○目次

五	實馬力の公式	五六五
六	汽船公稱馬力算定方法	五六五
七	蒸汽の切斷に關する式	五六六
八	上下何れか切斷點を知りて他方の切斷點を求むる式	五六七
九	瓦斯及び空氣の比熱	五六七
一〇	安全弁の面積を求むる公式	五六八
一一	安全弁に使用する發條の強力を定むる公式	五六八
一二	安全弁發條の壓縮量を定むる公式	五六九
一三	汽筒の強さ	五六九
一四	スリッ プ	五七〇
一五	一晝夜に要する蒸汽量	五七〇
一六	ガイドに加はる壓力	五七一
一七	石炭消費及實馬力と速力との關係	五七一
一八	石炭消費と速力との關係	五七一
一九	顯熱	五七二
二〇	潛熱	五七二
二一	總熱量	五七三

第五項 度量衡貨幣及其他諸表




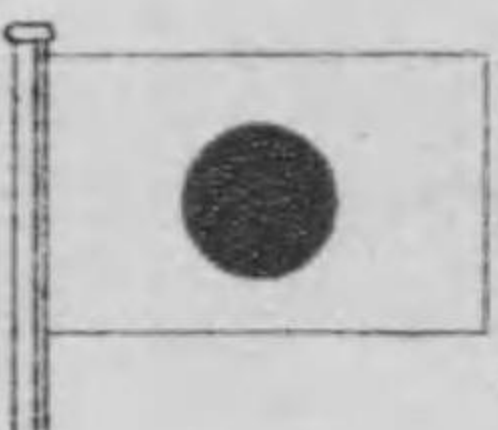



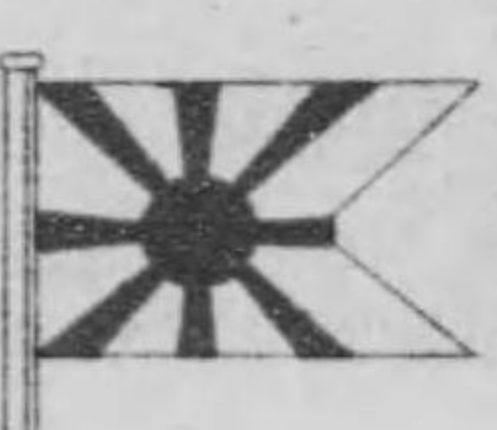

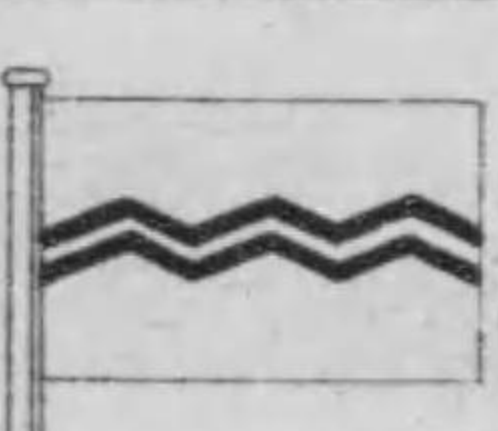





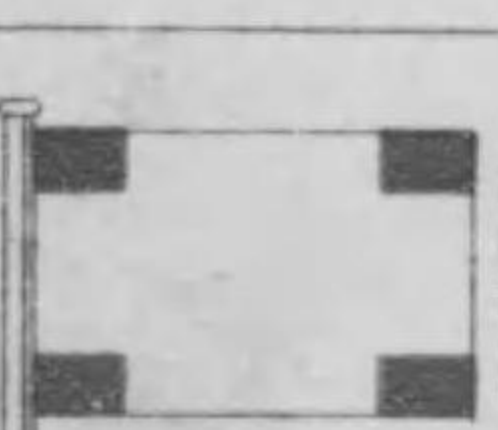


○	内外國度量衡及貨幣の比較表	五七三
○	日英米佛四國度量衡比較表	五八〇
○	内外國貨幣平準相場比較表	五八三
○	各國標準時	五八六
○	年數早見表	五八八
○	萬年七曜早見表	五九〇
○	萬年求月表	五九二
○	航海術諸表	五九二
○	星座早見圖表	五九五

第四章 距離及速力表

















一	内外國各港間距離表	六〇一
二	速力表	六一二

○目次


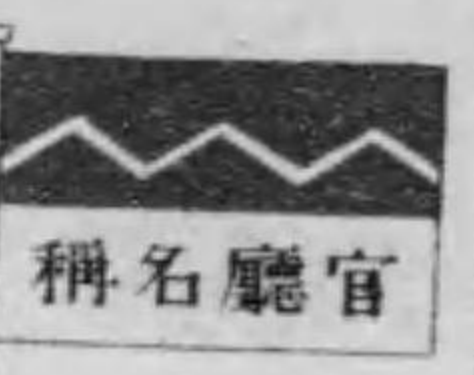

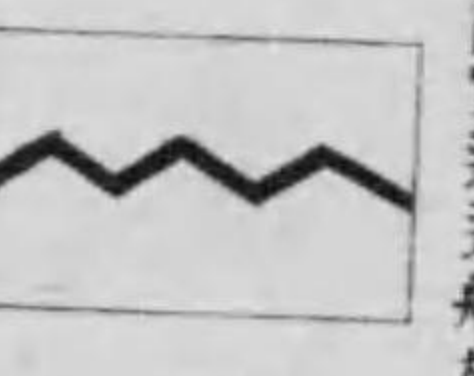
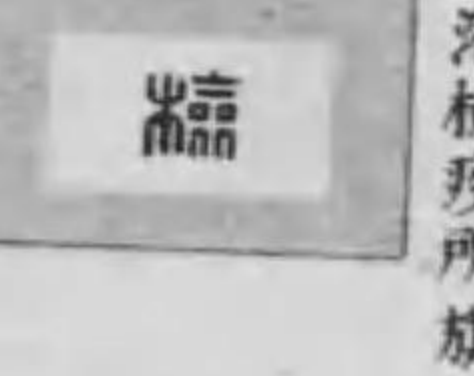



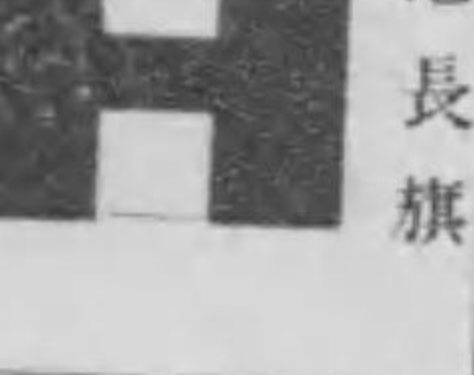

帝 國 海 軍 旗 章

	軍艦旗		中將旗		天皇旗
	艦首旗		少將旗		皇后旗
	當直旗		代將旗		皇太子旗
	運送船旗		先任旗		皇族旗
	工作船旗		司令旗		海軍大臣旗
	海軍病院旗		長旒		大將旗








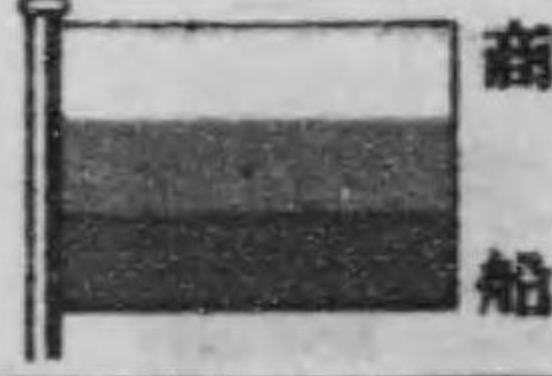



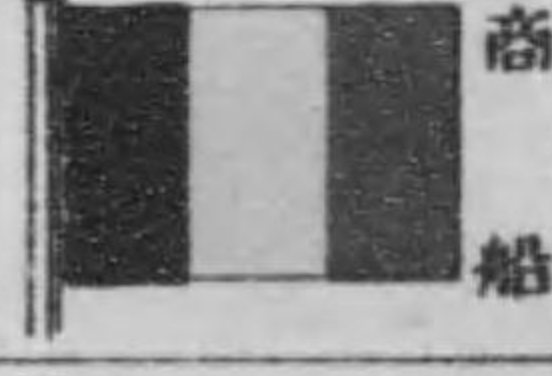


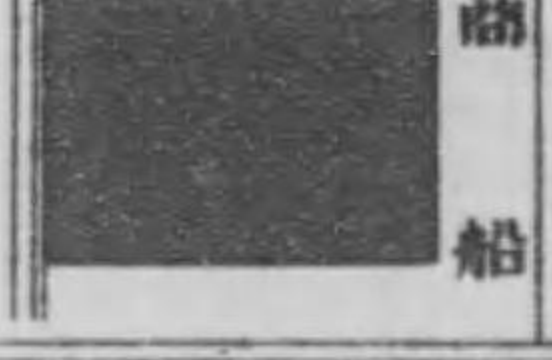

英本國及殖民地地旗

 喜望峯	 印度總督	 皇旗
 ニュージーランド	 マルタ	 國旗
 錫蘭	 海峽殖民地	
 濠洲聯邦	 加奈陀	 ブルーエンサイン
 海軍豫備船	 香港	 レッドエンサイン
	 シブラルター	 ホワイトエンサイン


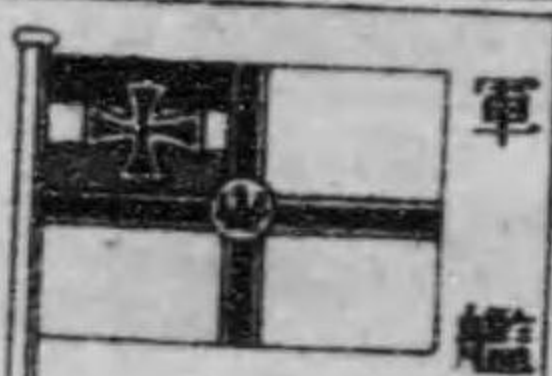

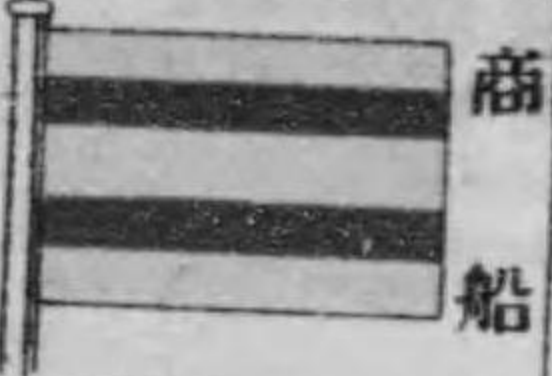
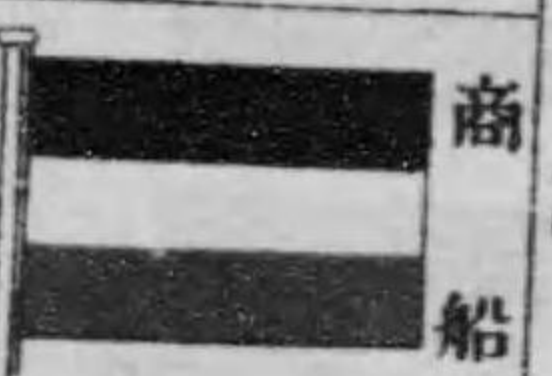










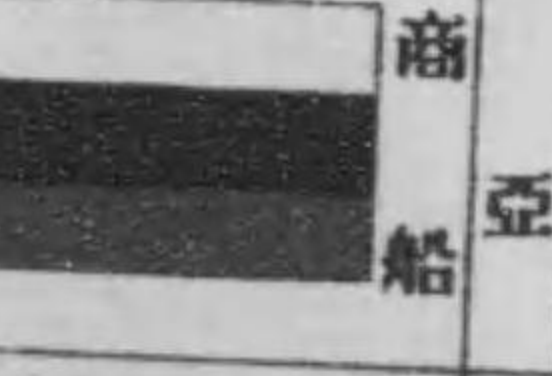








陸海軍及諸官船旗

	 税關旗	 陸軍官廳船旗 官廳名稱
	 帝國鐵道廳旗	 陸軍運送船旗
	 海港檢疫所旗	 遞信省旗
	 赤十字旗	 航路所標識旗 管理所識
		 港長旗
		 商船學校旗






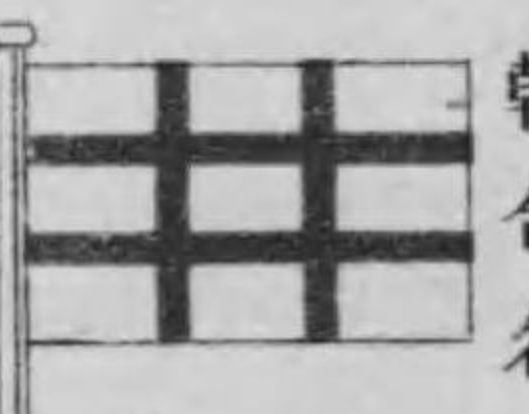
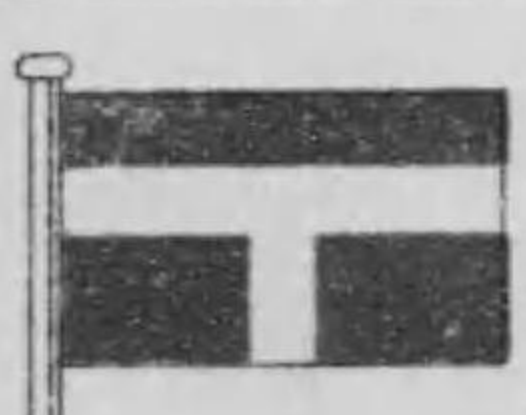
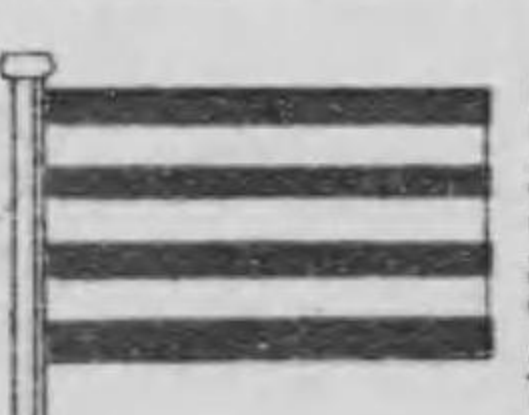
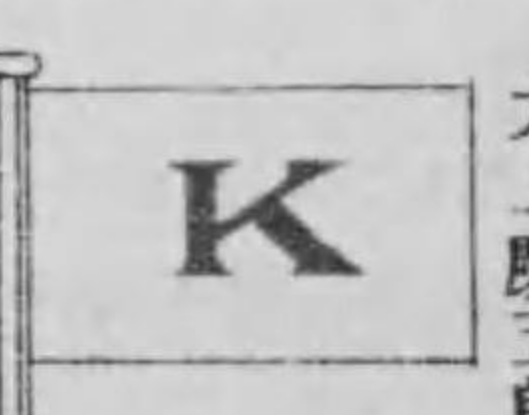
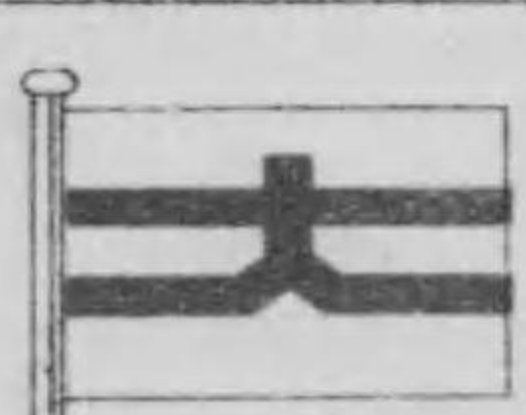
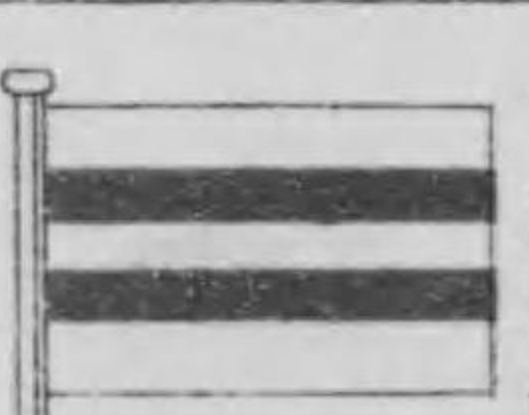
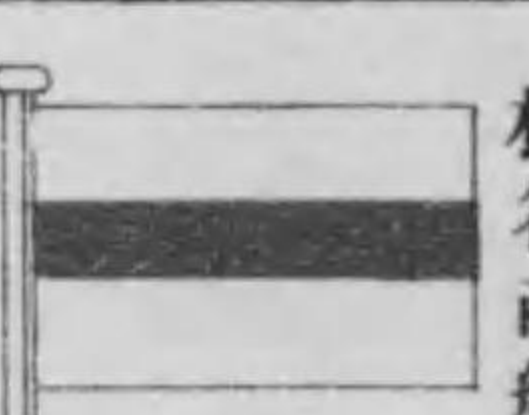
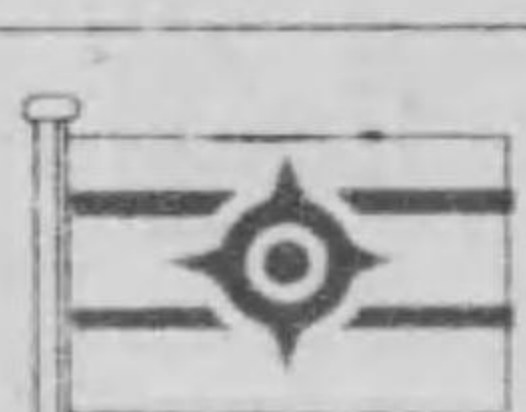





世界主要各國軍艦商船旗

		亞爾然丁	軍艦		希臘	軍艦
		然丁	商船		臘	商船
		秘	軍艦		勃耳	軍艦
		露	商船		牙	商船
		コロン	軍艦		羅馬	軍艦
		ピア	商船		尼	商船
		チユ	軍艦		墨西	軍艦
		ニス	商船		哥	商船









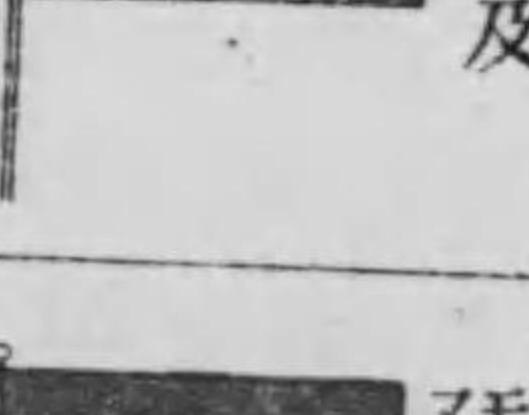
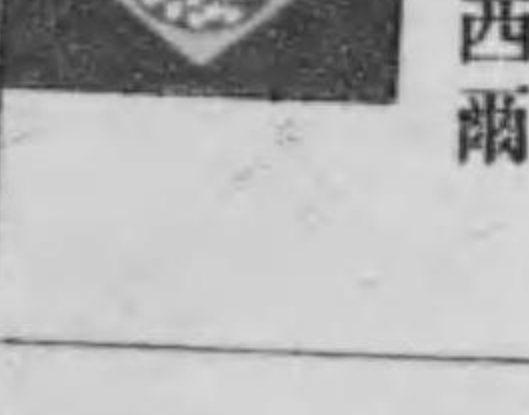
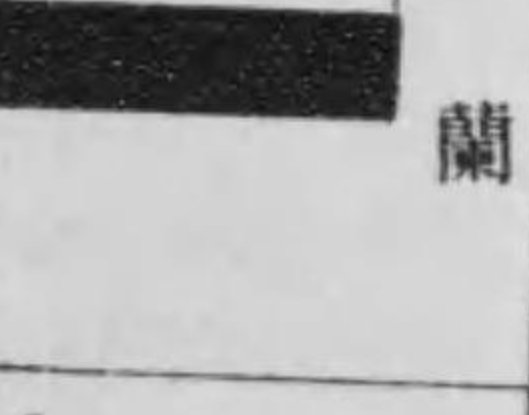
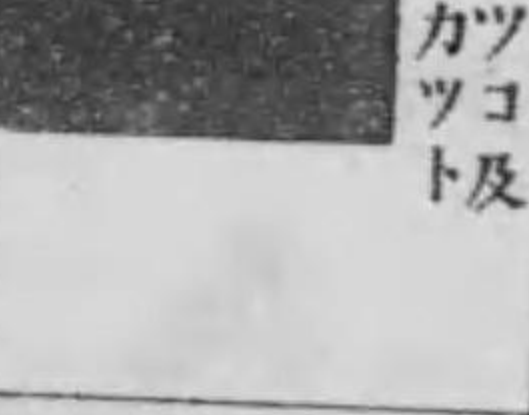

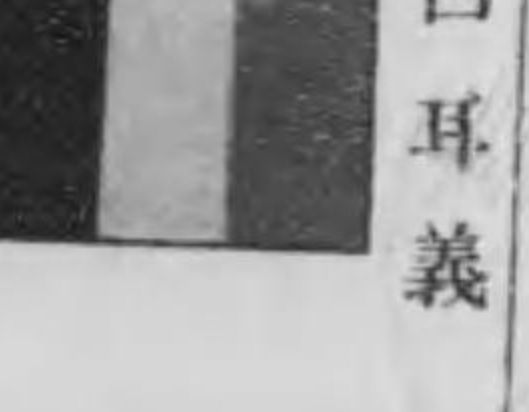

世界主要各國軍艦商船旗

	西班牙	軍艦		獨	軍艦		日本	軍艦
	班牙	商船		乙	商船		本	商船
	澳大利	軍艦		伊	軍艦		波斯	軍艦
	洪牙利	商船		太利	商船		斯	商船
	魯西	軍艦		諾	軍艦		暹羅	軍艦
	西亞	商船		威	商船		羅	商船
	丁	軍艦		瑞	軍艦		英	軍艦
	抹	商船		典	商船		國	商船





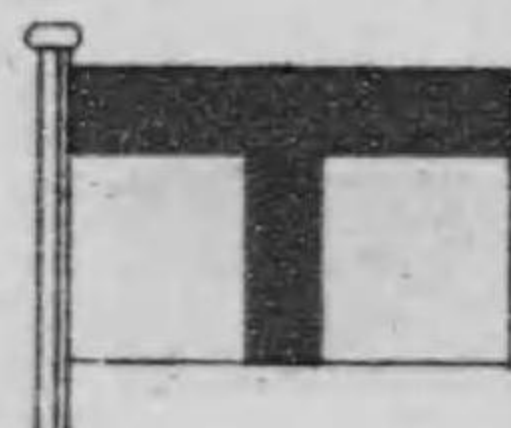
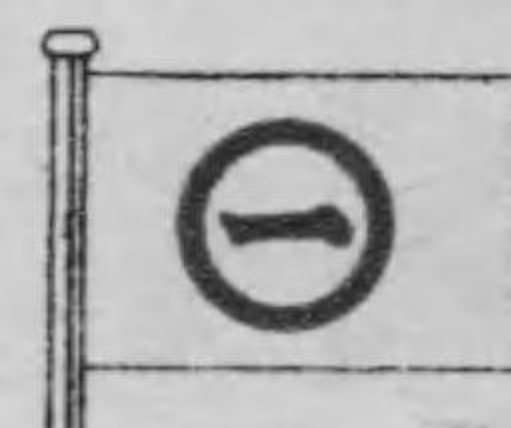
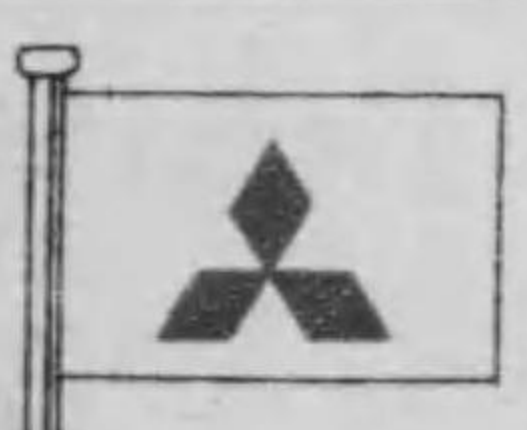





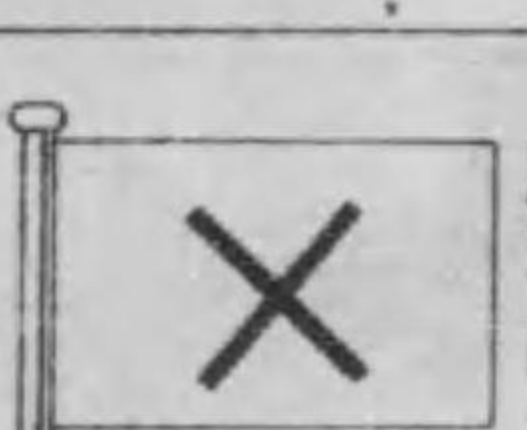

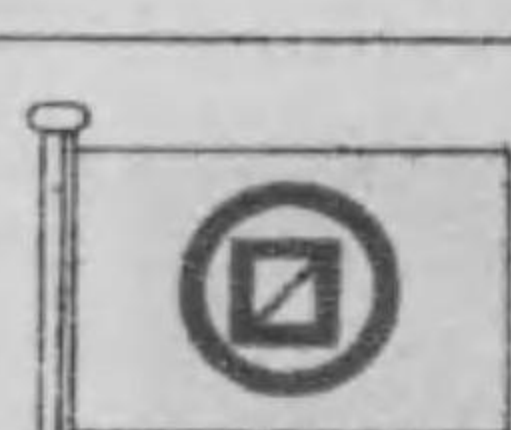
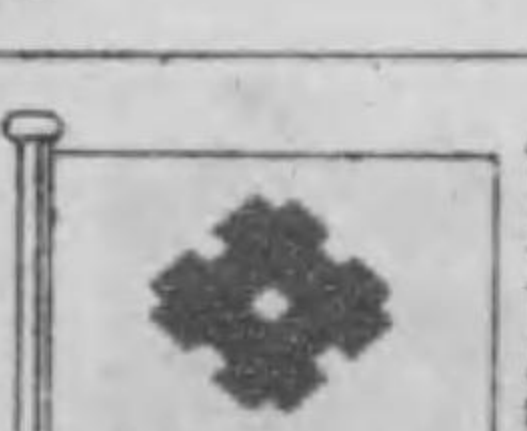

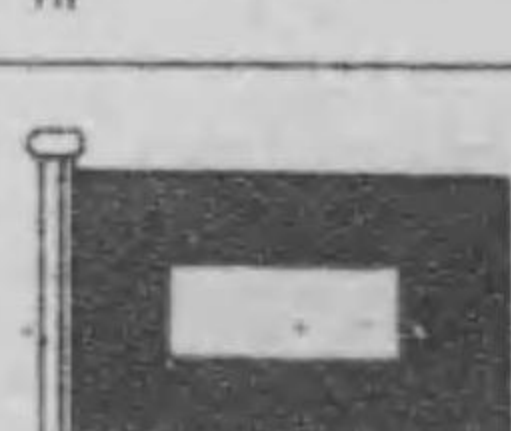
旗々社會運海要主本日

 東京海運	 白洋汽船	 石狩石炭
 東和汽船	 原田汽船	 乾合名
 朝鮮郵船	 日清汽船	 犬上慶五郎
 大阪商船	 日本郵船	 板谷商船
 岡崎汽船	 北海炭礦	 濱口汽船
 大家七平	 東洋汽船	 橋本汽船





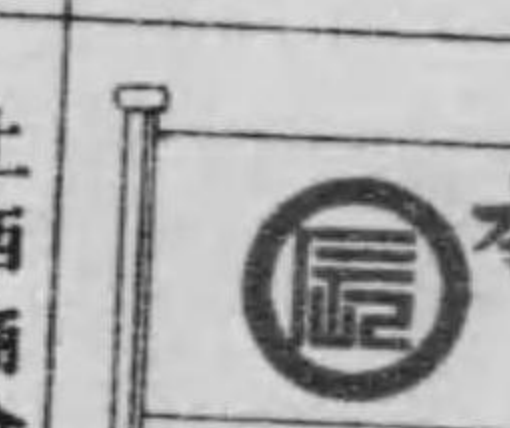


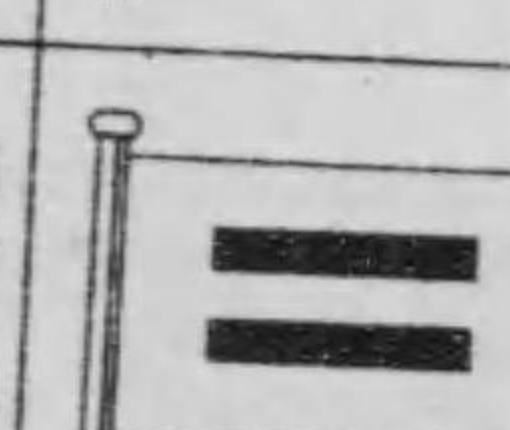
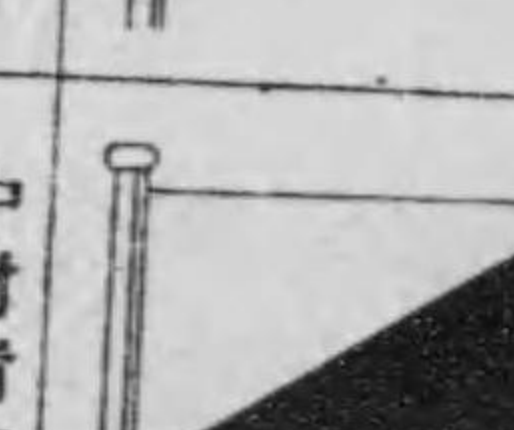

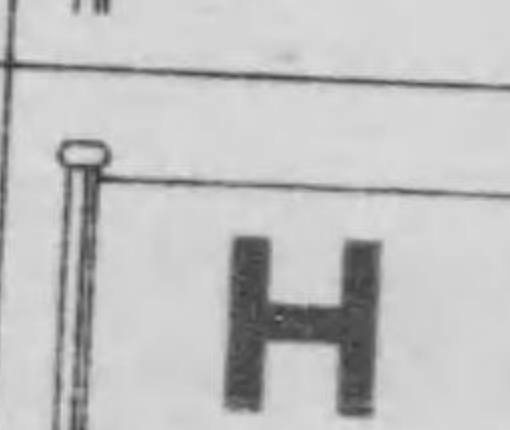
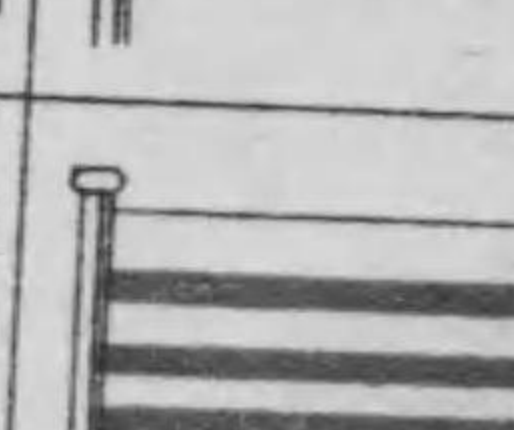



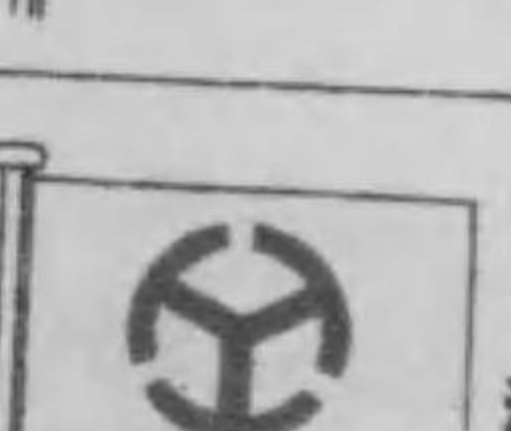


章旗國各ルユ用ニ一同船商艦軍

 塞耳比亞	 瑞西	 中華民國
 亞米利加合衆國	 葡萄牙	 埃及
 伯刺西爾	 和蘭	 マモスコツト及
 智利	 白耳義	 コンゴ自由國
 ニカラガ	 土耳其	 佛蘭西




















旗々社會運海要主本日

	明治海運		古川商事		八馬船船
	三井物産		武齊船船		九一汽船
	三菱		神戸棧橋		松本源七
	松昌洋行		互光商會		丸二汽船
	廣海商事		帝國海事協會		増田合名
	住友吉左衛門		岸本汽船		深川汽船

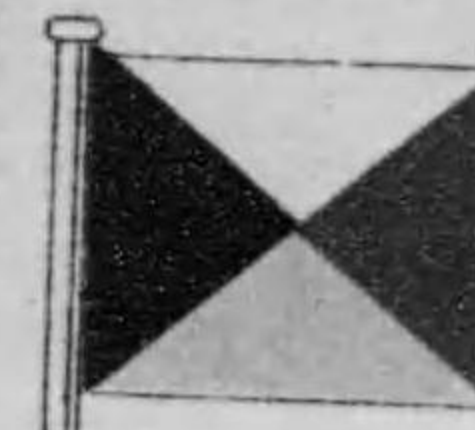

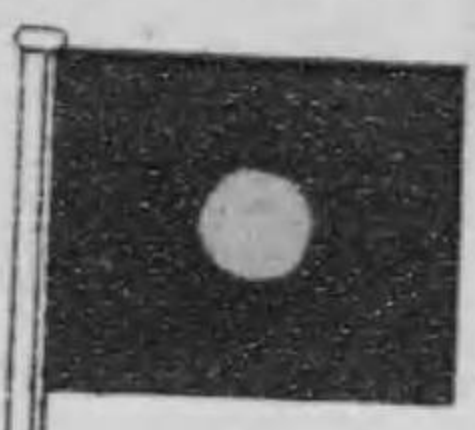







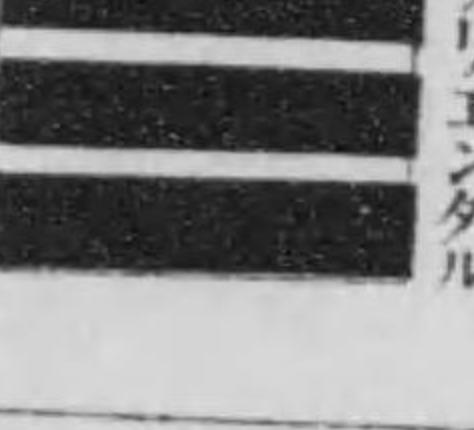

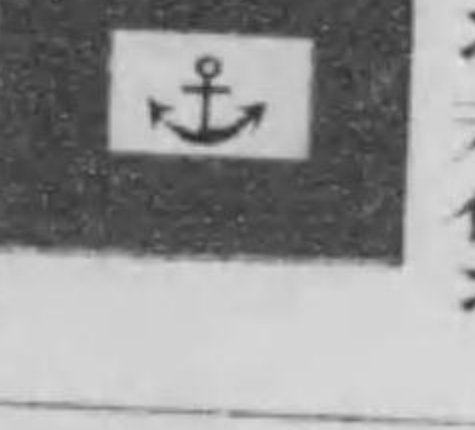





旗々社會運海要主本日

	村井汽船		大連汽船		緒明主造
	上西商會		辰馬汽船		大阪鉄工所
	内田汽船		中村精七郎		勝田商會
	日下部合名		浪速汽船		鹿兒島郵船
	山科汽船		南滿鐵道		川崎造船
	山下汽船		南洋郵船		大正汽船

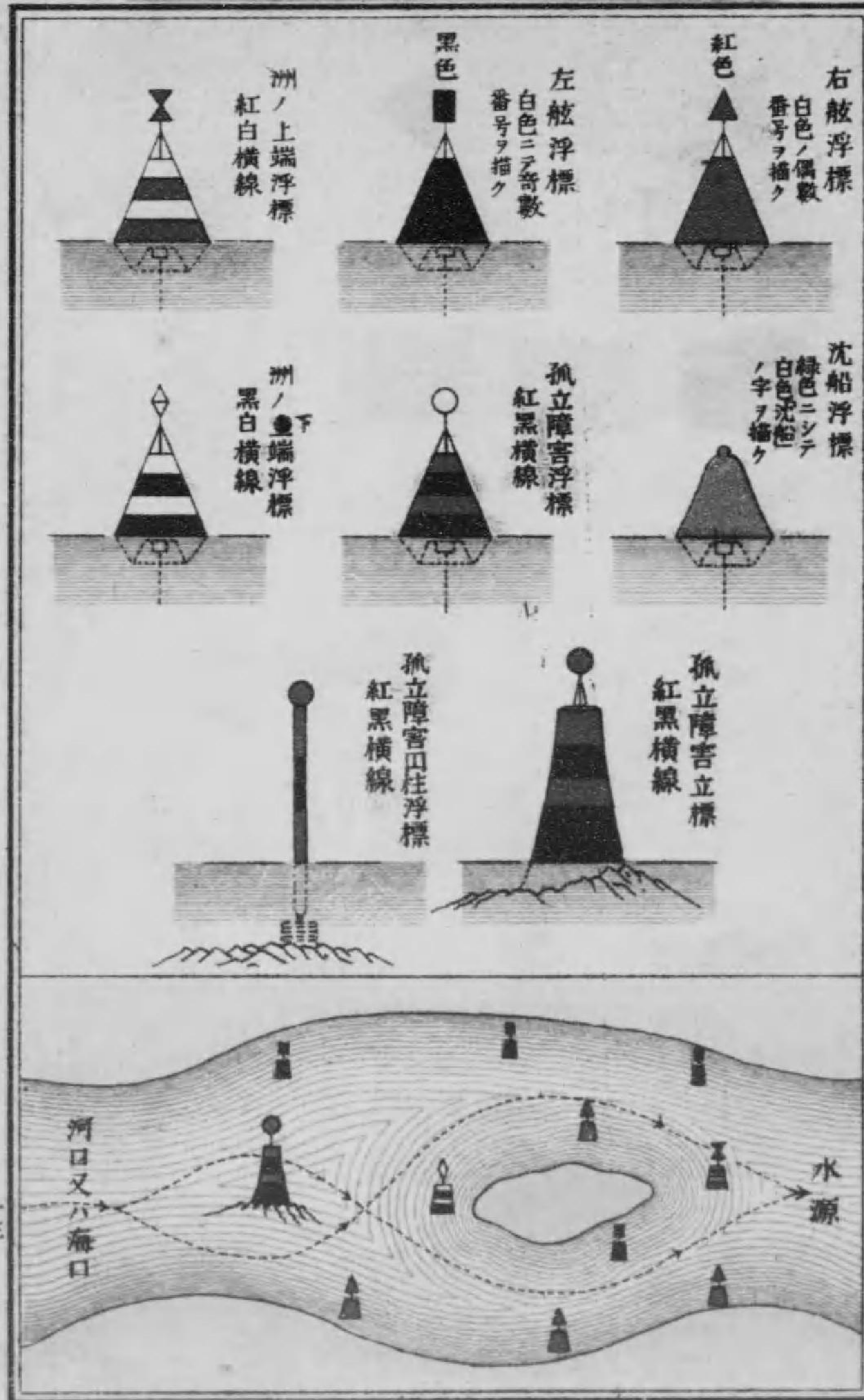
世界主要航海會社旗々

	シエラライ ン		イースター ン ノ スト ラ リア ン		イン ド ラ イ ン
	カリ ホル ニ ア エ ン タ ル		太平 洋 郵 船		ア シ ヤ ン
	北 太 平 洋		ロ バ ト グ ラ ー		ド ー グ ラ ス
	東 西 洋 汽 船		米 亞 汽 船 會 社		日 支 日 ラ イ ン
	ア プ カ ー ラ イ ン		ボ ス ト ン エ ス エ ス ト ー ポ ー ト 會 社		フ リ チ ツ シ ユ イ ン デ ア
	瑞 士 東 亞 汽 船 會 社		大 北 汽 船 會 社		加 奈 多 太 平 洋 鉄 道
	バ ク ク ル ラ イ ン				

世界主要航海會社旗々

	彼 阿		露 國 義 勇 艦 隊		支 那 輪 船 招 商 局
	チ ヤ イ ナ 、 ナ ビ ゲ ー シ ヨ ン		露 國 東 亞 汽 船 會 社		佛 國 郵 船
	チ ヤ イ ナ 、 ミ ュ ー チ ユ ア ル		シ ア イ ア ラ イ ン		チ ヤ ー ヂ ー ル ス ル ー ニ ス
	ア ン グ ロ ア メ リ カ ン オ イ ル 會 社		ス コ ツ チ ツ シ ユ フ リ エ ン タ ル		北 獨 逸 ロ イ ド
	ベ ン ラ イ ン		ユ ニ オ ン 汽 船 會 社		ア メ リ カ ハ ン ボ ル グ
	イ ン ド 、 チ ヤ イ ナ		グ レ ン ラ イ ン		英 國 ロ イ ド

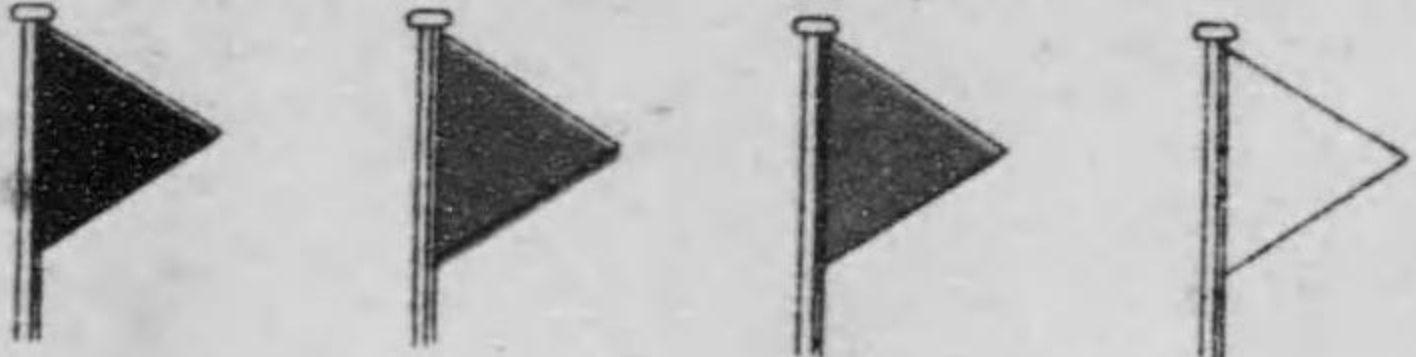
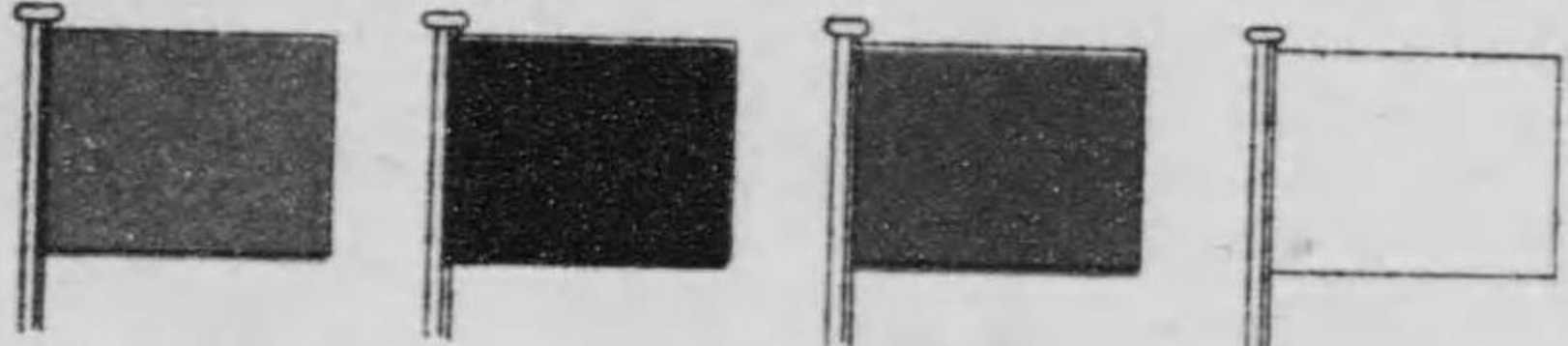
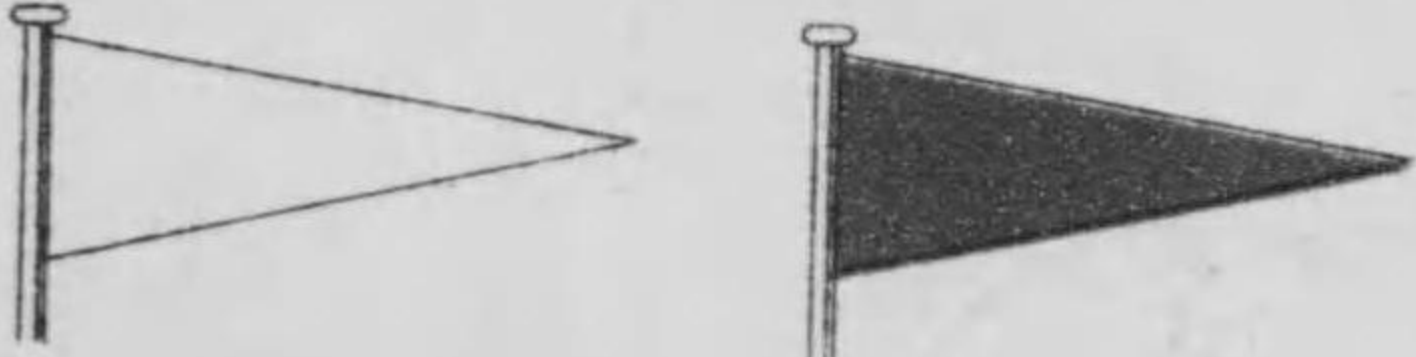


別種標立及標浮



旗號信船船國萬

S	J	A
T	K	B
U	L	C
V	M	D
W	N	E
X	O	F
Y	P	G
Z	Q	H
I	R	I
八又旗信標 梳答回		

式標號信象氣本日

 <p>風ノ西 風ノ南 風ノ東 風ノ北</p>	<p>風 向</p>
 <p>雪 雨 曇 晴</p>	<p>天 氣</p>
 <p>ル降度温 ル昇度温</p>	<p>温 度</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1657 1328 2128 1411">  </div> <div data-bbox="2180 1328 2231 1431"> <p>晝 標</p> </div> </div> <p>リア虞ノ雨風暴 シベルカ強雨風 シベルカ強風</p> <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1675 1562 1917 1686">  </div> <div data-bbox="2180 1603 2231 1707"> <p>夜 標</p> </div> </div> <p>リア虞ノ雨風暴 シベルカ強雨風 シベルカ強風</p>	<p>地 方 暴 風 警 報</p>

改 版
航 海 指 針

第 一 章 法 規

第 一 項 船 員 に 關 する 法 規

(一) 商 法 海 商 編 拔 萃

第 二 章 船 員
第 一 節 船 長

第五百五十八條 船長は其職務を行ふに付き注意を怠らざりし事を證明するに非ざれば船
舶所有者、備船者、荷送人其他の利害關係人に對して損害賠償の責を免るゝことを得ず
船長は船舶所有者の指圖に従ひたるべきと雖も船舶所有者以外の者に對しては前項に定
めたる責任を免るゝことを得ず

第五百五十九條 海員が其の職務を行ふに當り他人に損害を加へたる場合に於て船長は監
督を怠らざりしことを證明するに非れば損害賠償の責を免るゝことを得ず
第五百六十條 船長が已むことを得ざる事由に因りて自ら船舶を指揮すること能はざること

○ 商 法 海 商 編 拔 萃

○商法海商編拔萃

二

きは法令に別段の定ある場合を除く外他人を選任して自己の職務を行はしむることを得
此の場合に於ては船長は其選任に付き船舶所有者に對して其責に任す

第五百六十一條 船長は發航前船舶の航海に支障なきや否や其他航海に必要な準備の整
頓せるや否やを検査することを要す

第五百六十二條 船長は左に掲げたる書類を船中に備へ置くことを要す

一 船舶國籍證書

二 海員名簿

三 屬具目錄

四 航海日誌

五 旅客名簿

六 運送契約及び積荷に關する書類

七 税關より交付したる書類

前項第三號乃至第五號に掲げたる書類は外國に航行せざる船舶に限り命令を以て之を備
ふることを要せざるものと定むることを得

第五百六十三條 船長は已むことを得ざる場合を除く外自己に代はりて船舶を指揮すべき
者に其職務を委任したる後に非ざれば荷物の積積及び旅客の乗込の時より荷物の陸揚及
び旅客の上陸の時まで其指揮する船舶を去ることを得ず

第五百六十四條 船長は航海の準備が終はりたるときは遲滞なく發航を爲し且必要ある場
合を除く外豫定の航路を變更せずして到達港まで航行することを要す

第五百六十五條 船長は航海中最も利害關係人の利益に適すべき方法に依りて積荷の處分
を爲すことを要す

利害關係人は船長の行爲に因り其積荷に付て生じたる債權の爲め之を債權者に委付して
其の責を免るゝことを得但利害關係人に過失ありたるときは此限に在らず

第五百六十六條 船籍港外に於ては船長は航海の爲めに必要な一切の裁判上又は裁判外
の行爲を爲す權限を有す

船籍港に於ては船長は特に委任を受けたる場合を除く外海員の雇入及び雇止を爲す權限
のみを有す

第五百六十七條 船長の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを
得ず

第五百六十八條 船長は船舶の修繕費、救助料其他航海を繼續するに必要な費用を支
辨する爲めに非ざれば左に掲げたる行爲を爲すことを得ず

一 船舶を抵當と爲すこと

二 借財を爲すこと

三 積荷の全部又は一部を賣却又は買入すること但第五百六十五條第一項の場合に此

○商法海商編拔萃

三

の限に在らず

船長が積荷を賣却又は入質したる場合に於ける損害賠償の額は其積荷の到達すべかりし時に於ける陸揚港の價格に依りて之を定む但其の價格中より支拂ふことを要せざりし費用を控除することを要す

第五百六十九條

船長が特に委任を受けずして航海の爲めに費用を出だし又は債務を負擔したるときは船舶所有者は船長に對して第五百四十四條に定めたる權利を行ふことを得

第五百七十條

船籍港外に於て船舶が修繕すること能はざるに至りたるときは船長は管海官廳の認可を得て之を競賣することを得

第五百七十一條

左の場合に於ては船舶は修繕すること能はざるに至りたるものと看做す

一 船舶が其の現在地に於て修繕を受くること能はず且其の修繕を爲すべき地に到る

こと能はざるとき

二 修繕費が船舶の價額の四分の三を越ゆるとき

前項第二號の價額は船舶が航海中毀損したる場合に於ては其發航の時に於ける價額とし

て其の場合に於ては其の毀損前に有せし價額とす

第五百七十二條

船長は航海を繼續する爲め必要なるときは積荷を航海の用に供することを得此の場合に於ては第五百六十八條第二項の規定を準用す

第五百七十三條

船長は遲滞なく航海に關する重要な事項を船舶所有者に報告することを得

を要す

船長は毎航海の終に於て遲滞なく其航海に關する計算を爲して船舶所有者の承認を求め

又船舶所有者の請求あるときは何時にても計算の報告を爲すことを要す

第五百七十四條

船舶所有者は何時にても船長を解任することを得但正當の理由なくして之を解任したるときは船長は船舶所有者に對し解任に因りて生じたる損害の賠償を請求

することを得

船長が船舶共有者なる場合に於て其の意に反して解任せられたるときは他の共有者に對し相當代價を以て自己の持分を買取るべきことを請求することを得船長が前項の請求を

爲さんと欲するときは遲滞なく他の共有者又は船舶管理人に對して其通知を發することを得

を要す

第五百七十五條

船長の船舶所有者に對する債權は一年を経過したるときは時効に因りて消滅す

消滅す

第二節 海員

第五百七十六條

海員は其雇入の手續が終はりたるときは船長の指定したる時に於て船舶に乗込むことを要す

海員は船長の許可を得るに非ざれば其乗込みたる船舶を去ることを得ず

第五百七十七條

海員の服役中の食料は船舶所有者の負擔とす

第五百七十八條 海員が服役中不行跡其他重大なる過失に因らずして疾病に罹り又は傷疾を受けたるときは船舶所有者は三ヶ月を超わざる期間内の治療及び看護の費用を負擔す前項の場合に於て海員は其服役したる期間に對する給料を請求することを得但其職務を行ふに因りて疾病に罹り又は傷疾を受けたるときは其給料の全額を請求することを得

第五百七十九條 一航海に付き給料を定めたる場合に於て航海の日數を延長し又は不可抗力に因らずして其里程を延長したるときは海員は其割合に應じて給料の増加を請求することを得但航海の日數又は里程を短縮したるときは雖も給料の全額を請求することを得

第五百八十條 海員が就役の後死亡したるときは船舶所有者は死亡の日までの給料を支拂ふことを要す

海員が其の職務を行ふに因りて死亡したるときは其葬式の費用は船舶所有者の負擔とす

第五百八十一條 左の場合に於ては船長は海員を雇止むることを得

- 一 發航前海員が其の職務に不適任なることを認めたるとき
 - 二 海員が著しく其の職務を怠り又は其職務に關し之に重大なる過失ありたるとき
 - 三 海員が禁錮以上の刑に處せられたるとき
 - 四 海員が疾病に罹り又は傷疾を受け其の職務に堪へざるに至りたるとき
 - 五 不可抗力に因り發航を爲し又は航海を繼續すること能はざるに至りたるとき
- 前項第一號乃至第三號の場合に於ては海員は其の服役したる期間に對する給料を請求す

ることを得

第一項第四號及び第五號の場合に於ては海員は其の雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得但第四號の場合に於て海員に過失ありたるときは前項の規定を準用す

第五百八十二條 海員が前條第一項に掲げたる事由に因らずして雇止められたるときは其の服役したる期間に對する給料の外一ヶ月分の給料を請求することを得若し雇入港外に於て雇止められたるときは雇入港まで歸航するに必要な期間に對する給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十三條 左の場合に於ては海員は其の雇止を請求することを得

- 一 船舶が日本の國籍を喪失したるとき
 - 二 自己の過失に因らずして疾病に罹り又は傷疾を受け其の職務に堪へざるに至りたるとき
 - 三 船長より虐待を受けたるとき
- 前項の場合に於ては海員は其雇止の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十四條 航海中船舶の所有者が變更したるときは海員は新所有者に對し雇傭契約に因りて生じたる權利義務を有す

第五百八十五條 海員の雇入期間は一年を越ゆることを得ず若し之より長き期間を以て海員を雇入れたるときは其期間は之を一年に短縮す

海員の雇入は之を更新することを得但其期間は更新の時より一年を越ゆることを得ず

第五百八十六條 雇入期間の定なきときは海員は特約ある場合を除く外船舶が安全に碇泊し且積荷の陸揚及び旅客の上陸が終はりたる後に非ざれば其雇止を請求することを得ず

第五百八十七條 海員の雇入契約は左の事由に因りて終了す

- 一 船舶が沈没したること
- 二 船舶が修繕すること能はざるに至りたること
- 三 船舶が捕獲せられたること

前項の場合に於ては海員は契約終了の日までの給料及び雇入港までの送還を請求することを得

第五百八十八條 海員が雇入港までの送還を請求する権利を有する場合に於ては送還に代へて其の費用を請求することを得

第五百八十九條 第五百七十五條の規定は海員の債権に之を準用す

(二) 船員法

明治三十二年三月
法律第四十七號

第一章 總則

第一條 本法は日本船舶の船員に之を適用す但湖川、港灣のみを航行する船舶又は船舶法第二十條に掲げたる船舶の船員に付ては此の限に在らず

第二條 本法に於て船員とは船長及び海員を謂ひ海員とは船長以外の一切の乗組員を謂ふ

第二章 船員手帖

第三條 日本に於て船員と爲らんと欲する者は管海官廳に船員手帖の交付を申請することを要す

申請人は戸籍吏の書面其他の公正證書に依りて左の事項を證することを要す但申請人が本籍地又は寄留地に於て申請を爲す場合に於て其地の管海官廳が戸籍吏の職務を行ふときは此の限に在らず

- 一 氏名
- 二 本籍地
- 三 身分
- 四 出生の年月日

第四條 未成年者が船員と爲るには其法定代理人の許可を得ることを要す

○船員法

○船員法

未成年者が船員手帖の交付を申請するには前條第二項に掲げたる事項の外前項の許可を得たる旨を證することを要す

第五條 船員と爲ることを許されたる未成年者は雇傭契約に關しては成年者と同一の能力を有す

第六條 外國に於て船員と爲りたる者が日本に到着したるときは其到着の日より一ヶ月内に船員手帖の交付を申請することを要す

第七條 船員手帖に記載したる事項にして第三條第二項に掲げたるものに錯誤ありたるとき又は同條第二項第一號乃至第三號に掲げたるものに變更を生じたるときは船員は其實を知りたる日より一ヶ月内に管海官廳に船員手帖の訂正を申請することを要す

船員が日本に在らざる間に於て錯誤又は變更の事實を知りたるときは前項の期間は其の船員が日本に到着したる日より之を起算す

第八條 第三條第二項及び第四條の規定は前二條の場合に之を準用す

第九條 船員手帖が滅失したるときは船員は遲滞なく更に其交付を申請することを要す

船員手帖が毀損したるときは船員は遲滞なく其書換を申請することを要す

第十條 船員が日本に在らざる間に於て船員手帖が滅失又は毀損したるときは船員が日本に到着したる後遲滞なく船員手帖の交付又は書換を申請することを要す

第十一條 第三條第二項及び第四條の規定は前二條の場合に之を準用す但原管海官廳に船

員手帖の交付又は書換を申請するときは此限に在らず

第十二條 船員が廢業を爲したるときは遲滞なく管海官廳に其船員手帖を返還することを要す

船員が死亡したるときは其船員手帖を保管する者之を返還することを要す

第三章 船長

第十三條 船長は海員を指揮、監督し及び船中に在る者に對し其職務を行ふに必要な命令を爲すことを得

第十四條 船長は管海官廳の命令ありたるときは商法第五百六十二條第一項に掲げたる書類を提出することを要す

第十五條 船舶が港灣を出入するときは、狹隘なる水路を通過するときは其他危險の虞あるときは船長は甲板に在りて自ら船舶を指揮することを要す

第十六條 日本と外國との間又は外國各港の間を航行する船舶が外國の港に入港し又は日本に到着したるときは船長は二十四時間内に其港の管海官廳、若し其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に航海日誌を提出して其の檢閲を受くることを要す

前項の規定は船舶が入港の時より十二時間内に發航する場合には之を適用せず
管海官廳は必要なる書類の提出を命じ又は船員、旅客其他船中に在りたる者を呼出だ

○船員法

して訊問を爲すことを得

第十七條 左の場合に於ては船長は最初に到着したる港の管海官廳に出頭して其報告を爲すことを要す

- 一 豫定の航路を變更したるとき
 - 二 人命又は船舶を救ひたるとき
 - 三 衝突其の他の海難が生じたるとき
 - 四 船舶が捕獲せられたるとき
 - 五 船中に於て死亡したる者ありたるとき
- 船舶が豫定せざる港に寄港したるとき又は前項第二號乃至第五號に掲げたる事由が碇泊中に生じたるときは船長は其の港の管海官廳、若し其の港に管海官廳なきときは其の後最初に到着したる港の管海官廳に出頭して其の報告を爲すことを要す

前條第三項の規定は前二項の場合に之を準用す

第十八條 前條第一項及第二項の場合に於ては船長は報告書を作り其の認證を申請することを得

第十九條 船舶に急迫の危険ありたるときは船長は人命、船舶及び積荷の保護に必要な手段を盡し且旅客、海員其他船中に在る者を去らしめたる後に非ざれば其指揮する船舶を去ることを得す

第二十條 船舶が衝突したるときは船長は互に人命及び船舶の保護に必要な手段を盡し且船舶の名稱、船籍港、發航港及び到達港を告ぐることを要す但自己の指揮する船舶に急迫の危険あるときは此限に在らず

第二十一條 船長が航海中救援を求むる船舶を認めたるときは人命を救ふことを要す但自己の指揮する船舶に急迫の危険あるときは此の限に在らず

第二十二條 海員が船中に於て死亡したるときは船長は其船中に在る遺産を保管することを要す

第二十三條 外國に駐在する日本の公使、領事又は貿易事務官が法令の定むる所に依り日本臣民を日本に送還すべきことを命じたるときは船長は正當の理由あるに非ざれば之を拒むことを得す

送還費用の償還に關する規程は命令を以て之を定む

第二十四條 船長は其指揮せんとする船舶に乗込む前に其船員手帖を管海官廳に提出して就職の認證を申請することを得

前項の規定に依りて就職の認證を得たる船長が其職を退きたるときは遅滞なく退職の認證を申請することを要す

第二十五條 船長が死亡したるとき、船舶を去りたるとき又は之を指揮すること能はざるに至りたる場合に於て他人を選任せざるときは運航に従事する海員は其職掌の順位に従

○船員法

一四

ひて船長の職務を行ふ

第四章 海員

第二十六條 海員の雇入若しくは雇止を爲し又は雇入契約の更新若しくは變更を爲したるときは管海官廳に海員名簿を提出して公認を申請することを要す

第二十七條 管海官廳が公認を爲すには海員名簿に記載したる事項を當事者雙方に讀聞かせたる後之に署名、捺印せしむることを要す但海員の雇止を爲したる場合に於て正當の理由あるときは當事者の一方が出頭せざるときは雖も公認することを得

當事者が印を有せざるときは署名するを以て足る署名すること能はざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る若し署名すること能はず且印を有せざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る

前項の規定に依り捺印せず又は氏名を代署せしめ若しくは捺印したる場合に於ては海員名簿に其の事由を附記することを要す

第二十八條 當事者は正當の理由ある場合に限り代理人をして公認を受けしむることを得

第二十九條 公認ありたるときは海員は遲滞なく其船員手帖を管海官廳に提出して公認の認證を申請することを要す

第三十條 海員の雇止に關して争あるときは當事者の一方は管海官廳に其事由を申立て雇止の公認を申請することを得

管海官廳が前項の申請を正當なりと認めたるときは當事者雙方を呼出だし海員名簿及び船員手帖を提出せしめて雇止の公認を爲すことを要す

當事者の一方が出頭せざるときは管海官廳は相手方の申立に因りて雇止の公認を爲すことを得

此場合に於ては海員名簿及び船員手帖に其の事由を記載することを要す

前二項の場合に於ては管海官廳は海員名簿又は船員手帖の提出を強制することを得

第三十一條 船長は海員の雇入期間中其の船員手帖を保管することを要す

第三十二條 海員が雇入期間中脱船したるときは船長は遲滞なく管海官廳に其海員の船員手帖を返還することを要す

第三十三條 海員は雇止ありたる場合に於ては船長に對し其の職務の執行又は品行に關する證明書の交付を請求することを得

第三十四條 海員名簿が滅失又は毀損したるときは船長は更に海員名簿を作り之を管海官廳に提出して公認を申請することを要す

第二十七條及び第二十八條の規定は海員名簿及び船員手帖が共に滅失又は毀損したる場合に之を準用す但原管海官廳に公認を申請するときは此限りに在らず

第三十五條 海員が雇入期間中第九條又は第十條の規定に依りて船員手帖の交付又は書換を申請したる場合に於て其の交付又は書換ありたるときは海員は遲滞なく第二十九條に

○船員法

一五

○船員法

定めたる手續を爲すことを要す
第五章 紀律

第三十六條 左の場合に於ては船長は海員を懲戒することを得

一 海員が上長に對して尊敬又は従順の道を失ひたるとき

二 海員が其の職務を怠りたるとき

三 海員が他の海員の職務執行を妨げたるとき

四 海員が喧争したるとき

五 海員が船長の許可を得ずして船舶を去りたるとき又は船長が指定したる時まで

六 海員が船長の許可を得ずして歸船せざりしとき

七 海員が船長の許可を得ずして點火又は焚火したるとき

八 海員が船長の許可を得ずして端艇を使用したるとき

九 海員が食料又は飲料を濫費したるとき

十 海員が船長の許可を得ずして酒類を所持するとき又は吸煙したるとき

十一 海員が船中の秩序に反する行爲を爲したるとき

第三十七條 懲戒は左の四種とす

一 監禁

二 上陸禁止

三 加役

四 減給

第三十八條 監禁は三日以下とし船中の一室に拘置す

上陸禁止は七日以下とし此の期間には船舶の碇泊日數のみを算入す

加役は七日以下とし常務時間外に於て役務に服せしむ但一日二時間を超ゆることを得ず

減給は給料月額十分の一以下とす

第三十九條 前條第一項乃至第三項の期間には初日を算入す

第四十條 懲戒の適用は行爲の輕重に従ひ船長之を定む但二種以上の懲戒を併料することを得ず

第四十一條 海員が兇器、爆發若しくは發火し易き物、劇樂其他の危險物又は酒類を所持するときは船長に於て其物を保管又は放棄することを得

第四十二條 海員が人身又は船舶に危害を及ぼすべき行爲を爲さんとするときは船長は必要の期間内其海員の身體を拘束することを得

第四十三條 船長は必要あるときは旅客其他船中に在る者に對しても前二條に定めたる處分を爲すことを得

第四十四條 海員が船長の指定したる時に於て船舶に乗込まざるとき又は船長の許可を得

○船員法

○船員法

すして之を去りたるときは船長は乗船を強制することを得る。第四十五條 船長の命令に服従せざる者ある場合に於て必要と認めるときは船長は海軍の艦船、地方官廳又は管海官廳に援助を求むることを得る。

第六章 罰則

第四十六條 詐偽の所爲を以て船員手帖の交付を受けたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上貳拾圓以下の罰金を附加す。

詐偽の所爲を以て海員名簿に公認を受け又は船員手帖に認證を受けたる者亦同じ。

第四十七條 第七條、第九條、第十條、第十二條、第二十九條、第三十二條又は第三十五條の規定に反し船員手帖の交付、訂正若しくは公認の認證を申請し又は船員手帖を返還することを怠りたる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す。

第四十八條 虚偽の海員名簿又は船員手帖を行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四拾圓以下の罰金を附加す。

公認を受けたる海員名簿又は認證を受けたる船員手帖を増減、變換して行使したる者亦同じ。

第四十九條 左の場合に於ては船長を十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す。
一 船長が正當の理由なくして商法第五百六十二條第一項に掲げたる書類を船中に備

置し或は毀棄したるとき

二 船長が第十四條の規定に反して書類の提出を拒みたるとき

三 船長が商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號に掲げたる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき

第五十條 左の場合に於ては船長を拾圓以上五百圓以下の罰金に處す。
一 船長が商法第五百六十一條の検査を爲さずして發航を爲したるとき

二 船長が船舶を安全に碇泊せしめ且商法第五百六十三條の規定に従ひ其の職務を委任せずして船舶を去りたるとき

三 船長が第十五條の規定に反して甲板に在らざるとき

四 船長が必要なくして豫定の航路を變更したるとき

第五十一條 船長が第十六條第一項、第十七條第一項、第二十二條又は第三十一條の規定に違反したるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す。

第五十二條 船長が第十九條の規定に違反したるときは二月以上五年以下の重禁錮に處す。

第五十三條 船長が第二十條の規定に反して人命又は船舶の保護に必要な手段を盡さざるときは一月以上三年以下の重禁錮に處し又は五拾圓以上五百圓以下の罰金に處す。船長が第二十條の規定に反して告知を爲さざるときは拾圓以上參百圓以下の罰金に處す。

○船員法

○船員法

三〇

第五十四條 船長が第二十一條の規定に違反したるときは十日以上一年以下の重禁錮に處し又は參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第五十五條 船舶に急迫の危険ある場合に於て海員が船長の許可を得ずして其船舶を去りたるときは十一日以上三年以下の重禁錮に處す

第五十六條 第十九條又は第二十條の場合に於て船長が人命又は船舶の保護に必要な手段を爲すに當たり海員が上長の命令に服従せざるときは十一日以上二年以下の重禁錮に處し又は五圓以上百圓以下の罰金に處す

第五十七條 船長が第二十三條第一項の規定に反して送還の命令を拒みたるときは參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第五十八條 船舶所有者又は船長が第二十六條の規定に違反したるときは拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第五十九條 船長が第三十三條に定めたる證明書を交付せず又は不正の記載を爲したる證明書を交付したるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

第六十條 船長が第三十四條第一項の規定に違反したるときは五圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第六十一條 海員が雇入手續の終はりたる後正當の理由なくして船長の指定したる時に於て船舶に乗込まざるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

第六十二條 船長が第五章に定めたる處分を爲すに當たり海員に助力を爲すべきことを命じたる場合に於て海員が其命令に服従せざるときは十一日以上六月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上百圓以下の罰金に處す

第六十三條 船員、旅客其の他船中に在りたる者が本法の規定に依り管海官廳より呼出を受け又は書類の提出を命ぜられたる場合に於て正當の理由なくして之に應ぜざるときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

第六十四條 海員が船長の許可を得ずして二十四時間以上船中に在らざるときは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

海員が脱船したるときは十一日以上六月以下の重禁錮に處す

海員が外國に於て前二項の罪を犯したるときは一等を加ふ

第六十五條 船長が正當の理由なくして船舶を遺棄したるときは一月以上二年以下の重禁錮に處す

船長が外國に於て正當の理由なくして海員を遺棄したるときは一月以上一年以下の重禁錮に處す

第六十六條 海員が船長の許可を得ずして兇器、爆發又は發火し易き物、劇藥其の他の危

○船員法

三一

○船員法

險物を所持するときは五圓以上百圓以下の罰金に處す

第六十七條 故なく船體若しくは機關の要部を毀損し又は重要な屬具を毀損若しくは放棄したる者は十一日以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五拾圓以下の罰金を附加す

前項の罪を犯し因て船舶の運航を妨げたるときは一等を加へ船舶を覆没し又は人を死に致したるときは重懲役に處す

第六十八條 船舶の運航を妨ぐる目的を以て前條第一項の罪を犯したる者は重懲役に處し因て船舶を覆没し又は人を死に致したるときは刑法第六十九條の例に依りて處斷す

第六十九條 海員が上長に對して脅迫の罪を犯したるときは刑法各本條の例に照し一等を加ふ

刑法第三百二十九條の規定は前項の場合には之を適用せず

第七十條 海員が上長に對して毆打創傷の罪を犯したるときは刑法各本條の例に照し一等を加ふ

第七十一條 船長が旅客、海員其他船中に在る者に對して其職權を濫用し又は虐待を爲したるときは十一日以上三月以下の重禁錮に處し又は拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯し因て人を疾病、死傷に致したる時は前條の例に依りて處斷す

第七十二條 海員が相黨與して左の行爲を爲したるときは各號の區別に依りて處斷し首魁は一等を加ふ

一 職務に服せず又は上長の命令に服從せざるときは十一日以上六月以下の重禁錮に處す

二 脱船したるときは一月以上一年以下の重禁錮に處す

三 第六十九條又は第七十條の罪を犯したるときは各本條の例に照し一等を加ふ

第七十三條 船員が著しく其職務を怠り因て船舶を毀損若しくは覆没し又は人を死傷に致したるときは一月以上五年以下の重禁錮に處し又は拾圓以上千圓以下の罰金に處す

第七十四條 本章の規定中船長に適用すべきものは船長に代はりて其職務を行ふ者にも亦之を適用す

(三) 船員法施行細則

第一章 總 則

第一條 船員法又は本則の規定に依る申請は特に明文を掲ぐる場合を除く外書面又は口頭を以て之を爲すことを得

第二條 代理人に依りて前條の申請を爲すときは代理人は其の權限を證する書面を管海官廳に差出すべし

第三條 船員法及本則中最初に到着したる港の管海官廳を稱するは最初に到着したる管海

○船員法、船員法施行細則

○船員法施行細則

官廳ある港の管海官廳を謂ふ
第四條 本則第二章乃至第四章の事務は管海官廳に於て當事者の申請に依り理由ありと認めらるるときは休暇日と雖も之を行ふことあるべし

第二章 船員手帖

第五條 船員法第三條第一項又は第六條に依り船員手帖の交付を申請せんとする者は第一號書式の申請書を最寄管海官廳に差出すべし

船員法第三條第二項但書の場合を除く外申請者は同項に掲ぐる事項を證する戸籍吏の書面其他の公正證書を申請書に添附すべし但申請書に其の證明を受けたるときは此限にあらず

第六條 未成年者は前條の規定に従ふ外左の事項を記載し法定代理人の署名捺印したる書面を申請書に添附すべし

一 未成年者の氏名及本籍地

二 船員と爲ることを許したる旨

三 船員と爲ることを許したる年月日

四 法定代理人の本籍地及住所

第七條 船員法第七條に依り船員手帖の訂正を申請せんとする者は船員手帖を添へ同法第三條第二項但書の場合を除く外訂正を要する事項を證する戸籍吏の書面其他の公正證書を最寄管海官廳に差出すべし

書を最寄管海官廳に差出すべし

第八條 船員法第九條又は第十條に依り船員手帖の交付又は書換を申請せんとする者は第十一號書式の申請書を最寄管海官廳に差出し且書換を申請する場合には船員手帖をも差出すべし

第五條第二項及第六條の規定は前項の場合に之を準用す但船員法第十一條但書の場合に此限にあらず

海員雇入期間中第一項の申請を爲す場合には申請書に船長連署することを要す
第九條 船員法第十二條又は第三十二條に依り船員手帖を返還せんとする者は其の事由を疏明し最寄管海官廳に船員手帖を差出すべし

第九條の二 雇入期間中行衛不明となりたる海員の雇止を爲したる者は其の雇止公認を申請したる管海官廳に該海員の船員手帖を差出すべし若之を差出すこと能はざるときは其の事由を疏明すべし

他人の船員手帖を保管する者該船員手帖受有者の所在不分明にして之を本人に還付する能はざるときは最寄管海官廳に之を差出すべし

前二項の規定に依り船員手帖を受領したる管海官廳は受領の日より一箇年内に本人又は代理人より交付の請求なきときは之を廢棄すべし
第十條 船員手帖餘白なきに至りたるときは船員は現に受有する船員手帖を最寄管海官廳

○船員法施行細則

○船員法施行細則

の検閲に供し更に其交付を申請すべし

第十二條 本章に掲ぐる申請は日本に於ける管海官廳に之を爲すべきものとす

第十三條 船員手帖の様式は第二號書式に依る

第三章 船長

第十三條 船長は海員名簿、屬具目錄、航海日誌又は旅客名簿を船中に備へたるべき遅滞なく書式に従ひ必要な事項を之に記載すべし

第十四條 左の場合に於て船長は事實の發生後遅滞なく之を訂正すべし

一 豫定の航路を變更したるとき

二 人命又は船舶を救ひたるとき

三 衝突其他の海難に罹りたるとき

四 豫定せざる港に寄港したるとき

五 船舶に急迫の危険ありたる爲め船長に於て船舶を去りたるとき

六 船長に於て海員を懲戒したるとき

七 船員法第四十一條乃至第四十四條に依りて處分を爲したるとき

八 船員法第四十五條に依り援助を求めたるとき

九 船中に於て犯罪ありたるとき

十 船中に於て出生ありたるとき

十一 船中に於て死亡ありたるとき及死亡者の遺産を處分したるとき

十二 前各號に掲ぐる場合の外船中に於て異常の事變發生したるとき

第十五條 船長は旅客乗船したるときは其乗船後、下船したるときは其下船後遅滞なく旅客名簿に書式に定むる事項を記載すべし

第十六條 本章に掲ぐる書類を記載するに當り文字を訂正、挿入又は削除したるときは欄外に其旨及字數を記載し船長之に認印し訂正又は削除したる文字は之を讀み得べき様抹消すべし

第十三條第二項に依り書類を訂正したるときは前項の規定に従ふ外其行端に訂正を爲し

第十七條 管海官廳に於て船員法第十六條第一項に依り航海日誌の検閲を爲したるときは

之に檢閲を爲したる旨及檢閲の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を船長に還付す

第十八條 船員法第十七條第一項又は第二項の報告は書面を以て之を爲すことを要す

前項の書面及船員法第十八條の報告書には左の事項を記載し船長之に署名捺印すること

を要す

一 船舶の番號、種類及名稱

○船員法施行細則

○船員法施行細則

二 船籍港

三 船舶所有者の氏名又は名稱

四 船長の氏名、住所並海技免狀の種類及機關に關する事項に付ては機關長の氏名、

住所並海技免狀の種類

五 船舶の發航港並到達港及報告すべき事實の發生したる場所並年月日時

六 報告すべき事實の顛末

第十九條 報告書の認證は報告書に認證を爲したる旨及認證の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を爲す

第二十條 海員船中に於て死亡したるときは船長は遲滞なく重立ちたる海員二名以上の立會を以て其遺産を取調べ遺産目録を作らべし

遺産目録には左の事項を記載し船長之に署名捺印し遺産の取調べに立會ひたる海員之に連署することを得

一 死亡したる海員の氏名、本籍地、住所及死亡の年月日時

二 遺産の品名及各品の數量、若し金錢なるときは其金額

三 遺産目録を作りたる年月日

第二十一條 船長は戶籍法の規定に依り死亡に關する航海日誌の謄本を戶籍吏公使又は領事に送付する場合に於ては其港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは其後最初に到着

したる港の管海官廳に遺産目録を差出すべし

船中に死亡者ありたるも前項に掲ぐる謄本の送付を要せざるときは船長は遺産目録を作りたる港の管海官廳、其港に管海官廳なき場合又は航行中之を作りたる場合に在りては其後最初に到着したる港の管海官廳に遺産目録を差出すべし

第二十二條 前條に依り遺産目録を受けたるときは管海官廳は其管海官廳又は其指定する管海官廳に遺産を差出すべきことを船長に命ずることを得

第二十二條の二 船員法第二十三條第一項に依り日本臣民の送還すべきことを命ぜられたる船長が公使、領事又は貿易事務官の指定したる港に到着したるときは其港に於ける警察署に送還の事由を説明し被送還者を引渡すべし

前項に依り被送還者を引渡したる船長が被送還者より送還費用の償還を得ざるときは被送還者の氏名、出生年月日、出生地、身分、本籍地、住所、扶養義務者の氏名、住所及送還の事實を記載したる書面を作り之を被送還者を引渡したる警察署に提出して其證明を申請することを得

船長が明治三十三年勅令第四百十五號の規定に依り臺灣總督府、北海道廳又は府縣に送還費用の請求を爲す場合には請求書に前項の書類を添附すべし

第二十三條 船長が就職又は退職の認證を申請せんとするときは就職の場合には第九號書式退職の場合には第十號書式の申請書に就職又は退職及其年月日を證する書面を添へて

○船員法施行細則

○船員法施行細則

船員手帖を最寄管海官廳に提出すべし。又、前項の規定に從ふ外其海技免狀を管海官廳の檢閲に供すべし。

第二十四條 第十九條の規定は前條の認證の場合に之を準用す。

第四章 海員

第二十五條 海員雇入の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて雇入港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし。

第二十六條 海員名簿及前條第一號の書面に被雇者の氏名及之に關する事項を記載するに左の順序に従ふべし。

第一 甲板部海員
第二 機関部海員
第三 事務部海員
第二十七條 當事者代理人をして海員雇入の公認を受けしめんとするときは其理由を記載し且其權限を證する書面を代理人に交付し代理人は之を管海官廳に差出すべし。

第二十八條 海員雇入の公認を爲すに當り管海官廳に於て海員名簿に記載したる事項を當事者に讀聞かすには被雇者に付ては第二十六條の順序に依り之を爲す。

第二十九條 被雇者總員署名捺印したるときは管海官廳は海員名簿に海員雇入の公認を爲したる年月日を記載し管海官廳の印を捺して第二十五條第二號の書類と共に之を雇者に還付す。

第三十條 船員法第二十九條に依り雇入の公認の認證を申請せんとするときは海員は船員手帖に書式に定むる事項を記載し公認を爲したる管海官廳に之を提出すべし。

第三十一條 船員法第三十五條に依り公認の認證を申請せんとするときは海員は書式に從ひ船員手帖に現在の契約條項其の他の事項を記載し最寄管海官廳に之を提出すべし。前項の場合に於て船長は現在の契約條項を記載したる海員名簿を管海官廳に提出すべし。

○船員法施行細則

第三十二條 船員法第六條に依り船員手帖の交付を申請したる者其の雇入期間中船員手帖の交付ありたるときは遲滞なく前條第一項の手續を爲し公認の認證を申請すべし。

第三十三條 左の場合に於ては海員雇入の公認を申請すべし。

○船員法施行細則

三四

べき證憑あるときは之を提出することを得
第三十九條 管海官廳に於て前條の手續を爲したる後申請を事由ありとするときは海員名簿に書式に定むる事項、船員法第三十條に依り海員雇止の公認を爲したること及公認の年月日を記載し管海官廳の印を捺して之を雇者に還付す
第四十條 海員雇入契約更新の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて更新を爲したる港の管海官廳其の港に管海官廳なきときは航行中更新を爲したるときは其の後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出す
一 第五號書式の申請書
二 第二十五條第二號の書類
三 第三十四條第二號の書類
第四十一條 海員雇入契約變更の公認を申請せんとするときは雇者は海員名簿に書式に定むる事項を記載し左の書類を添へて變更を爲したる港の管海官廳其の港に管海官廳なきときは航行中變更を爲したるときは其の後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出す
一 第六號書式の申請書
二 契約の變更被雇者の職務に係る場合に於て被雇者海技免狀を有するときは其免狀

第四十二條 第二十六條乃至第二十九條の規定は海員雇入契約の更新又は變更の公認の場合に之を準用す

第四十條第二號及第三號の書類又は前條第二號の書類は更新又は變更の公認ありたるときは之を雇者に還付す

第四十二條の二 海員雇入契約の更新若は變更の公認の認證を申請せんとするときは海員は船員手帖の相當欄に更新又は變更の年月日、場所及其要旨を記載し公認を爲したる管海官廳に之を提出すべし

第四十三條 海員雇入雇止又は雇入契約の更新若は變更の公認の認證を申請したるときは管海官廳は海員名簿又は船長の證明書に依り船員手帖の記載事項を調査し正當と認むるときは船員手帖に公認の認證の年月日及第三十一條、第三十二條又は第三十五條の二の場合に在りては公認の認證の事由を記載し管海官廳の印を捺し雇止の場合には之を海員に還付し其他の場合には之を雇者に交付す

第四十三條の二 船員が船員手帖を滅失又は毀損したるときは法令に特別の規定なき場合に於ても管海官廳に申請して船員手帖に原手帖に記載ありたる事項に關する認證を受くることを得

前項の申請を爲すには認證を受くべき事項を船員手帖に記載して提出し公認ありたる海員名簿、船長に於て證明したる海員名簿の謄本、毀損したる船員手帖又は相當官廳の證

○船員法施行細則

三五

○船員法施行細則

明書を管海官廳の檢閲に供すべし

第一項の規定に依り認證の申請を爲したるときは管海官廳は前項の書類に依り新手帖の記載事項を調査し正當と認むるときは前條の手續に依り且認證の事由を記載して認證を爲す

第四十四條 船員法第三十四條第一項に依り公認を申請せんとするときは左の書類を添へ海員名簿を作りたる港の管海官廳、其港に管海官廳なきときは又は航行中之を作りたるときは其後最初に到着したる港の管海官廳に之を提出すべし

一 第七號書式の申請書

二 第二十五條第二號の書類

三 被雇者の船員手帖現存するときは其手帖

前項の海員名簿には現に雇入期間中に係る海員に付て書式に定むる事項及原管海官廳に海員名簿を提出する場合に在りては被雇者總員の氏名、其他の場合に在りては前項に依り提出する船員手帖を受有する被雇者の氏名を之に記載すべし

第二十六條の規定は前二項の場合に之を準用す

第四十五條 第二十七條及第二十八條の規定は被雇者全部又は一部の船員手帖滅失又は毀損したる場合に之を準用す但原管海官廳に前條の海員名簿を提出するときは此限にあらす

第四十六條 船員法第三十四條第一項の申請に依り公認を爲したるときは管海官廳は海員

名簿に同項の公認を爲したるこゝ及公認の年月日を記載し管海官廳の印を捺して第四十四條第二號及第三號の書類と共に之を船長に還付す

第四十七條 第十六條第一項の規定は認印及欄外の記載に關する規定を除く外第二十五條第三十條第三十一條第三十二條第三十四條第三十五條第四十條第四十一條又は第四十四條第二項に依り海員名簿又は船員手帖に記載を爲すに當り文字を訂正、挿入又は削除したる場合に之を準用す此場合には管海官廳に於て公認又は公認の認證を爲すに當り之に認印するにあらざれば文字の訂正、挿入又は削除は其效を有せず

第四十七條の二 管海官廳は年月日及管海官廳の名稱を刻したる印を以て第十七條、第十九條、第二十四條、第二十九條、第三十六條、第三十九條、第四十二條第一項、第四十三條、第四十三條の二第三項、第四十六條の年月日の記載及捺印に代ふることを得第四十八條 公認及公認の認證は管海官廳に於て當事者の申請に依り理由ありと認むるときは管海官廳外の場所に於て之を行ふことあるべし

第五章 手数料

第四十九條 手数料の額左の如し

- 一 船員手帖の交付又は書換
- 二 船員手帖の訂正

一部に付
船員法第三條第二項の事項一箇に付

貳拾錢
五錢

○船員法施行細則

○船員法施行細則

三八

- 三 報告書の認證 一通に付 壹圓
- 四 船長就職又は退職の認證 一件に付 貳拾錢
- 五 公認 被雇者一人に付 拾錢
- 但船員法第三十四條の場合に於ては 被雇者一人に付 五錢
- 六 公認の認證 一件に付 五錢

外國に於て手数料を納付すべきときは其の額は左の規定に依る

- 一 報告書の認證 一通に付 貳圓
- 二 船長就職又は退職の認證 一件に付 四拾錢
- 三 公認 被雇者一人に付 貳拾錢
- 但船員法第三十四條の場合に於ては 被雇者一人に付 拾錢
- 四 公認の認證 一件に付 拾錢

前二項の手数料は第四條又は前條の場合に於ては前二項に定むる所の二倍とす

第五十條 前條前二項第一號の手数料は第八號書式の手数料納付書に其金額に相當する收入印紙を貼用して之を納付すべし

前條第一項第二號乃至第六號の手数料は逓信大臣の告示する場所に於ては前項の規定に依り、其の他の場所に於ては現金を以て之を納付すべし

前二項に依り貼用したる印紙は管海官廳に於て消印を爲すべきものとす但申請者に於て

自己の便宜上消印を爲すは妨なし

第六章 罰則

第五十一條 第十三條第二項第二十條第二十一條第二十二條の二第一項第三十一條第二項又は第三十二條に違反したる者、第二十二條の命令に違反して管海官廳に遺産を差出さざる者又は第三十五條第二項に定めたる證明書の交付又は公認の通知を爲さざる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

(四) 船舶職員試験規程

(改正大正五年七月十四日 逓信省令第三二二號)

第一章 總則

第一條 船舶職員試験は左の三十三種とす

- 甲種船長試験
- 甲種一等運轉士試験
- 甲種二等運轉士試験
- 汽船甲種船長試験
- 汽船甲種一等運轉士試験
- 汽船甲種二等運轉士試験

○船員法施行細則、船舶職員試験規程

三九

○船舶職員試験規程

帆船甲種船長試験

帆船甲種二等運轉士試験

帆船甲種一等運轉士試験

漁船甲種二等運轉士試験

漁船甲種一等運轉士試験

漁業汽船甲種一等運轉士試験

漁業汽船甲種二等運轉士試験

漁業帆船甲種一等運轉士試験

漁業帆船甲種二等運轉士試験

乙種船長試験

乙種一等運轉士試験

乙種二等運轉士試験

漁船乙種一等運轉士試験

漁船乙種二等運轉士試験

湖川港乙種一等運轉士試験

湖川港乙種二等運轉士試験

丙種船長試験

丙種運轉士試験

漁船丙種運轉士試験

小型船丙種運轉士試験

機関長試験

一等機関士試験

二等機関士試験

發動機船二等機関士試験

三等機関士試験

湖川港三等機関士試験

發動機船三等機関士試験

第二條 船舶職員試験は逓信大臣の指定する管海官廳及期日に於て之を執行す

前項の外臨時試験を執行する必要があるときは隨時其場所及期日を告示す

第一章 受驗資格

第三條 年齢滿二十年以上にして左に掲ぐる履歴の一を有する者は相當船舶職員試験を受くることを得

- 一 汽船甲種船長試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船に乗組

○船舶職員試験規程

○船舶職員試験規程

四二

みたる履歴を有すること

二 帆船甲種船長試験を受くるに適合する履歴、一年以上横帆装置の航洋帆船に乘組みたる履歴及一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組みたる履歴を有すること

甲種一等運轉士試験

一 汽船甲種一等運轉士試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船に乘組みたる履歴を有すること

二 帆船甲種一等運轉士試験を受くるに適合する履歴、一年以上横帆装置の航洋帆船に乘組みたる履歴及一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組みたる履歴を有すること

甲種二等運轉士試験

四年以上遠洋航路若は近海航路を航行する船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は横帆装置の帆船に又一年は五百噸以上の汽船に在りたること

汽船甲種船長試験

一 甲種一等運轉士免狀又は乙種船長免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

二 乙種船長免狀を長し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み船長の職を執りたること

汽船甲種一等運轉士試験

一 甲種二等運轉士又は乙種一等運轉士免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み二等運轉士の職を執りたること

二 乙種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

三 甲種二等運轉士免狀又は乙種一等運轉士免狀を有し二年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み三等運轉士として執務したること

汽船甲種二等運轉士試験

四年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み其運行に従事したること

帆船甲種船長試験

一 甲種一等運轉士免狀を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乘組み船長の職を執りたること

二 甲種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

三 丙種船長免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乘組み船長の職を執りたること

四 丙種船長免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

○船舶職員試験規程

四三

○船舶職員試験規程

四四

りたること

帆船甲種一等運轉士試験

- 一 甲種二等運轉士免状を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること
- 二 丙種運轉士免状を有し一年以上二百噸以上若は二千石以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること
- 三 甲種二等運轉士免状又は丙種運轉士免状を有し一年以上三百噸以上若は三千石以上の航洋帆船に乘組み二等運轉士の職を執りたること
- 四 甲種二等運轉士免状又は丙種運轉士免状を有し二年以上千噸以上の航洋帆船に乘組み三等運轉士として執務したること

帆船甲種二等運轉士試験

- 一 四年以上航洋帆船に乘組み其内少くも一年は二百噸以上の遠洋航路若は近海航路を航行する帆船に乘組み其運行に従事したること

- 二 丙種運轉士免状を有し一年以上航洋帆船に乘組み船長の職を執りたること

漁船甲種一等運轉士試験

- 一 效力を漁船に限られたる甲種二等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の漁船に乘組み船長の職を執り若は二百噸以上の漁船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

- 二 效力を漁業汽船に限られたる甲種二等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の漁業汽船に乘組み船長の職を執り且一年以上百噸以上の航洋帆船に乘組み其運航に従事したること

- 三 效力を漁業帆船に限られたる甲種二等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の漁業帆船に乘組み船長の職を執り且一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み其運航に従事したること

漁船甲種二等運轉士試験

- 一 四年以上航洋船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は百噸以上の漁業帆船に又一年は百噸以上の漁業汽船に乘組たること

- 二 效力を漁業汽船に限られたる甲種二等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の漁業汽船に乘組み船長の職を執り若は一年以上二百噸以上の漁業汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

- 三 效力を漁船に限られたる乙種一等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の漁業汽船に乘組み船長の職を執りたること

漁業汽船甲種二等運轉士試験

- 一 四年以上航洋船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は百噸以上の漁業汽船に乘

○船舶職員試験規程

四五

○船舶職員試験規程

組みたること

漁業帆船甲種一等運轉士試験

- 一 効力を漁業帆船に限られたる甲種二等運轉士免狀を有し一年以上遠洋航路を航行する漁業帆船又は百噸以上の近海航路若は沿海航路を航行する漁業帆船に乘組み船長の職を執り又は一年以上二百噸以上の漁業帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること
- 二 効力を漁船に限られたる丙種運轉士免狀を有し一年以上百噸以上の漁業帆船に乘組み船長の職を執り若は一年以上二百噸以上の漁業帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

漁業帆船甲種二等運轉士試験

一年以上航洋帆船に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は百噸以上の漁船に乘組みたること

乙種船長試験

- 一 乙種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること
- 二 乙種一等運轉士免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み船長の職を執りたること

三 乙種一等運轉士免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み二等運轉士の職を執りたること

一 四年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み其運航に従事したること

二 乙種二等運轉士免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

三 乙種二等運轉士免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み船長の職を執りたること

乙種二等運轉士試験

三年以上汽船に乘組み其運航に従事したること

漁船乙種一等運轉士試験

一 四年以上航洋船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は百噸以上の漁業汽船に乘組みたること

二 効力を漁船に限られたる乙種二等運轉士免狀を有し一年以上五十噸以上の漁業汽船に乘組み船長の職を執り若は一年以上二百噸以上の漁業汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること

漁船乙種二等運轉士試験

○船舶職員試験規程

○船舶職員試験規程

四八

- 一 三年以上航洋船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は漁業汽船に乘組みたること
- 二 三年以上航洋船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも二年は補助機關を備ふる漁業帆船に乘組みたること
- 三 効力を漁船に限られたる丙種運轉士免狀を有し一年以上補助機關を備ふる漁業帆船に乘組み船長の職を執りたること

湖川港乙種一等運轉士試験

湖川港乙種二等運轉士免狀を有し一年以上免許を受けんとする湖川港内に在て百噸以上の汽船に乘組み船長の職を執りたること

湖川港乙種二等運轉士試験

一年以上汽船に乘組み免許を受けんとする湖川港内に在て其運航に従事したること

丙種船長試験

- 一 丙種運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上若は二千石以上の航洋帆船に乘組み二等運轉士の職を執りたること
- 二 丙種運轉士免狀を有し一年以上百噸以上若は千石以上の航洋帆船に乘組み船長の職を執りたること
- 三 丙種運轉士免狀を有し一年以上三百噸若は三千石以上の航洋帆船に乘組み二等運

轉士の職を執りたること

丙種運轉士試験

三年以上十五噸以上若は百五十石以上の航洋帆船に乘組み其運航に従事したること

漁船丙種運轉士試験

- 一 三年以上航洋帆船に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は漁船に乘組みたること
- 二 三年以上沖合漁業に従事する帆船に乘組み且一年以上航洋帆船に乘組み其運航に従事したること
- 三 六年以上沖合漁業に従事する帆船に乘組み其内少くも三年は船頭の職を執りたること

小型船丙種運轉士試験

三年以上航洋帆船に乘組み其運航に従事したること

機關長試験

- 一 一等機關士の免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み一等機關士の職を執りたること
- 二 一等機關士の免狀を有し一年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機關長の職を執りたること

○船舶職員試験規程

四九

○船舶職員試験規程

五〇

- 三 一等機関士の免状を有し一年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み二等機関士として執務したること
 - 二 二等機関士の試験
 - 一 四年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機関運轉に従事したること
 - 二 二等機関士の免状を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等機関士の職を執りたること
 - 三 二等機関士の免状を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機関長の職を執りたること
 - 四 二等機関士の免状を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み機関士として執務したること
- 二等機関士試験
- 一 三年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機関運轉に従事したること
 - 二 三等機関士の免状を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み機関長の職を執りたること
- 發動機船二等機関士試験
- 一 三年以上五噸以上の發動機船に乘組み機関運轉に従事したること
 - 二 一年六月以上航洋發動機船に乘組み機関運轉に従事したること

三 効力を發動機船に限られたる三等機関士免状を有し一年以上五噸以上の發動機船に乘組み機関長の職を執りたること

三等機関士試験

三年以上汽船に乘組み機関運轉に従事したること

湖川港三等機関士試験

一年以上汽船に乘組み機関運轉に従事したること

發動機船三等機関士試験

一年以上發動機船に乘組み機関運轉に従事したること

第四條 前條に掲ぐる船舶の噸數は總噸數にして石數は積石數とす

航洋船舶とは沿海航路以上の航路を航行する汽船及帆船、航洋汽船とは沿海航路以上の航路を航行する汽船、航洋帆船とは沿海航路以上の航路を航行する帆船を謂ふ

汽船甲種船長試験及汽船甲種一等運轉士試験の履歴に掲ぐる甲種一等運轉士免状及甲種二等運轉士免状には効力を汽船に限られたるものを包含す又帆船甲種船長試験及帆船甲種一等運轉士試験の履歴に掲ぐる甲種一等運轉士免状及甲種二等運轉士免状には効力を帆船に限られたるものを包含す

機関長試験及各機関士試験の履歴中航洋汽船又は汽船には發動機船を包含せず

第五條 遞信大臣の允當と認むる外國政府の免状を有して執職したる履歴は日本政府の相

○船舶職員試験規程

五一

當海技免狀を有して執職したるものと看做す

第六條 遞信大臣の允當と認むる機關工場に在て汽機汽罐の製造又は修繕に従事したる期間に第三條に定むる乗船期間の半數に達するまで乗船履歷に換算することを得

第七條 補助機關を備ふる帆船に乘組みたる者の履歷は甲板部員に在ては帆船乗組と看做し機關部員に在ては蒸氣機關を備ふるものは其乗組日數の四分の一に相當する期間該船舶の總噸數の二分の一に相當する汽船に乘組みたるもの、發動機を備ふるものは其乗組日數の二分の一に相當する期間發動機船に乘組みたるものとして計算す

第八條 船舶職員法施行細則第二條第四條及第五條に掲ぐる船舶に乘組みたる履歷は遞信大臣の認定する所に依り第三條に定むる履歷たる效力を有す

第九條 高等免狀に對する試験を受くることを得る履歷を有する者は下等免狀に對する試験を受くることを得

高等の職を執りたる履歷は下等の職を執りたるものととして換算若は通算することを得
高等の免狀を下等免狀に代用して執職したる履歷は該下等免狀を有して執職したるもの
乙種若は丙種の免狀を甲種免狀に代用して執職したる履歷は該甲種免狀を有して執職したるものと看做す

同一の試験に對して二種以上の乗船履歷を有するときは其乗船期間を通算して其内の一に該當する期間に滿つるときは相當履歷たる效力を有す但乗船年數の規定を異にする種

類の乗船期間は各規定年數の比例に依り之を其内の一に換算して通算するものとす

第十條 遞信大臣の允當と認むる學校に在て航海科又は機關科を卒業したる者は其乗船期間第三條の規定に適合せざるも同大臣の認定する所に依り相當試験を受くることを得

前項の規定は遞信大臣の允當と認むる水産講習所又は水産學校に在て漁撈科又は遠洋漁業科を卒業したる者及水産試験場に於て遠洋漁業の講習科を修業したる者に準用す

第十一條 左に掲ぐるものは第三條に定むる履歷たる效力を有せず

- 一 倉庫船又は緊留船に乘組たる履歷
- 二 年齢十五年未滿のときの履歷
- 三 明治三十八年一月以前の履歷
- 四 主として船舶の運航又は機關の運轉に従事せざる職務の履歷

第三章 受 験 申 請

第十二條 船舶職員試験を受けんとする者は定期試験に在ては試験期日十二日前までに臨時試験に在ては試験期日五日前までに試験を行ふ管海官廳に左の書面及新に撮影したる手札形寫眞(單獨、半身、脱帽に限る)を差出すべし

- 一 第一號書式の申請書
- 二 戸籍の謄本
- 三 船舶職員法第六條第一號及第二號に該當せざることを證明書

○船舶職員試験規程

○船舶職員試験規程

五四

- 四 海技免狀を有する者は其寫
 - 五 學校、水産講習所又は水産試験場の卒業證書又は修業證書を有する者は其寫
- 前項第二號の書類は外國人に在ては日本の官公署又は本國領事の證明書を以て之に代ふることを得

第十三條 履歴は左に掲ぐる書類を管海官廳の檢閲に供して之を證明すべし

- 一 商船に乗組みたる履歴は船員手帖又は之に準すべき證明書
- 二 海軍艦船艇又は官廳若しくは公署の所屬船に乗組みたる履歴は當該官廳公署の辭令書證明書若しくは當該官吏公吏の證明書
- 三 船舶の種類航路及職務の執行に關しては船舶所有者又は當該艦船艇長の證明書
- 四 學校、機關工場、水産講習所又は水産試験場に在りたる履歴は當該學校、工場、水産講習所又は水産試験場の卒業證書、證明書又は修業證書
- 五 海技免狀受有者は該免狀

第十四條 受験申請人は手数料として體格検査に付ては貳拾錢學術試験に付ては左の金額を納むべし

- 甲種船長試験
- 汽船甲種船長試験
- 帆船甲種船長試験
- 機關長試験

七圓

甲種一等運轉士試験

汽船甲種一等運轉士試験

帆船甲種一等運轉士試験

乙種船長試験

一等機關士試験

漁船甲種一等運轉士試験

漁業汽船甲種一等運轉士試験

漁業帆船甲種一等運轉士試験

丙種船長試験

甲種二等運轉士試験

汽船甲種二等運轉士試験

帆船甲種二等運轉士試験

漁船甲種二等運轉士試験

漁業汽船甲種二等運轉士試験

漁業帆船甲種二等運轉士試験

乙種一等運轉士試験

二等機關士試験

五圓

參圓

○船舶職員試験規程

五五

○船舶職員試験規程

漁船乙種一等運轉士試験

湖川港乙種一等運轉士試験

乙種二等運轉士試験

丙種運轉士試験

發動機船二等機關士試験

三等機關士試験

漁船乙種二等運轉士試験

湖川港乙種二等運轉士試験

漁船丙種運轉士試験

小形船丙種運轉士試験

湖川港三等機關士試験

發動機船三等機關士試験

貳圓

壹圓

第十五條 手数料は其金額に相當する收入印紙を納付書に貼用し體格検査手数料は受験申請書と共に納め學術試験手数料は學術試験開始に先ちて納むべし

前項に依り貼用したる印紙は管海官廳に於て消印すべきものとす但納付者に於て自己の便宜上消印を爲すは妨げなし

既納手数料は事故の如何を問はず之を還付せず

第四章 試験

第十六條 試験は體格検査及學術試験とす體格検査に合格したる者にあらざれば學術試験を受くることを得ず但體格検査に合格し學術試験に合格せざりし者體格検査を受けたる日より百日以内に於て再び同一の管海官廳に試験を申請したるときは試験官吏の見込に依り體格検査を省略することあるべし

學術試験は筆記試験及口述試験とす但湖川港乙種一等運轉士試験、湖川港乙種二等運轉士試験、漁船丙種運轉士試験、小形船丙種運轉士試験、湖川港三等機關士試験及發動機船三等機關士試験には筆記試験を行はず

筆記試験を受くべき者は之に合格するにあらざれば口述試験を受くることを得ず學術試験は別記の科目に依り之を行ふ

第十七條 試験の執行に關する手續は管海官廳に於て之を定む

第十八條 試験官吏試験執行中に於て受験人が左の各號に該當する事實あることを發見したるときは直に其試験を停止すべし

- 一 受験の資格なきこと
- 二 管海官廳に於て定めたる試験手續に違背したること
- 三 受験に關し不正の行爲ありたること

試験官吏試験執行後前項第一號又は第三號に該當する事實ありたることを發見したるとき

○船舶職員試験規程

○船舶職員試験規程

きは其試験を無効とす

第十九條 削除

第二十條 受験人試験に合格したるときは第二號書式の合格證書を附與す

第二十一條 合格證書を附與したる後受験當時受験人が第十八條第一項第一號又は第三號に該當する事實ありたることを發見したるときは該合格證書を無効とし之を還納せしむべし

前項の場合に於て受験人が合格證書を還納せざるときは當該管海官廳は其無効なることを官報に公告すべし

第五章 試験停止

第二十二條 受験人試験に關し不正の所爲ありたるときは管海官廳は期限を定め試験を受くることを許さざることをあるべし

第二十三條 削除 (第二十四條以下略)

(別記)

試験科目

△甲種船長試験

一 英語 甲種一等運轉士試験科目を合せ

二 航海術

羅針儀矯正

大圈航法の大要及大圈圖用法

簡單なる契約書類及商事通信を了

解し得る程度

一定の時間に於て子午線を經過すべき星の名及經過時の推算

天測に依る船位の測定

恒星近午緯度法、恒星又は行星

時辰儀經度法、太陰子午線高度

緯度法

天測に依る天象の眞方位及羅針自

差の測定

恒星時辰方位法(表使用)

世界に於ける主要航路

燃料消費と速力

三 運用術

複原力と船舶の動搖

噸數の種別

操舵と回轉圈

船舶洋上横附

運轉自由を得ざる船舶の取扱

○船舶職員試験規程

短艇演習及防火演習

四 法規及商事實務

商法海商編中船主責任、備船契約

船荷證券、海損、海難救助及海上保

險の大要

船舶經濟の大要

△甲種一等運轉士試験

甲種二等運轉士試験科目を合せ

一 英語

船舶の修繕及荷役に關する書類を

了解し得る程度

二 航海術

羅針儀据附

羅針自差分解並羅針自差曲線圖の

作成及用法

索星

天測に依る船位の測定

○船舶職員試験規程

太陽近午緯度法、太陽兩高度經緯度法、恒星子午線經過時推算、恒星子午線高度緯度法、極星緯度法

三 運用術

船舶の修繕及保存の大意
下檣建設其他圓材の取扱
假舵及救命筏の組立並用法
海錨の組立及用法並撒油鎮浪曳船
海上氣象學
氣溫、氣壓及風、波浪、天候、海水及海流、氷流及氷塊
貨物取扱
重量物の船積及引渡、貨物の船積及按配

△甲種二等運轉士試験

航路標識の大意

潮汐及算法
羅針儀の説明及用法
羅針自差測定並羅針自差表の作成及用法
推測に依る船位、針路及航程の測定
物標距離測定法、緯線航法、中分緯度航法、漸長緯度航法、流潮航法、航海日誌算法
天測に依る船位の測定
太陽子午線高度緯度法、太陽時辰儀經度法
天測に依る天象の眞方位及羅針自差の測定
太陽出沒方位法、太陽高度方位法、太陽時辰方位法(表使用)

○船舶職員試験規程

一 國語

書取作文

二 英語

航海曆、海圖及水路誌を了解し得る程度

三 數學

算術

全體

幾何

平面(直線)

三角

平面、對數

四 航海術

術語界説

磁氣及音

航用器具の取扱及矯正

海圖の説明及用法

時辰儀違差の測定

太陽高度、報時信號

五 運用術

船體要部の構造並主要機具の取附及配置
桅檣、帆架、索具其他屬具の取扱及保存
錨、錨鎖、索具其他屬具の取扱及保存
喫水の説明
推進器及舵の作用
船燈、信號火器及救命具の設備、取扱並保存
當直に關する心得
海上衝突豫防法
出入港準備
帆の取扱

○船舶職員試験規程

各種の天候及場所に於ける船舶の運用

船具の破損其他不慮の事變に對する處置

海難の場合に於ける人命及船舶の救護

短艇の儀裝、取扱及保存

海上氣象學
氣象學の大要、氣象觀測器の説
明及用法

信號
萬國船舶信號、氣象信號、船舶通過信號、潮時信號

貨客取扱
旅客及客室に關する心得、甲板

汽船甲種船長試験、汽船甲種一等運轉士試験及汽船甲種二等運轉士試験の各科目は前に掲ぐる相當試験科目中横帆裝置の帆船に關する事項を除きたるものとす

六二

及船側諸口の水密閉鎖、扛重裝
置並圓材、鐵鎖、鋼網索の支持
力及保存

各種貨物の船積及引渡
救急醫術の大要

六 法規及商事實務
商法海商編中船員に關する事項

船員法、船舶職員法、水先法、
海員懲戒法、船舶法、船舶検査
法及各附屬法規中船員須知事項

稅關、檢疫及水路取締に關する法
規中船員須知事項

出入港の際必要なる船舶書類
日誌取扱

帆船甲種船長試験、帆船甲種一等運轉士試験及帆船甲種二等運轉士試験の各科目は前に掲ぐる相當試験科目中汽船に關する事項を除きたるものとす

漁船甲種一等運轉士試験科目は甲種一等運轉士試験科目中、漁業汽船甲種一等運轉士試験科目は汽船甲種一等運轉士試験科目中、漁業帆船甲種一等運轉士試験科目は帆船甲種一等運轉士試験科目中、英語、數學、及運用術中貨客取扱に關する事項を除きたるものとす
漁船甲種二等運轉士試験科目は甲種二等運轉士試験科目中、漁業汽船甲種二等運轉士試験科目は汽船甲種二等運轉士試験科目中、漁業帆船甲種二等運轉士試験科目は帆船甲種二等運轉士試験科目中、英語、數學及運用術中貨客取扱に關する事項を除きたるものとす
(以下略)

△機關長試験

一等機關士試験科目を合せ

一 英語

機關術語及機關士の職務に關する
簡單なる書類を了解し得る程度

二 數學

代數
二項法迄

○船舶職員試験規程

幾何

平面

三角

二平面

三 物理及力學

磁氣

磁石の作用、磁氣感應、地球磁氣

電氣

○船舶職員試験規程

六四

帶電體、電氣感應、電位、電流
及電池、電氣抵抗、電流と熱、
電流の磁氣作用、感應電流
力學

重心、簡單なる機械、摩擦、液
體、氣體、運動の法則、重力に
基く運動、圓運動、仕事、エネ
ルギー

四 製圖

汽機汽罐の局部

五 機關術

汽機汽罐各部の構造と其安全、耐
久又は經濟との關係
燃料及通風
水、油及皮殼の性質並取扱
指壓器、指壓圖及トーションメー
ター

汽機汽罐の材料及其強力
内燃機關、冷蔵機及水力機の構造
並取扱

△一等機關士試験
二等機關士試験科目を合せ
數學

算術
全體

代數

二次方程式迄

幾何

平面(直線)

物理

物體

物質、物性、密度、重力、引力
運動、運動量、速度、加速度、力並

力の作用、反作用釣合及能率

一 國語

書取、作文

熱

溫度及熱、膨脹、融解及凝固、
蒸氣、氣化及液化、熱の仕事當量

二 數學

算術

全體(開方を除く)

三 機關術

各部汽機汽罐の構造及取扱

三 機關術

汽機汽罐の要部及附屬具の構造並
取扱

汽機汽罐各部に於ける故障及損傷の
原因並之に對する處置、修繕及豫
防各種唧筒の構造及取扱

發電機、電動機、操舵機、揚錨機
蒸騰器、蒸溜器、給水濾過器、通
風器、揚灰機、給水加熱器及整速
器の構造並取扱

石炭の自然燃焼、瓦斯の發生及爆
發に對する注意

△二等機關士試験

汽機汽罐に故障又は不慮の事變を
生じたるまきの處置

汽水並水倉に通ずる諸管の配置及
之に對する注意

四 防火及防水の裝置並之に對する

注意

△二等機關士試験

○船舶職員試験規程

六五

○船舶職員試験規程、船舶職員試験施行の官廳及期日 六六

注意

汽機汽罐其他一般の腐蝕豫防に關する注意

燃料の積入及貯藏に關する注意、
驗壓器、驗空器、驗鹽器、晴雨計
寒暖計及傳令器の構造竝取扱

四 法規

商法海商編中船員に關する事項、
船員法、船舶職員法、海員懲戒法、
船舶検査法及各附屬法規中船員須
知事項

(以下略)

(五) 船舶職員試験施行の官廳及期日 (改正大正二年六月 告示五〇七號)

來四月より船舶職員試験は左記の官廳及期日に於て之を執行す

東部 遞信局	一月	三月	五月
九州 遞信局	七月	九月	十一月
西部 遞信局	二月	四月	六月
北海道 遞信局	八月	十月	十二月

各月十日(當日休暇日なるときは) 順次之を延期す

(六) 水先法

第一條 水先人は水先免狀を有することを要す

水先人にあらざる者は水先區に於て船舶の水路を嚮導することを不得す

第二條 水先免狀は左の條件を具備する者に授與す

一 帝國臣民なること

二 主務大臣の定むる試験規定に依り試験に合格したること

三 水先人名簿に登録せられたること

第三條 左の各號に該當する者は水先人たることを得ず

一 滿二十三年に達せざる者及滿六十年以上の者

二 剝奪公權者

三 家資分散者及破産者

四 瘋癲白痴者及身體不具又は羸弱にして業務を營むに不適當なる者

五 水先免狀の行使を禁止せられたる者

第四條 水先人は左の各號に該當する場合に於ては其の業務を營むことを得ず

一 公權を行ふことを停止せられたるとき

二 水先免狀の行使を停止若しは假停止せられ又は之を差押へられたるとき

第五條 水先人其業務に従事するときは水先免狀及水先法令書を携帯すべし

○水先法

○水先法

六八

水先人は當該官吏若は公吏の命令に依り又は水先人を要招したる船長の要求に依り水先免狀又は水先法令書を開示すべし

第六條 水先人其の業務に従事する爲水先船に乗込みたるときは晝間に在りては水先旗を掲揚し夜間に在りては海上衝突豫防法第八條の規定に依るべし

第七條 水先人を要招せんときは船長は水先信號を爲すべし

第八條 水先人水先信號を認めたるときは直に要招に應ずべし

二艘以上の船舶に於て同時に水先信號を爲したるときは水先人は自己に最も近き船舶の要招に應ずべし

二艘以上の船舶に於て同時に水先信號を爲したる場合に於て其の中に危難に罹りたる船舶あるときは水先人は前項の規定に拘らず該船舶の要招に應ずべし

第九條 二人以上の水先人同時に要招に應じたるときは其の何れをして水路を嚮導せしむべきかは船長の選擇する所に依る

第十條 水先人水先船を去りたるときは水先旗を撤去すべし

第十一條 水先人水路を嚮導すべき船舶に乗込みたるときは其の氏名及水先人たることを船長に告知すべし

第十二條 水先人水路を嚮導すべき船舶に乗込みたるときは船長は水先信號を撤去し船舶の名稱、船舶所有者の氏名、船籍港、積量及喫水を水先人に告知し且水先人の要求あるときは其の證明書類を開示すべし

第十三條 水先人は同時に二艘以上の船舶の水路を嚮導することを得ず但し船舶運航の自由を得ず又は水先人を得る能はざる爲其の船舶水路を嚮導すべき船舶と曳綱を以て聯結せられたるときは此の限にあらす

第十四條 水先人水路を嚮導したるときは船長に對し水先案内料を請求する権利を有す

第十五條 水先案内料は命令を以て定むる額を超過することを得ず

第十六條 水先人は水先修業生一名に限り水路を嚮導すべき船舶に之を伴ふことを得但し二名以上を伴はんときは船長の承諾を経べし

第十七條 水先區水先旗の様式及水先信號は命令を以て之を定む

第十八條 主務大臣は水先區を指定して水先人の員數を制限し水先人組合を設けしめ又は水先船の免狀及儀裝に關し必要なる規定を設くることを得

第十九條 水先人其の業務に従事するに當り左の各號に該當する場合に於ては海員審判所は裁決を以て之を懲戒す

一 過失、懈怠又は不當の行爲に因り船舶に損害を加へ又は之を沈没せしめたるとき
二 過失、懈怠又は不當の行爲に因り人を死傷に致したるとき

○水先法

六九

○水先法

七〇

三 業務を怠り又は業務上の義務に違反したるとき

四 亂醉、粗暴其他の失行ありたるとき

水先人組合に屬する水先人其の組合格約中命令の規定に依り懲戒に付すべき事項に違反したるとき亦前項に同じ

第二十条 前條に依り審判に付すべき事件の管轄は其の水先人の住所を管轄する地方海員審判所に屬す

前項の事件海員懲戒法の規定に依り審判に付すべき事件と關聯するときは前項の管轄は海員懲戒法に依る事件を管轄する地方海員審判所に屬す

第二十一条 水先人の懲戒に關し此の法律に規定なきものに付ては海員懲戒法の規定を準用す

第二十二条 水先人其業務を怠り因て船舶を毀損し若は之を沈没せしめ又は人を死傷に致したるときは一月以上三年以下の重禁錮に處し又は五拾圓以上六百圓以下の罰金に處す水先人にあらざる者水先區に於て水路を嚮導し因て船舶を毀損し若は之を沈没せしめ又は人を死傷に致したるときは亦前項に同じ

第二十三条 左の各號に該當する者は貳圓以上貳百五十圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に違反して水先人の業務を營みたる者及之をなして水路を嚮導せしめたる者

二 第八條第二項第三項又は第十三條の規定に違反したる者

三 第十五條の規定に違反して水先案内料を授受したる者

四 水先免狀を貸付し之を行使せしめたる者

五 詐偽の目的を以て船舶の喫水若は積量に付水先人に對し不實の告知を爲し又は喫水の標識を變更したる者

六 水路の嚮導を要求せられたる場合に於て正當の理由なくして之を應ぜざる者又は之に應じたるも正當の理由なくして水路を嚮導せざる者

七 水路の嚮導を要求したる場合に於て正當の理由なくして水先人をして水路を嚮導せしめず又は正當の理由なくして水先人を水先區外に伴ひたる者

第二十四条 左の各號に該當する者は貳圓以上百圓以下の罰金に處す

一 第五條第六條第十條第十一條又は第十二條の規定に違反したる者

二 水先人を要招する爲にあらすして水先信號又は之を誤認し易き信號を爲したる者

三 水先人第十六條の規定により水先修業生を伴ひたる場合に於て之を拒みたる者又は同條の但書の規定に違反して水先修業生を伴ひたる者

四 第十八條第一項に依り定むる規定に従ひて水先船を艤裝せず又は水先船免狀を有せずして水先船を使用したる者

○水先法

七一

○水先法、水先法施行細則抜萃

- 五 水先人にあらずして水先旗若は之を誤認し易き旗を船舶に掲揚し又は海上衝突豫防法第八條の點燈及信號を爲したる者
- 六 水先人にあらずして第十八條第一項に依り定むる規定に従ひて幟裝したる水先船又は之を誤認し易き船舶を使用したる者
- 第二十五條 船長水先區に於て水先人にあらざる者をして水路を嚮導せしめたるときは命令を以て定めたる當該水先區の水先案内料と同額以上二倍以下の罰金に處す
- 第二十六條 水路を嚮導せしめざれば航行危険なる場合に於て水先人を得る能はざる爲め水先人にあらざる者をして水路を嚮導せしめたるものなるときは前條及第二十三條第八號の規定を適用せず
- 第二十七條 此の法律中船長に關する規定は船長に代はりて其の職務を行ふ者に亦之を適用す

(七)水先法施行細則抜萃

第二章 水先區

- 第十三條 水先區は左の七種とす
 - 一 東京灣水先區 安房國洲の埼より相模國城ヶ島西端を経て諸磯埼に引きたる線を以て境界とす
 - 二 和泉灘水先區 紀伊國田倉埼より淡路國生石鼻に引きたる線及淡路國江崎より播磨國明石川口の西岸に引きたる線を以て境界とす
 - 三 内海水先區 紀伊國田倉埼より淡路國生石鼻に引きたる線淡路國潮崎より阿波國大磯埼に引きたる線伊豫國佐田岬より高島を経て豊後國地蔵埼に引きたる線及長門國網代埼より筑前國岩屋埼に引きたる線を以て境界とす
 - 四 下關水先區 豊前國部埼より北東に引きたる線及筑前國岩屋埼より長門國網代埼に引きたる線を以て境界とす
 - 五 長崎港水先區 肥前國福田埼より伊王島北端に引きたる線及同國沖の島南端より香燒島南端を経て深堀に引きたる線を以て境界とす
 - 六 島原海灣水先區 肥前國國埼より肥後國鵜瀬埼に引きたる線を以て境界とし三角港を包含せしむ
 - 七 函館港水先區 渡島國尾花岬より葛登支岬に引きたる線を以て境界とす

第三章 水先案内料

- 第十四條 水先案内料は總噸數千噸又は千噸未満にして喫水十呎又は十呎未満の船舶に付きては第一號表に定むる所に依り總噸數千噸若は千噸未満又は喫水一呎若は一呎未満を増す毎に同表に定むる額に百分の本を加ふ
- 第十五條 前條に於て喫水と稱するは各水先區に付き水先人水路を嚮導する爲め船舶に乗

○水先法施行細則抜萃

○水先法施行細則抜萃

込みたるときより其嚮導を終るまでの間に於て船首又は船尾の有したる最深の喫水を謂ふ
 第十六條 水先人第一號表に掲ぐる各航路の一部を嚮導したるときは其水先案内料は全部に對する水先案内料の範圍内に於て船長と協定すべし
 第十七條 水先人水路嚮導中海難其他不可抗力に依り第一號表に掲ぐる各航路の全部を嚮導するに能はざるときは水先案内料は嚮導したる里程の割合に應ずべきものとす
 第一號表

水先區	航路	
	汽船	帆船
東京灣	水先區境界線ヨリ横濱錨地マテ	三〇円
	又ハ横濱錨地ヨリ水先區境界線マテ	五〇円
	水先區境界線ヨリ品川錨地マテ	四〇
	又ハ品川錨地ヨリ水先區境界線マテ	六〇
	横濱錨地ヨリ品川錨地マテ	一五
	又ハ品川錨地ヨリ横濱錨地マテ	二五
	友ヶ島水道ヨリ神戸錨地マテ	三〇
	又ハ神戸錨地ヨリ友ヶ島水道マテ	五〇
	友ヶ島水道ヨリ大阪錨地マテ	四〇
	又ハ大阪錨地ヨリ友ヶ島水道マテ	六〇
神戸錨地ヨリ大阪錨地マテ	二〇	
又ハ大阪錨地ヨリ神戸錨地マテ	三〇	

和泉灘 内海 下關	航路	
	汽船	帆船
神戸錨地ヨリ門司若クハ下關錨地マテ	一〇〇	一七五
又ハ門司若クハ下關錨地ヨリ神戸錨地マテ	一〇〇	一七五
神戸錨地ヨリ内海水先區西境界線マテ	一〇〇	一七五
又ハ内海水先區西境界線ヨリ神戸錨地マテ	一〇〇	一七五
神戸錨地ヨリ若松錨地マテ	一一〇	一八五
又ハ若松錨地ヨリ神戸錨地マテ	一一〇	一八五
門司、下關若クハ若松錨地ヨリ下關水先區西境界線マテ	二五	三五
又ハ下關水先區西境界線ヨリ若松下關若クハ門司錨地マテ	二五	三五
門司若クハ下關錨地ヨリ若松錨地マテ	三五	四五
又ハ若松錨地ヨリ下關若クハ門司錨地マテ	三五	四五
門司若クハ下關錨地ヨリ下關水先區東境界線マテ	二五	三五
又ハ下關水先區東境界線ヨリ下關若クハ門司錨地マテ	二五	三五
下關水先區東境界線ヨリ若松錨地マテ	四五	六〇
又ハ若松錨地ヨリ下關水先區東境界線マテ	四五	六〇
下關水先區西境界線ヨリ下關水先區東境界線マテ	四〇	五〇
又ハ下關水先區東境界線ヨリ下關水先區西境界線マテ	四〇	五〇
豊後水道北口ヨリ下關水先區東境界線マテ	五〇	八〇
又ハ下關水先區東境界線ヨリ豊後水道北口マテ	五〇	八〇
豊後水道北口ヨリ神戸錨地マテ	一〇〇	一七五
又ハ神戸錨地ヨリ豊後水道北口マテ	一〇〇	一七五
水先區境界線ヨリ港内錨地マテ	二〇	三〇
又ハ港内錨地ヨリ水先區境界線マテ	二〇	三〇

○水先法施行細則抜萃

長崎港	汽船	帆船
水先區境界線ヨリ港内錨地マテ	二〇	三〇
又ハ港内錨地ヨリ水先區境界線マテ	二〇	三〇

○水先人試験規程

四 試験を受けんとする水先區の航海に従事したる履歴、航海日誌又は船舶所有者の證明書

第六條 身分書には左の事項を記載し第一號乃至第三號の事項に付ては戸籍吏、第四號の事項に付ては本籍市區町村長の證明を受くべし

一 氏名

二 本籍地

三 出生の年月日

四 水先法第三條第二號及第三號の事項に該當せざることを

第七條 水先人試験は體格検査及學術試験とす體格検査に合格したるものにあらざれば學術試験を受くることを得ず

第八條 學術試験は試験官吏の見込に依り筆記試験又は口述試験とし左の事項に就き之を行ふ

一 英語

二 航路標識、潮流、地勢、水路、港灣錨地及危險物の説明

三 船舶の嚮導及運航方法

四 羅針遠差の檢定方法

五 船舶衝突の豫防、水路港灣の取締其他水先人本分の職務に關する法規

筆記試験及口述試験を併せ行ふ場合には筆記試験に合格したる者にあらざれば口述試験を受くることを得ず

第九條 受験申請人は體格検査に付ては五拾錢、學術試験に付ては水先區一區毎に七圓の手數料を納付すべし

第十條 船舶職員試験規程第十五條第十七條乃至第二十一條の規程は水先人試験に之を準用す

第十條の二 學術試験の成績は試験官吏に於て受験人が當該水先區の航海に従事したる經歷の多少をも参考して之を定む

(九)海員懲戒法

(明治二十九年四月法律第六十九號)

第一章 總 則

第一條 海技免狀を受有する者其の職務を行ふに當り左の事項に該當するときは海員審判所の裁決を以て懲戒を加ふべし

一 正當の理由なくして其の船舶を放棄したるとき

二 過失懈怠又は不當の所爲に因り自他の船舶を問はずに損害を加へ若は之を沈没せしめたるとき

三 過失懈怠又は不當の所爲に因り人を殺傷したるとき

○水先人試験規程、海員懲戒法

○海員懲戒法

- 四 海難に罹り其の船舶又は船客乗組員を救助する方法を盡さざるとき
 - 五 海難に罹りたる船舶あることを認め正當の理由なくして其の船舶又は船客乗組員を救助する方法を盡さざるとき
 - 六 職務上の義務に違背し又は職務を怠りたるとき
 - 七 亂醉粗暴其の他の失行ありたるとき
- 第二條 懲戒は左の三種とす
- 一 免狀行使の禁止
 - 二 免狀行使の停止
 - 三 譴責
- 第三條 前條懲戒の適用は所爲の輕重に従ひ海員審判所之を定む
- 第四條 免狀行使の停止は一年以上三年以下とす
- 第五條 海員審判所は左の原因あるときは審判を行はず
- 一 確定裁決
 - 二 時効
- 第六條 第一條各號に該當する者は廢業の故を以て懲戒を免ることを得ず
- 第六條 時効の期間は審判を受くべき事件の生じたる日より五年とす
- 第七條 海員審判所の審判に關し此の法律に規程なきものに付ては刑事訴訟法の規程を準

用す

第二章 海員審判所の組織及管轄

- 第八條 海員審判所は地方海員審判所及高等海員審判所の二とす
- 第九條 地方海員審判所は船舶司檢所に置き高等海員審判所は遞信省に置く
- 第九條 海員審判所には審判所長、審判官、理事官及書記を置く
- 第十條 審判所長、審判官、理事官及書記の定員並其の任用に關する規程は勅令を以て之を定む
- 第十條 地方海員審判所の審判は審判長及審判官を併せて三人高等海員審判所の審判は審判長及審判官を併せて五人の列席合議を以て之を行ふ
- 第十一條 地方海員審判所の管轄區域は勅令を以て之を定む
- 第十二條 審判に付すべき事件の管轄權は其の事件の生じたる船舶の定繫場を管轄する地方海員審判所に屬す
- 同一の事件に付二個以上の地方海員審判所管轄權を有するときは其の事件の生じたる地に最も近きものゝ管轄とす
- 第十三條 地方海員審判所の理事官又は被審人は其の事件を他の地方海員審判所に移付するの申請を爲すことを得
- 前項の申請を爲す者は審判期日前に管轄海員審判所を經由して高等海員審判所に申請書を差出すべし

○海員懲戒法

高等海員審判所は前項の申請ありたる場合に於て審判上便益なりと認むるときは其の決定を以て他の地方海員審判所に該事件を移付することを得

前項の場合に於て該事件は移付を受けたる地方海員審判所の管轄権に屬す

第十四條 高等海員審判所は左の場合に於て理事官又は被審人の申請書に依り何れの海員審判所に於て本件を審判するの權あるやを決定す

一 權限ある地方海員審判所に於て法律上の理由若くは特別の事情に因り審判權を行ふことを得ざるとき

二 二以上の地方海員審判所審判權を有し又は有せずとの確定裁決を爲したるとき

第二章 審判前の手續

第十五條 船舶司檢所司檢官、同司檢官補、警察官吏、市町村長及浦役人に於て此の法律に依り審判に付すべき事實ありたることを認知したるときは直に其の事實を詳記し管轄地方海員審判所の理事官に報告すべし

第十六條 領事官及貿易事務官帝國外に於て前條の事實ありたることを認知したるときは證憑を集取し管轄地方海員審判所の理事官に報告すべし

第十七條 理事官審判に付すべき事實ありたることを認知したるときは證憑を集取し又必要に應じ實地臨檢することを得

第十八條 理事官は職權を以て審判の開始を地方海員審判所に申立つべし

前項の申立を爲すときは證憑其他必要の書類を添付すべし

第四章 地方海員審判所の審判

第十九條 地方海員審判所は理事官の申立に因り又は職權を以て審判を開始すべきや否やを決定す但し職權を以てする場合に於ては理事官の意見を聽くべし

開始決定は理事官及被審人に之を通知すべし

第二十條 地方海員審判所に於て下調を必要なりと決定するときは審判長は審判官に其の下調を命ずべし

第二十一條 下調の命を受けたる審判官は被審人を呼出して之を訊問することを得

受命審判官は必要なる證憑を集取すべし

第二十二條 被審人若しは證人正當の理由なくして受命審判官の呼出に應ぜざるときは受命審判官は證人、鑑定人を呼出し又は通事を命じ若しは臨檢を爲すことを得

審判官は引致狀を發して之を引致せしむることを得

引致狀は理事官の命令に因り拘引狀執行の手續を準用して之を執行す

第二十三條 被審人逃走し又は逃走の虞あるときは受命審判官は免狀行使の假停止を爲し若し之を差押ふることを得

第二十四條 被審人又は證人疾病其他正當の事故ありて呼出に應ずるときは能はざるときを疏明するときは受命審判官は其の所在に就て之を訊問し若し他の地方海員審判所に其の

○海員懲戒法

八四

訊問を囑托することを得

第二十五条 受命審判官下調を終りたるときは調書及一切の證憑を審判所長に差出し審判所長は直に之を理事官に送付すべし

理事官は三日以内に意見を附し其の書類を審判所長に還付すべし

第二十六条 地方海員審判所は下調を充分なりと思料するときは審判を繼續するや否やを決定すべし

審判を繼續すべしと決定するときは審判期日を定め被審人を呼出すべし

審判を繼續せずと決定するときは被審人を放免すべし

第二十七条 審判は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは地方海員審判所の決定に依り其の公開を停止す

第二十八条 第二十一条乃至第二十四条は地方海員審判所の審判の場合にも亦之を適用す

第二十九条 開廷中秩序の維持は審判長に屬す審判長は審判を妨ぐる者又は不當の言語を發するものを退廷せしむることを得

第三十条 被審人及證人の訊問は審判長之を爲す

審判官及理事官は審判長に告げ被審人及證人を訊問することを得

第三十一条 理事官は審判に立會ひ其の意見を述べることを得

第三十二条 被審人は補佐人を用ふることを得但し地方海員審判所の認許したる者に限る

第三十三条 地方海員審判所は呼出を受けたる被審人審判期日に出頭せざるときは缺席裁決を爲すべし但し被審人の疾病其の他の故障に依り審判を行ふこと能はざるときは決定を以て其の審判を延期又は中止することを得

第三十四条 刑事裁判手續中は被審人に對し審判を開始することを得ず被審人刑事訴追を受けたるときは其の事件の判決を終るまで審判を中止すべし

第三十五条 理事官及被審人は本案の裁決あるまで何時にても管轄違又は審判を行ふべからざるの申立を爲すことを得

地方海員審判所は職權を以て管轄違又は審判を行ふべからざるの言渡を爲すことを得

第三十六条 地方海員審判所に於て前條の申立を却下したるときは本案の裁決を待たず直に高等海員審判所に控告することを得

第三十七条 裁決には其理由及證憑を明示すべし

第三十八条 裁決及裁決始末書の原本は審判を爲したる地方海員審判所之を保存すべし

第五章 高等海員審判所の審判

第三十九条 理事官及被審人は地方海員審判所の裁決に對し高等海員審判所に控告することを得

第四十条 控告の期間は裁決言渡ありたる日より七日とす

缺席裁決に對する控告の期間は被審人自ら裁決の送達を受けたる日より十四日とす

○海員懲戒法

八五

第四十一條 控告を爲すには其の申立書を原地方海員審判所に差出すべし

第四十二條 高等海員審判所の審判に付ては地方海員審判所の審判に關する規程を適用す

第四十三條 高等海員審判所は控告を理由ありとするときは原裁決を取消し更に裁決を爲すべし

控告を理由なしとするときは裁決を以て之を棄却すべし

第四十四條 懲戒は裁決確定の後之を執行す

第四十五條 免狀行使の禁止を言渡したるときは其の審判を爲したる海員審判所に於て免狀を取上げ遞信省に送付すべし

免狀行使の停止を言渡したるときは其の審判を爲したる海員審判所に於て免狀を取上げ期間満了の後之を本人に還付すべし

免狀行使の禁止若くは停止を言渡されたる者海員審判所に免狀を差出さざるときは海員審判所は其の免狀を無効と爲し官報に告示すべし

第七章 罰則

第四十六條 海員審判所又は受命審判官より證人として呼出されたる者及鑑定又は通事の爲呼出されたる者正當の理由なくして呼出に應ぜず若は其の義務を盡さざるときは貳圓

以上四拾圓以下の罰金に處す

第四十七條 證人として海員審判所に呼出されたる者偽證を爲したるとき及鑑定又は通事の爲海員審判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したるときは一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五拾圓以下の罰金を附加す

賄賂其他の方法を以て人に囑託して偽證又は詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者亦同じ

前二項の罪を犯したる者其事件の裁決言渡に至らざる前に自首したるときは本刑を免す

第二項 海 港 則

(一) 開 港 港 則

第一條 左に記載する外國通商を許したる諸港の經界は左の如く之を定む

横濱の港界は十二天(マンダリン、アラフ)より燈船まで夫より正北に向ひ鶴見川口の東岸まで引きたる一線内に含まる

神戸の港界は脇の濱の東角より正南に引きたる一線と和田岬より北東に引きたる他の一線との二線を経界となしたる面積内

新潟の港界は燈臺を中心とし二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内に含まる

夷港の港界は稚泊村より北五十里村外堺まで引きたる一線と加茂湖東岸湊町より同湖北西岸加茂村まで引きたる一線との内に含まる

大阪の港界は神崎川口東岸より南西微南に引きたる一線と大和川口南岸より正西に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内
長崎の港界は小瀬戸浦の南東端より鼠島の外端を経て蔭の尾島長刀崎に引きたる一線と蔭の尾島三角點(一五四呎)より正南に向ひ香焼島に引きたる一線及香焼島石燈籠の鼻より深堀村堂の崎に引きたる一線以内
函館の港界は阿野間崎より南方沖合半海里の所より上磯村有川口の東岸まで引きたる一線内に含まる
清水の港界は眞崎より正北に引きたる一線以内
武豊の港界は布土村より正東に引きたる一線以内
名古屋港界は西突堤燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
四日市の港界は燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
糸崎の港界は糸崎よりカイノ山の嶺に引きたる一線以内
下ノ關の港界は彦島弟子待の鼻より巖流島の南東端まで夫より北東微北に向ひ引きたる一線及彦島海士浦の鼻より北東に引きたる一線以内
門司の港界は白木崎より北西四鏈の所より門司崎に引きたる一線と正南に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内
若松の港界は燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内及平野川口の東岸

より北北西に引きたる一線以東
博多の港界は殘島の北端より滿切に引きたる一線及小戸鼻より殘島の南端に引きたる一線以内
唐津の港界は高島の北端より西北に引きたる一線と同島の南東端より正南に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内
佐の江の港界は船津川口の西岸の南端より正西に引きたる一線以内
口の津の港界は宮崎鼻より正南に引きたる一線と白間崎より正東に引きたる他の一線との二線を經界となしたる面積内
三池の港界は北突堤燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
三角の港界は瀬戸の鼻より大矢野島コンヒラ鼻まで際崎の鼻より戸馳島野崎まで同島兎鼻より千束島六四郎鼻まで夫より大矢野島塔ヶ崎まで引きたる四線以内
殿原の港界は虎崎より耶良崎(一名寢釋迦鼻)に引きたる一線以内
佐須奈の港界は立場崎よりトロク崎に引きたる一線以内
鹿見の港界は長崎島より塔崎に引きたる一線以内
那覇の港界は先原崎より千の瀬の北端に引きたる一線及安里川口より千の瀬の北端に引きたる一線以内
濱田の港界は黒崎より馬島の西端に引きたる一線と馬島の北端(千疊敷鼻)より入道鼻に

○開港港則

九〇

引きたる一線以内
 境の港界は燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内及外の江の西端より正北に引きたる一線以東
 宮津の港界は片島鼻より日置崎に引きたる一線以內
 敦賀の港界は赤崎より蛭子崎に引きたる一線以內
 七尾^南の港界は能登島松ヶ崎より東南に引きたる一線以西及屏風崎以東
 伏木の港界は燈臺を中心として一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
 青森の港界は鼻線岬より正西に引きたる一線以內
 小樽の港界は平磯岬よりカヤシメ岬に引きたる一線以內
 根室の港界は辨天島燈臺を中心として一海里の半徑を有する圓圈の一弧内
 釧路の港引は燈臺より正西二海里に引きたる一線以北及該線の西端より正北に引きたる一線以東
 室蘭の港界はエンルム崎より大黒島を経てホテイシ崎に引きたる一線以內
 大泊の港界は燈臺を中心として二海里半の半徑を有する圓圈の一弧内
 第二條 各船舶は入港するに當り其國旗及信號符字を掲ぐへし定期郵便船は會社旗を以て信號符字に代用することを得
 右國旗及信號符字又は會社旗は船舶の着港を港長に届出たる後にあらざれば之を引下す

へからす

着港届は日曜日及大祭日を除くの外着港後二十四時間内に之を差出すへし但し着港届を差出したる後にあらざれば如何なる船舶たりとも税關手續の便利を與へざるものことす
 第三條 各船長は其着港に際し自由交通の許可を受くるまでは其船舶と他の船舶或は陸地との間に於ける一切の交通を差止むへし
 第四條 港長の端艇は港の入口近傍に向き居り港長は各船舶の入港するに當り其泊船所を示定すへし而して各船舶は止むことを得ざる場合を除くの外特許なくして其泊船所を去るへからす但し港長に於て必要と認むるときは船舶をして其泊船所を移さしむるを得
 第五條 港長は其執務の間常に制服を著け其端艇には別紙雛形の如き旗を掲ぐへし
 港長は何時たりとも船舶の運動繫船の適否及碇泊所に關する指揮が果して實行せられ居るや否を検査することを得
 第六條 如何なる船舶も公けの航路に投錨し若くは其他航海の自由を障碍すへからす「ヤア、ブームス」を接き出したる船舶にして其「ヤア、ブームス」が航海の自由を障碍するときは港長の請求に従ひ之を取込むへし
 第七條 港界内に碇泊し又は運航する各船舶は日没と日出の間には海上衝突豫防に關する法令に規定したる各種の船燈を掲ぐへし
 第八條 暴風雨の來らむとするとき或は警報信號を掲げたるときは各船舶に於て直に一箇

○開港港則

九一

又は一箇以上の豫備錨を投下するの準備を爲すべし尤も汽船は此外別に蒸汽を發生せしむべし

第九條 常用に超過し爆發物又は容易に燃燒すべき物料を積載したる一切の船舶は港界外に來り其處にて港長の指揮を待へし斯く指揮を待つ間右船舶は日出と日没の間にはBの信號を日没と日出の間には紅燈を前櫓の頂上に掲へし各船舶は港長の指定したる場所にあらされは前記の物料を積入れ又は荷卸すべからず
港長は港界内に於て前項の場所を指定し難しと認むるときは港界外に於て適當の場所を指定することを得

前項に依り指定したる場所は港界内に在るものと看做す

第十條 休繋中又は修繕中の船舶及總て「ヤット」、倉庫船、貨船及端艇等は特に港長の指定したる泊船所に碇泊すべし

第十一條 船舶が港界内に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すべし且つ日出と日没の間にはN.M.の信號を掲げ日没と日出の間には斷りす紅燈を上下すべし

警察官の救援を要するときは日出と日没の間にはGの信號を掲げ日没と日出の間には藍火若くは閃火を示すべし

前記の如き信號に用ゆる場合の外港長の允許を得るにあらされは港界内に於て銃砲及煙火等を發することを得ず

第十二條 帝國政府に於て流行病若くは傳染病(虎列刺、天然痘、黃熱、猩紅熱、「ペスト」の類)ある地を布告したる地より來着し又は航海中船中に該病ありたる船舶は港界外に來り日出と日没の間には黃旗を日没と日出の間には紅白二燈を上下に連ね前櫓の頂上に掲ぐべし又前記の船舶は當該衛生官吏の臨檢を受くべし

衛生官吏臨檢の爲め其船舶に近寄りたるときは適當の豫防を施し得る爲めに航海中現に該病發生の有無及該病の性質如何を該官吏に通知すべし
右船舶は自由交通の允許を受くるまで黃旗若くは前記の燈火を引下すべからず且つ當該衛生官吏の允許を得るにあらされは何人たりとも上陸せしめ又は一切他の船舶と交通するを許さず

前數項の規定は港界内に碇泊する船舶中に於て前記の流行病及傳染病の内何病にても發生したるときに之を適用す

右船舶は港長より其旨命令に接するときは其泊船所を移轉すべし
牛羊等傳染病ある地方より來着し又は航海中該病を發生したる船舶は當該衛生官吏の允許を得るにあらされは牛羊等又は其死體、皮革又は骨を陸揚し又は他船に積換ゆることを許さず

第十三條 港界内に於て死體、荷足、炭燼、芥塵等を海中に投棄すべからず
石炭、荷足其他之に類する物料を積卸すときは其海中に脱落するを防く爲め必要の豫

○開港港則

防を爲すへし

何船舶にても港に害ある一切の物料を海中に投棄し又は怠慢に依り脱落せしめたるときは港長より其旨命令に接せば該船舶に於て之を取除くへし若し取除かざるに於ては港長は該船舶の費用を以て之を取除かしむることを得

第十四條 船舶出港せんときは其旨港務局に届出で且つ出帆旗を引揚ぐへし
一定の時日に出帆する汽船は其着港及出帆に對し單に一回の届出を爲すを以て足れりす

第十五條 一港内又は其附近の公けの航路の妨害となるべき總ての難破物又は其他の物件は港長の指定せる時間内に其所有主に於て之を取除くへし若し港長の指定せる時間内に此命令を遵行せざるに於ては港長は所有主の費用を以て之を取除かしめ又は破壊せしむることを得

第十六條 港務局は定期郵便汽船の爲めに適切にして且つ充分なる浮標の繫船器若干を備へ置き之を使用する所の船舶をして成規の使用料を拂はしむへし
第十七條 燈船、信號用浮標又は立標には鏈、網其他の船具を繋ぐへからず
船舶若し燈船、浮標、立標埠頭及其他の造營物に乗掛け又は之を毀損したるときは其修繕又は再設の爲めに必要の費用は該船舶に於て之を支辨すへし

第十八條 本則の規定を犯したるときは貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十九條 船舶に科する罰金、使用料又は費用に付ては船長も亦其責を負ふものとす

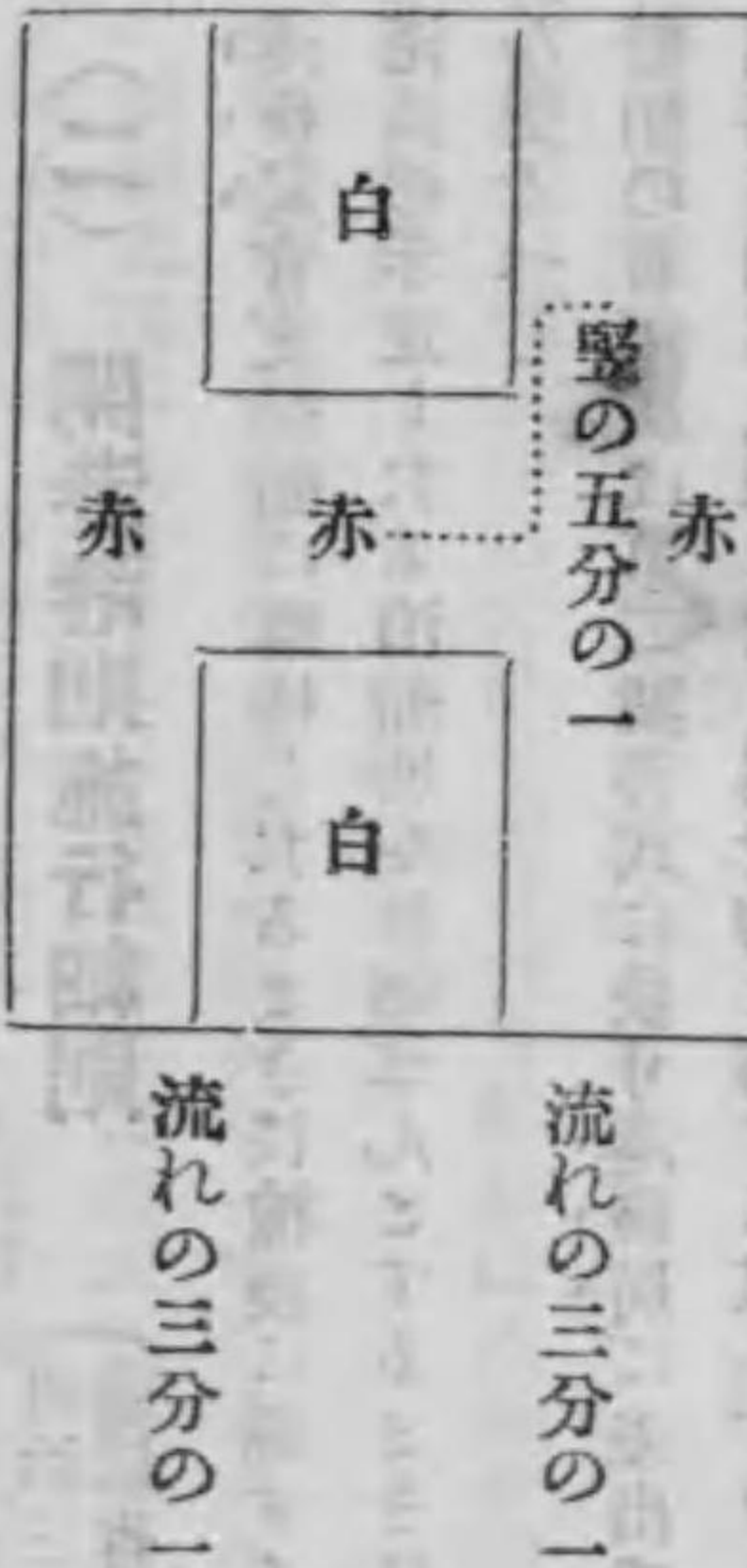
第二十條 本則に依り船舶に科したる罰金、使用料又は費用を完納するか或は之に對し港長の満足すへき擔保物を港長に差出すにあらざれば其船舶の出港を許さず

第二十一條 本則に於て港長と稱するは助役及代理者をも包含し船長と稱するは其名稱の何たるを問はず船舶を指揮監督する者の義にして港と稱するは本則第一條中に列記せる諸港の一を指す

第二十二條 各港に於て其一部分を軍艦の碇泊所として取除け置くへし

第二十三條 本則の規定中軍艦に適用せらるべきものは第四條、六條、十二條、二十一條の規定及第十三條第一項及二項の規定に限る

(別紙) 第五條の旗章雜形



○開港港則

(二) 開港港則施行細則

(明治三十一年九月
逕信省令第十六號)

第一條 港務局官吏船舶に臨檢したるときは檢疫に關する許可證を査閱すへし
第二條 港長の示定したる泊船所を移轉せんとするときは船長は願書を港務局に差出し豫め允許を受くへし

第三條 船舶の着港届は第二號書式に依り港務局に差出すべし

第四條 開港港則第九條に於て爆發物と稱するは「プラスチック、セラチン、彈藥包、爆發管、「ダイナマイト」、烟火、導火管、「セリクナイト」、「ナイトログリセリン」、火藥、綿火藥、無烟火藥、雷管の類を謂ひ容易に燃燒すへき物料と稱するは生石油(「アルマク」)、油(「ランク」)、油を包含す、石油、「ナフタ」、的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すへき氣體を發するものを謂ふ

第五條 船舶に設備する大砲一門毎に火藥五十發分導火管類七十箇、小銃一挺毎に火藥百發分雷管百五十箇及信號用の榴彈、火箭、焰管、救命焰を除くの外爆發質の物料は總て之を常用外と看做す

第六條 信號用の外港界内に於て銃砲及烟火等を發せんとするときは願書を港務局に差出

し豫め允許を受くへし

第七條 港界内に於て船舶を休繫し又は修繕せんとするときは豫め其旨を港務局に届出つへし

第八條 開港港則第十二條第六項の船舶及碇泊中獸類傳染病の發生したる船舶は速に其旨を港務局に届出つへし

第九條 動物の死體灰燼塵芥等を取棄んとする船舶は港務局に於て承認したる塵船を使用すへし

第十條 塵船を使用せんとする船舶は船内見易き處にFの信號若くは籃を掲げて目標となすし

前項の允許を受けたる船舶は港務局の告知を受けたるときは遲滞なく成規の使用料を納入すへし

繋船浮標使用料に關する規程は別に之を定む

第十一條 繋船浮標使用の允許を受けたる船舶は港長の指定したる繋船浮標に限り之を使用することを得

港長は必要に依り使用すへき浮標の變更を命ずることを得

第十二條 船舶出港せんとするときは第四號書式の出港届を港務局に差出すへし

第十三條 一定の日に發着する汽船にして其着港及出港に付一回の届出を爲す者は第六

○開港港則施行細則

號書式に依るへし

第十四條 出港したる船舶避難、修繕其他事故の爲め出港後十二時間内に歸港したるときは其事由を記載したる届書を港務局に差出し着港届に代ふることを得

第十五條 開港港則第二十條に規定する擔保物は帝國の通貨及帝國政府の公債證書に限る

第十六條 本則の規定は第二條、第八條及第九條を除くの外軍艦には之を適用せず

第十七條 第一條の規定は沿海通航船には之を適用せず

第十八條 船籍證書を受有するに及ばざる船舶及一定の港津間に往復する沿海通航船は船主より豫め港務局に届出で允許を受くるに於ては第三條及第十二條第一項の手續を省略

第十九條 警報信號、正午標準時、港界内の航路、船舶所碇泊所の區域、船舶の運動及繋船方法は各港に付き港長之を定む

第二號書式

着港届

一船の種類

一船名

一船主

一國籍

一船籍港名

一總噸數

一登簿噸數

一發航地名(原發航地)及發航年月日

一右年月日時(何地)へ向け當港出船可致候間此段及御届候也

何港務局宛 年 月 日 船長 某

第四號書式

出港届

一船名

右年月日時(何地)へ向け當港出船可致候間此段及御届候也

何港務局宛 年 月 日 船長 某

第六號書式

着發届

一船名

一船主

○開港港則施行細則

○開港港則施行細則、横濱港規程

- 一 國籍
- 一 船籍港名
- 一 總噸數
- 一 登簿噸數
- 一 發航地名 (原發航地) 及發航年月日
- 一 到達地名 (最後發航地)

右年月日時當港入船年月日時出船可致候間此段及御届候也

年月日

船長某

何港務局宛

(三) 横濱港規程

(明治四十一年六月五日
神奈川県令第五五號)

- 第一條 横濱港内を四區に別ち軍艦、汽船、帆船及雜種船の碇泊所とす
- 第二條 新波止場立標より北東二分の一北に向ひ防波堤立標まで直線を引き此の線より直角に北西二分の一西に當る防波堤内を第一區とす
- 前項直線より直角に南東二分の一東に當る防波堤内を第二區とす
- 白色燈臺より正東に向ひ港界線まで引きたる一線より直角に正南に當る港内を第三區とす
- 赤色燈臺より正東に向ひ港界線まで引きたる一線より直角に正北に當る港内を第四區とす

第三條 前條に定むる第一區及第二區を汽船、小帆船及雜種船の碇泊所とす

第四條 軍艦の碇泊所は第三區内に限るも港長は時宜に依り防波堤内に碇泊することを許可することあるへし但水雷驅逐艇及水雷艇は防波堤内に於て港長の示定したる場所に碇泊することを得

第五條 港界内に在る船舶風浪の爲め避難せんとする場合に於ては港務局の許可を待たずして適宜の錨地に就くことを得

第六條 防波堤内に入るべき航路は兩防波堤の極端に在る各燈臺より東西に走る所に二並行線内とす但し該航路の延長は防波堤外に於ては該燈臺より半海里防波堤外に於ては二鏈半とす

第七條 荒天の場合に於ては港長は特に燈船に於て信號を以て入港船舶の繫泊すべき浮標又は錨地を指示す

第八條 入港の船舶港長の示定したる泊船所に到着したる時は常に雙錨を投じて碇泊すべし

○横濱港規程

し

第九條 日没後入港したる船舶は日出に至るまで防波堤外に於て航路を避け碇泊すへし但定期郵便船にして豫め繫船浮標若は泊船所の示定を受けたるものは天候其の他の事情に於て許す限は直に之に向て進入することを得

第十條 總て船舶は碇泊中軍艦を除くの外「スキング、ブーム」を用ゆるを得す但防波堤外に於ては此の限にあらす

第十一條 汽船防波堤外に屬する港界内を運航するときは半速力を超ゆ可らず防波堤の入口を通過し若は防波堤内を運航するときは船の安全なる針路を保つに足るの速力に止むへし又帆船は帆を減して徐行し若くは曳船を用ゆへし

第十二條 總て船舶は航路内及防波堤内に於て他船の前路を横切り又は追越をなす可らず第十三條 總て船舶は互に他船の運航及投錨を妨害すへからす

第十四條 汽船防波堤内に於て曳船を爲さんとするときは特に港務局の允許を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふへし

一、荷船又は端艇を曳くときは曳船の艫より被曳船の船尾に至るまでの距離三百五十尺を超ゆ可らず

二、荷船又は端艇は二隻を限り竝列して曳くことを得

三、航洋船は一隻以上を曳くことを得

第十五條 總て船舶は西波止場税關棧橋の周圍六百尺以内に入るへからす但棧橋に横着けする船舶は此の限に在らず

第十六條 總て位置を變更せんとする船舶は綱を浮標其の他棧橋に執るに際し必要外に之を延長すへからす

第十七條 警報信號は港務局構内に在る信號竿に之を掲ぐ

第十八條 繫船浮標に繫留する船舶荒天に際し尙本船の錨を投せんとするときは該浮標に結着したる錨鎖一節を延長したる後投錨すへし

第十九條 港内碇泊若は運航に關しては本規程に定むるもの、外總て海上衝突豫防法に依るへし

(四) 横濱報時球信號手續

(明治三十六年二月) 神奈川県告示第六八號

- 一 報時球は日曜日及大祭日を除き毎日日本邦中央標準時の正午時(東經百三十五度に於ける平時正午時即ち英國綠威平時の十五時)に墜下せしむ
- 二 報時球の位置は北緯三十五度二十六分四十秒九八八東經百三十九度三十九分零秒三三〇とす

- 三、報時球の球は横に其上下の兩部を赤色に中部を白色に塗り橋は白色とす
- 四、球は常に下部横木上に据置き正午時約五分前(午前十一時五十五分)より之を上部横木下まで引揚げ東京天文臺より電氣作用を以て之を墜下せしむ其の墜下し始むる瞬間を以て正午時とす
- 五、報時信號に過誤ありたるとき又は故障の爲め該信號を爲し能はざるときは球橋の下桁端に萬國船舶信號W旗を掲ぐ

(五) 神戸港規程

(明治四十一年六月五日)
兵庫縣令第四五號

- 第一條 神戸港の經界は北東は脇の濱に南西は和田岬に建設したる立標を以て之を表示す
- 第二條 神戸港界内を二區に分ち第六條に規程する航路を除き軍艦商船及雜種船の碇泊所とす
 - 一 第一區は第一種航路より北方一圓とす
 - 二 第二區は第一種航路より西方一圓とす
- 第三條 港内第一區の極東部と第二區の極南部を軍艦の碇泊所とす
- 第四條 雜種小形船は第一區及第二區の沿岸に沿ふて碇泊すへし
- 第五條 港長は港界内の狀況に依り必要と認むるときは前二條の規程に拘らず泊船所を示

定するこゝあるへし

第六條 總噸數八百噸以下の汽船にして神戸第三波止場及兵庫陸揚場又は其の附近に往復するものは左の航路を取るへし

- 一 第一種航路は舊湊川尻北岸に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を海上より北四九度四三分西に見通したる一直線の右側三百呎の間とす
- 二 第二種航路は國産波止場に建設したる頭部三角形の白色立標と港務部構内にある報時球柱を第一種航路より北一九度四三分西に見通したる一直線の左側二百呎の間とす

第七條 第三種航路は兵庫島上町に建設したる頭部三角形二基の赤色立標を第一種航路より南八五度一七分西に見通したる一直線の左側二百呎の間とす

第八條 入港の各船舶は和田岬檢疫所附近に來り港長より錨地の示定を受くへし但し大阪方面より入港の船舶にして豫め港長の許可を受けたるものは此限りにあらず

第九條 前項の示定は該檢疫所構内に於て信號旗を掲げ之を爲すこゝあるへし
總噸數八百噸未満の沿海航通船又は豫め港長の許可を受けたる船舶は本條の示定を受けず入港するこゝを得

第十條 但し開港々則第九條又は第十二條に該當するものは此限にあらず
第十一條 第八條の信號を以て泊船所を示定するときは特定信號に依る

前項の特定信號は別に之を定む

第九條 泊船所の示定を受くべき船舶日没後來着したるときは日出まで港界外に於て停船すべし但定期郵便船其の他緊急を要する船舶にして港長より入港の許可を得たるものは此限にあらず

第十條 第六條に規程する汽船及其の他の汽船帆船等にして第二種航路運行に際し川崎造船所「ガントリークレーン」の東端又は高濱岸壁の北端に設置したる旗竿に「ILF」の萬國船舶信號旗を掲げたるときは第二種航路外を通行すべし
夜間紅白線の三燈を各三呎宛隔て、縦に連掲したるとき亦同し

第十一條 汽船港界内に入りたるときは速力を減じ又帆船は帆を減じ若し曳船を用ひて徐行すべし

第十二條 總噸數五百噸以上の船舶は常に双錨を投して碇泊すべし但港長の許可を得たるものは此限にあらず

第十三條 埠頭棧橋の突端又は繫泊船の一端を廻航する船舶は之を右に見て航行するときは小廻り左に見て航行するときは大廻りを爲すべし

第十四條 港界内に於て特設信號を用ひむとするものは港長の認可を受くべし
第十五條 港界内及港界附近に於て難破者は沈没等の事件を生じ又は之を發見したるものは直にその旨を港長に届出すべし

通航の妨害となるべき難破物又は其他の物件は港長の指示に従ひ所有者又は管理者に於て危害豫防のため必要な措置をなすべし

港界内及び港界附近に於て難破物又は沈没品を引上げむとするものは港長の許可を受くべし

第十六條 港界内に在る船舶風波災害其の他止を得ざる場合に於て港長の許可を待たずして錨地を變じたるときは遅滞なく其の事由を港長に届出べし

第十七條 港界内に於て爆發物若しは容易に燃焼すべき物件を運搬せむとするものは港長の許可を受くべし

第十八條 港界内に於て曳船を爲さむとするものは舢舨船端船等は五艘其の他の船舶は一艘に限る但港長の許可を受けたるものは此限にあらず

第十九條 船舶は埠頭運河の入口船渠又は棧橋等の附近に濫りに停泊又は繫留すべからず

第二十條 船舶は濫りに他船の船尾若しは船側に繫留し水路の妨害を爲すべからず

第二十一條 繫船浮標に繫留中の船舶機關の回轉を試みむとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置をなすべし
荒天に際し尙本船の錨を投せむとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すべし

第二十二條 船舶は浮標又は棧橋等に綱を取るに際し必要外に之を延長し又は必要の時間

○神戸港規程

外に渉るへからず

第二十三條 船舶は海上衝突豫防法其他の法令に規定ある場合を除くの外濫りに汽笛若は汽角を吹鳴することを得ず

第二十四條 港界内に於て汽艇艇船端船其の他權を以て運行する船舶は汽船及び帆船の航路を避くへし

第二十五條 船舶其の搭載せる多數の竹木を水上に卸さむとするとき及び筏又は多數の竹木を港界内に繋留し若は運行せむとするときは港長の許可を受くへし

第二十六條 艇船端船夜間港界内を航行するときは舷上見易き所に常に亮明の白燈若しくは紅緑の兩色燈一箇を掲ぐへし

第二十七條 港界内に於て船舶機裝休繋又は大修繕を爲す場合に於て必要と認むるときは港長に於て相當船員の乗込を命ずることあるへし

第二十八條 本規程に定むるもの、外船舶の航方に關しては海上衝突豫防法に依るへし

第二十九條 本規程第六條第七條の一項第九條第十條第十一條第十二條第十三條第二十條

第二十二條第二十八條を犯したるものは五拾圓以下の罰金に處し第四條第十四條乃至第

二十一條、第二十三條乃至第二十六條を犯したるものは三十日未滿の拘留又は貳拾圓未

滿の料科に處す但法人に係るときは代表者を以て被告人とす

(六) 神戸港規定第八條に依る特定信號

A の下に港長旗 第一區内に適宜投錨すへし

B の下に港長旗 第二區内に適宜投錨すへし

C の下に港長旗 税關第一突堤に維繋すへし

D の下に港長旗 税關第二突堤に維繋すへし

E の下に港長旗 税關第三突堤に維繋すへし

F の下に港長旗 税關第四突堤に維繋すへし

T の下に港長旗 高濱岸壁に維繋すへし

W の下に港長旗 和田棧橋に維繋すへし

一官設繋船浮標に示定するときは港務部旗の下に萬國船船信號の數字信號法に依り繋留すへき浮標の番號を表示す

一私設繋船浮標に示定するときは所有會社旗の下に繋留すへき浮標名に該當せる萬國船船信號旗を表示す

○神戸港規定第八條に依る特定信號

○神戸報時球信號手續

一一〇

(七) 神戸報時球信號手續

- 一 報時球は日曜日及大祭日を除き毎日日本邦中央標準時の正午時(東經百三十五度に於ける平時正午時即ち英國綠威平時の十五時)に於て降下す
- 二 報時球の位置は北緯三十四度四十一分十秒八二三東經百三十五度十分四十八秒〇二五
- 三 報時球の球は赤色に塗り櫓は白色とす
- 四 報時球の球は常に下部横木上に据置き正午時約五分前(午前十一時五十五分)より之を上部横木下まで引揚げ東京天文臺より電氣作用を以て之を降下せしむ其降下し始むる瞬時を以て正午時とす
- 五 報時信號に過誤ありたるとき又は故障の爲め該信號を爲し能はざるときは球櫓の下桁端に萬國船舶信號のW旗を掲ぐ

(八) 長崎港規程

(明治四十一年五月二十二日)

第一條 長崎港界内を左の四區に分つ

第一區 小菅修船所入口北角の立標より遠見鼻立標に引きたる一線以北

第二區 女神立標より神崎鼻立標に引きたる一線以北第一區境界線迄

第三區 陸の尾島長刀埼立標より小ヶ倉村千本山鼻立標に引きたる一線以北並に小瀬戸浦立標より鼠島外端を経て長刀埼立標に至る港界線以内第二區境界線迄

第四區 陸の尾島三角點(一五四呎)立標より正南香焼島立標に引きたる港界線及香焼島石燈籠鼻より深堀村堂の埼に引きたる港界線以内第三區境界線迄

第二條 第一區は汽船及總噸數五百噸未満の帆船並雜種船の碇泊所とす但し總噸數八百噸未満の沿海通航汽船は銅座川口より浦上川口に引きたる一線以東帆船、雜種船は沿岸附近に限る

第二區は軍艦の碇泊所とす但し總噸數五百噸未満の帆船及雜種船は戸町澳に限り碇泊することを得

第三區は軍艦の豫備碇泊所並總噸數五百噸以上の帆船及爆發物若は容易に燃焼すべき物料を積載し又は粉塵を飛散すべき物料を積卸する船舶の碇泊所とす但し總噸數五百噸未満の帆船及雜種船は沿岸に限り碇泊することを得

○長崎港規程

一一一

○長崎港規程

一一二

第三條 入港船舶は女神外に於て港長より其の碇泊所の示定を受くへし

總噸數八百噸未満の沿海通航船は碇泊所の示定を受けずして入港し規定の區域内に碇泊することを得但し開港港則第九條及第十二條に該當するものは此の限に在らず

第四條 港長は港内の狀況に依り必要ありと認むるときは前二條の規定に拘らず碇泊所を示定することあるへし

第五條 碇泊所の示定を受くへき船舶日没後來着したるときは日出まで港内第三區に於て航路を避け碇泊すへし但し定期郵便船其の他緊急を要する船舶にして港長より入港の許可を得たるものは此の限に在らず

第六條 港長は時宜に依り入港船舶に對し女神見張所より特定信號を以て碇泊所を示定することあるへし其の特定信號は別に之を告示す

第七條 港界内に入出する汽船及總噸數五百噸以上の帆船は左の航路を取るへし但し香焼瀬戸を通過するものは第一號の航路に依らざることを得

一 神崎鼻以外に在りては高鉾島及神崎鼻の南東端を連ぬる一線(方位北六十五度東)と蔭の尾島北西端と女神鼻の約南西に突出する地點の外端とを連ぬる一線(方位北六十一度東)との中間

二 神崎鼻以内に在りては神崎鼻と女神鼻の約南西に突出する地點の外端とを連ぬる線上に於て神崎鼻を約一鏈離れたる點より警報信號標を北四十一度東の方位に見

通し第一區の境界線に至る一線と該線より南東へ一鏈離れたる一線との中間

第八條 港界内を運航するときは汽船は速力を減じ帆船は帆を減じ若し曳船を用ひて徐行すへし

神崎鼻以内に於ては逆風に溯り帆走することを得ず

第九條 岬角、埠頭、棧橋の突端又は碇泊船の一端を回航する船舶は之を右舷に見て航行するときは小廻りを爲し左舷に見て航行するときは大廻りを爲すへし

第十條 港界内に於て二艘以上の汽船同一の方向に航行するときは並行すへからず

第十一條 港界内に於ては汽艇、發動機艇及櫓を以て運轉する船舶は汽船帆船の航路を避け帆船は汽船の航路を避くへし

第十二條 船舶は埠頭、河口、船渠又は棧橋に向ひ航行せんとするときは除くの外濫りに其の附近に停泊し若し繋留すへからず

第十三條 船舶は濫りに他船の船尾若し船側に繋留し通航の妨害を爲すへからず

第十四條 船舶は濫りに繋船浮標に繋留すへからず

船舶繋船浮標に繋留中機關の回轉を爲さむとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すへし
荒天に際し仍本船の錨を投せむとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる

○長崎港規程

一一三

後投錨すへし

第十五條 船舶は浮標又は棧橋に繫留するに際し必要以外に其の綱索を延長し若し必要の時間外に渉るへからず

第十六條 船舶は港界内に於て海上衝突豫防法其の他特に法令の規定ある場合を除くの外濫りに汽笛又は汽角を吹鳴すへからず

第十七條 港界内に於て曳船を爲すときは港長の許可を得たる場合を除くの外舢舨船は三艘水船倉船は二艘航洋船は一艘を超ゆることを得ず

第十八條 夜間港界内を航行する總噸數二十噸未満の帆船及櫓權を以て運轉する船舶は船上見易き箇所に白燈一箇を掲ぐへし但し縣令に別段の規定あるものは此の限に在らず

第十九條 港界内に於ては總噸數五百噸以上の船舶は双錨泊を爲すへし但し港長の許可を得たるときは此の限に在らず

第二十條 港界内に於て漁業を爲すへからず但し陸岸より竿釣、投釣又は投網を爲すは此の限に在らず

港長は漁業の種類に依り支障なしと認むるときは前項の規定に拘はらず之を許可することあるへし

第二十一條 港界内に於ては港長の許可を得たる場合を除くの外燻場以外に於て燻船を爲すへからず

第二十二條 港界内に於て爆發物を運搬せむときは港長の許可を受くへし

第二十三條 船舶に積載せる竹木を港界内水上に卸さむときは港長の許可を受くへし筏又は水面に浮ひたる竹木を港界内に繫留又は運搬せむときは亦同じ

第二十四條 港界内並港界附近に於て難破物若し沈没品を引揚げむときは港長の許可を受くへし

第二十五條 港界内に於て定繫場を設けむときは港長の許可を受くへし

第二十六條 港界内に於て特設信號を用ひむときは港長の許可を受くへし

第二十七條 船舶修繕、休繋又は修繕の場合に於て必要ありと認むるときは港長は相當船員の乗込を命ずることあるへし

第二十八條 港界内に於て汽船を進水し若し船渠に出入せんとするときは其の旨港長に届出つへし

第二十九條 港界内に於ける船舶風波、災害其の他止むを得ざる事由に依り許可を待たずして錨地を變更したるときは遅滞なく其の事由を港長に届出つへし

第三十條 港界内に於ける船舶の航方に關しては本令に定むるもの、外海上衝突豫防法の規定に依るへし

○長崎港規定第六條に依る特定信號

一一六

- 第三十二條 本令に定むる方位は眞方位とす
- 第三十三條 警報信號は長崎縣廳構内に在る正式警報信號標に之を掲ぐ
- 第三十四條 第三條、第七條、第八條第一項、第九條、第十條、第十四條第二項第三項、第十五條、第十九條、第二十七條、第三十條に違背したる者は五拾圓以下の罰金に處す
- 第三十五條 第八條第二項、第十一條乃至第十三條、第十四條第一項、第十六條乃至第十八條、第二十條乃至第二十六條、第二十八條、第二十九條に違背したる者は三十日未満の拘留又は貳拾圓未満の科料に處す
- 第三十六條 本令の罰則は之を法人に適用す法人を罰すべき場合に於ては其の代表者を以て被告人とす

(九) 長崎港規定第六條に依る特定信號

- A 第一區内に適宜投錨すへし
- B 第二區内太田尾灣に航路を避け投錨すへし
- C 第二區内戸町灣に航路を避け投錨すへし
- D 第三區内に航路を避け適宜投錨すへし
- 一官設繫船浮標に示定するときは港務部旗の下に萬國船舶信號の數字信號旗を掲げ繫留す

すへき浮標の番號を表示す

一私設繫船浮標に示定するときは所有會社旗の下に繫留すへき浮標名に該當せる萬國船舶信號旗を表示し浮標の名稱なきものは單に所有會社旗のみを表示す

(一〇) 門司港規程

(明治四十一年六月十日)
福岡縣令第二十六號

第一條 門司港界内を分ちて左の三區とす

第一區 白木埼標柱より北二十二度二十七分東距離一鏈十分の八の處に碇置せる紅色挂燈浮標に該浮標より北四十七度二十七分東距離七鏈十分の一の處に碇置せる白色挂燈浮標に及び夫より南七十一度三十三分東門司稅關波止場標柱に引きたる各線内

第二區 第一區以外にして柁ヶ鼻より南四十二度二十七分西彦島弟子待標柱に向ひ引きたる一線と白木埼標柱より北二十七度三分西に引きたる他の一線と相會したる線内

第三區 第二區以外港界線内

第二條 前條に定むる第一區は總噸數八百噸未満の船舶第二區は總噸數八百噸以上の汽船第三區は軍艦及總噸數八百噸以上の帆船の碇泊所とす但驅逐艦及水雷艇の碇泊所は第一區内の中央以西とす

第三條 總噸數五十噸未満若くは積石數五百石未満の船舶及解船は前條の規程に拘らず白木埼標柱より北五十四度二十七分東門司稅關波止場標柱に引きたる線内及該標柱より北

○門司港規程

一一七

一度三十三分西陸軍兵器製造所大煙突に引きたる線内に碇泊すへし

第四條 下關海峽西口より入港せんとする船舶は六連島燈臺の附近に又同東口より入港せんとする船舶は部埼燈臺の附近に來り各其國旗及信號符字を掲げ港長より泊船所の示定を受くへし

第五條 荒天に際し入港せんとする船舶に對しては見張所にある旗竿の下桁に信號旗を掲げ泊船所を示定す

前項の信號は告示を以て之を定む

第六條 若松港及下關港より入港せんとする船舶は港界外に來り其國旗及信號符字を掲げ港長より泊船所の示定を受くへし

第七條 總噸數八百噸未満の沿海通航船は港長の示定を待たずして第二條及第三條に規定せる泊船所に入り投錨することを得

第八條 港長は港界内の狀況に依り必要を認むるときは規程の區域に拘はらず泊船所を示定することあるへし

第九條 泊船所の示定を受くへき船舶は日出前日没後入港することを得ず但定期郵便汽船又は緊急を要する船舶に對しては港長其入港を許可することあるへし

第十條 下關海峽東口より入港せんとする汽船は壇ノ浦燈臺に並ひたるときより又港界内より東口に向ひ出港せんとする汽船は柁ヶ鼻に並ひたるときより何れも門司埼を通過す

る迄汽笛又は汽角長聲を三發宛間斷なく吹鳴すへし

第十一條 總噸數五百噸以上の船舶は常に双錨泊を爲すへし但特に港長の許可を受けたるものは此限にあらず

第十二條 港界内にある船舶風波災害其他止むを得ざる場合に於て港長の許可を待たずして錨地を變更したるときは遲滞なく其事由を港長に届出へし

第十三條 繫船浮標に繫留せる船舶機關の運轉を爲さんとするときは浮標に損害を及ぼさざる様相當の措置を爲すへし

荒天に際し尙ほ本船の錨を投せんとするときは浮標に結着したる錨鎖を適宜に延長したる後投錨すへし

第十四條 船舶は濫りに左の場所に停留すへからず

一 柁ヶ鼻低立標より南四二度七分西一鏈半の處より正北に向ひ港界線に至る區劃内

二 門司洲南西浮標(黑白横線)より南西二鏈以内

三 船溜の入口又は棧橋附近

第十五條 汽船港界内に入りたるときは速力を減じ又帆船は帆を減じ若くは曳船を使用し

て徐行すへし

第十六條 港界内に於て汽艇艇船端船其他櫓櫓を以て運航する船舶は汽船及帆船の航路を避くへし

○門司港規程

一一〇

第十七條 港界内に於て曳船を爲さんとするときは港長の許可を受けたる場合を除くの外左の制限に従ふへし

一 航洋船は一艘

二 舢舨船又は端船は四艘

三 被曳船を横列して曳くときは二列二艘

第十八條 棧橋の突端又は繫泊船の一端を回航する船舶は之を右舷に見て航行するものは小廻り之を左舷に見て航行するものは大廻りを爲すへし

第十九條 港界内に於て爆發物又は容易に燃燒すべき物件を運搬せんとするときは港長の許可を受くへし

第二十條 船舶に搭載せる多數の竹木を港界内水上に卸さんとするときは港長の許可を受くへし後又は水面に浮ひたる竹木は港長の許可を受くるにあらざれば港界内に繫留し又は夜間運航することを不得す

第二十一條 船舶休繋若しくは修繕等の場合は港長に於て必要な船員の乗組を命ずることあるへし

第二十二條 船舶又は其他の物件を濫りに他船の船側若しくは船尾に繫留して水路の妨害を爲すべからず

第二十三條 船舶は港界内に於て海上衝突豫防法其他法令に規程ある場合の外濫りに汽笛

又は汽角を吹鳴すべからず

第二十四條 港界内に於ては曳網を以て漁業を爲すことを得ず

第二十五條 港界内に於ける船舶の航方に關しては本規程に定むるもの、外海上衝突豫防法に依るへし

第二十五條の二 港界内及其附近に於て航路の妨害となるべき總ての難破物又は其他の物件は之を除去する迄其所有主に於て危害豫防のため必要な措置をなすへし

第二十六條 港界内及其附近に於て難破物又は沈没品の引揚を爲さんとする者は港長の許可を受くへし

第二十七條 港界内及其附近に於て特設の信號を用ゐんとする者は港長の認可を受くへし

第二十八條 港界内及其附近に於て海難其他の事變發生したる場合は速に港長に届出つへし

第二十九條 本規程に定むる方位は眞方位とす

第三十條 本規程第四條第六條第九條乃至第十一條第十三條第十五條第十八條第二十一條の命令第二十五條第二十五條の二に違背したる者は五拾圓以内の罰金に處す

第十二條第十四條第十六條第十七條第十九條第二十條第二十二條乃至第二十四條及第二十六條乃至第二十八條に違背したる者は三十日未滿の拘留又は貳拾圓未滿の料料に處す第三十一條 前條の規程は之を法人に適用す法人を罰すべき場合に於ては其代表者を以て

○門司港規程第五條に依る特定信號

一三三

被告人さす

第三十二條 本規程は明治四十一年七月一日より之を施行す

(一一) 門司港規程第五條に依る特定信號

- A 第一區内に碇泊すへし
- B 第二區内に碇泊すへし
- C 第三區内に碇泊すへし
- D 第二區内若くは第三區内に適宜碇泊すへし
- E 第二區内第四號繫船浮標の正南以東に碇泊すへし
- F 第二區内第四號繫船浮標の正南以西に碇泊すへし
- G 第三區内白木崎沖に碇泊すへし
- H 港界外葛葉沖に碇泊すへし
- K 第一號浮標に繫留すへし
- L 第二號浮標に繫留すへし
- M 第三號浮標に繫留すへし
- N 第四號浮標に繫留すへし

(一二) 門司標時球信號手續

- 一、標時球は日曜日及大祭日を除き毎日日本邦中央標準時の正午時（東經百三十五度に於ける平時正午時即ち英國綠威平時の十五時）に於て降下す
- 二、標時球の位置は北緯三十三度五十六分三十四秒八五四東經百三十度五十七分二十一秒八四三
- 三、標時球の球は赤色にして白の横線一條を畫し檣は白色とす
- 四、標時球の球は常に下部横桁上に据置き正午時約五分前（午前十一時五十五分）より之を上部横桁下まで引揚げて東京天文臺より電氣作用を以て降下せしむ其降下し始むる瞬時を以て正午時とす
- 五、標時信號に過誤ありたるとき又は故障の爲め該信號を爲し能はざるときは球檣の下桁端に萬國船舶信號のW旗を掲ぐ

(一三) 大阪築港出入船舶注意事項 (附特定信號)

一般海事に關する法規及大阪府令に依る水路取締規則並に汽船航運營業取締規則を遵守すへきは謂ふを俟たざるも本港は未だ港務部の設置無きを以て檢疫其他港内取締に關する事項は水上警察の管轄に屬し海外諸港及臺灣樺太等より來航せる船舶に對しては海港檢疫法

○門司標時球信號手續、大阪築港出入船舶注意事項 一二三

○大阪築港出入船舶注意事項

第五條による處置をなし又特に内務省令を以て傳染病流行地と指定せられたる地方を發し若くは經由し來りたる船舶に對し船舶検査を施行す
錨地の指定に關しては大阪市役所港灣部に於て便宜上之を指定すること、成り居れり
注意事項左の如し

- 一 入港後六時間以内に船長より左の事項を便宜港灣部に届出る事
船舶の名稱、所有者名、登簿噸數、仕出港、搭載貨物の仕出港、仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)及乗組海員、豫定滞留日數
 - 二 棧橋に繋留せんとするときは豫め港灣部に就き場所の指定を受け船首を橋頭に向け船舶の長さ一倍半の距離に投錨すること
 - 三 出港の際は出港時刻六時間前に船長より左の事項を港灣部に届出つる事
出港時刻、搭載貨物の仕出地、仕向地、品名數量、乗客人員(男女別)及仕向港
 - 四 入港中は灰燼塵芥等を海中に投棄せざる事は勿論諸規則を嚴守すること尙棧橋を使用せんとするときは船主、船長又は代理店主より船名、登簿噸數、船の長さ、吃水、繋留期間等を記入せる願書を、繋船浮標又は曳船を使用せんとする場合は船名、船主登簿噸數、使用期間を記入せる願書を港灣部に提出し當該吏員の許可を受くへし
- 大阪築港入港船舶特定信號左の如し
- 一 大阪築港々内を内港外港に大別し更に各二區に別ち安治川口附近を櫻島泊船場と稱す

す

二 入港船舶に對しては大棧橋先端に設置せる信號所(高標柱五十四尺)に於て錨泊、浮標繋留、棧橋及棧橋繋船場附近潮流方向の特定信號をなす

(A) 錨泊信號は第一表により錨泊區域を浮標繋留信號は第二表により繋留すべき浮標番號を、標柱横架の一端に掲げ、受信船舶の船名符字を他の一端に示す

(B) 棧橋繋留信號は標柱横架の兩端に第三第四表により棧橋に於ける繋船場所及同所の潮流方向を示し中央に受信船の船名符字を掲揚す

- 三 受信船舶は同様の信號を掲げて回答旗に代ふるものとす
- 四 特定信號に規定せざる信號は總て萬國信號法に據る

(第一表) △錨泊信號

- | | | | |
|----|-------------------------------|----|---------------------|
| OA | 外港一區に適宜投錨すへし | IA | 内港一區に適宜投錨すへし |
| OB | 外港二區極西部(危險物積卸並に搭載船舶碇泊所)に投錨すへし | IB | 内港二區に適宜投錨すへし |
| OC | 外港二區に適宜投錨すへし | AR | 安治川口(櫻島泊船場)に適宜投錨すへし |
| OQ | 外港二區極西部(傳染病患者搭載船舶碇泊所)に投錨すへし | | |

(第二表) △浮機繋留信號

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| SA | 南一號に繋留すへし | SC | 南三號に繋留すへし |
| SB | 南二號に繋留すへし | SD | 南四號に繋留すへし |

○大阪築港出入船舶注意事項

○大阪築港出入船舶注意事項

- SE 南五號に繫留すへし
- SL 南十二號に繫留すへし
- SF 南六號に繫留すへし
- SM 南十三號に繫留すへし
- SG 南七號に繫留すへし
- SN 南十四號に繫留すへし
- SH 南八號に繫留すへし
- SO 南十五號に繫留すへし
- SI 南九號に繫留すへし
- SP 南十六號に繫留すへし
- SJ 南十號に繫留すへし
- NA 北一號二號の二個の浮標に繫留すへし
- NB 北二號三號の二個の浮標に繫留すへし
- SK 南十一號に繫留すへし

(第三表) △棧橋繫留場所信號

- A 大棧橋Aの位置に繫留すへし
- E 大棧橋Eの位置に繫留すへし
- B 大棧橋Bの位置に繫留すへし
- F 大棧橋Fの位置に繫留すへし
- C 大棧橋Cの位置に繫留すへし
- G 櫻島上流棧橋に繫留すへし
- D 大棧橋Dの位置に繫留すへし
- H 櫻島下流棧橋に繫留すへし

(第四表) △潮流方向信號

- 青色三角旗 南方に流る
- 白色三角旗 北方に流る
- 赤色三角旗 停潮をす

(一四) 大阪水路取締規則

(明治四十三年八月 府令第六十八號)

第一章 通 則

- 第一條 本則に於て水路と稱するは河川運河及港灣を云ふ
- 第二條 水路に於ては左の行爲を禁す
- 一 水制、測量標、量水標、檢潮標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其の保護杭に舟筏を繫留し又は之に障害を及ぼすへき行爲をなすこと
 - 二 他船に引曳せらるゝ舟筏の操舵を忽にすること
 - 三 テントウ船、劍先船、三十石船其他之に類する船舶若くは長二十尺の筏を船夫又は筏夫一人にて運航すること
 - 四 船體不相當と認むへき重量物件を搭載航行すること
 - 五 舟筏竹木等の繫留を忽にすること
 - 六 土砂、瓦石、石炭殻、塵芥、木片等を投棄すること
 - 七 他の舟筏等に慮口類を鉤して運航すること
 - 八 大阪市、堺市に在りては許可外の場所に於て游泳を爲すこと
 - 九 安治川筋、木津川筋及築港に於て本則の指定したる場所外に船舶を碇泊すること
 - 十 碇泊船舶に故なく看守人を置かざること但し解船、テントウ船其他之に類する小形

○大阪水路取締規則

○大阪水路取締規則

一二八

船は此限にあらす

十一 入津料取立所、渡船場、巡航船寄航場、汽船繫泊場、船渠、共同物揚場の附近に於て舟筏其他の物件を繫留すること

第三條 水路に於て左の事項を爲さむとするときは警察官署の許可を受くへし

一 假足場日覆又は溝壘を設け其他一時水路を使用せむとするとき

二 神輿渡御又は川施餓鬼の類を執行せむとするとき

三 積石數二百石以上總噸數二十噸以上の船舶を上架又は進水せむとするとき

四 積石數百石以上總噸數十噸以上の船舶を解船、修繕、休航、機裝等の爲め五日以上繫留せむとするとき筏に付亦同し

五 多衆を會し端艇競漕を爲さむとするとき

六 淀川筋天満橋上流に於て長六十尺幅六尺以上其他大阪市内の河川に於て長四十五尺幅六尺以上の筏又は操縦自由ならざる物件を運航せむとするとき

七 舟筏其他の物件を連繫して運航し又は之を引曳せむとするとき

八 火藥類搭載船を碇泊せむとするとき

第四條 水路使用の許可を受けたる者は區域、期間及使用者の住所、氏名を記したる目標を其晴易き場所に建設すへし但一時使用のものは此限に在らす
大阪市及其の接續町村に在りては前項の目標に當該廳の檢印を受くへし

第五條 運航中に非ざる筏には所有者若しくは占有者の住所氏名を記したる目標を其晴易き箇所に掲ぐへし

第六條 船舶の航法は左の規定に遵ふへし

一 航路及浮筋に於ては其右側を航行すへし

二 航路及浮筋に於ては他船と並航すへからす

三 航路及浮筋に於て行違ふときは互に右方に避くへし若し之に依り難き場合は上り船に於て避讓すへし

四 航路及浮筋を横切らむとする船舶は上り船又は下り船に對し避讓すへし

五 汽艇、發動機艇、艇船、端艇其他櫓權を以て航行する船舶は汽船及帆船に對し避讓すへし

六 航路の屈角、埠頭、棧橋又は碇泊船に接し回航するときは之を右舷に見て航行するものは小廻りを爲し左舷に見て航行するものは大廻りを爲すへし

前項は之を筏に準用す

第七條 船舶は海上衝突豫防法其他法令に規定ある場合を除くの外濫りに汽笛、汽角又は號角を吹鳴すへからす

第八條 汽船は他船に危害を加へざる程度の速力に於て進行し特に總噸數四十噸以上のものは安治川筋第二區第三區木津川筋第二區内に於て舵效を失せざる程度に於て徐行すへ

○大阪水路取締規則

一二九

○大阪水路取締規則

第九條 航行中は見張を嚴密にし若帆を揚げ又は積荷高き等の爲め前路を見透し難きときは船首に見張人を置くへし

第十條 船舶は錨を船胸に垂下すべからず、船中航行中は投錨準備として左舷錨を水面以下に垂下し置くへし

第十一條 積石數百石以上總噸數十噸以上の船舶川筋に於て投錨したるときは浮標を設く

第十二條 船舶航行中は海上衝突豫防法第十條に規定せる白燈を船尾に掲ぐへし但し同法

第七條乃至第九條の船舶は白色燈を以て之に代用することを得

第十三條 碇泊船は海上衝突豫防法第十一條に規定せる碇泊燈を表出すへし但し艀船、テントウ船其他小形の空船は航路に面したるものを除く外之に依らざることを得

第十四條 川筋に於て回轉中の積石數二百石以上總噸數二十噸以上の船舶は最暗易き場所に晝間は萬國信號旗Rを夜間は前橋の頂部に紅燈一箇を掲ぐへし

第十五條 船舶の點燈、信號及航行に關しては前各條の外海上衝突豫防法に依るへし

第十六條 舟筏連航上障害若は危險の虞ある場所に膠砂、沈没、顛覆したる船舶其他の物件は所有者又は占有者に於て速に之を除却すへし

第十七條 船夫及筏夫は年齢十八年以上にして身體強壯の者たるを要す

第十八條 警察官吏に於て危害豫防又は交通上に關し必要ありと認むるとき臨時其處置に付指示又は命令することあるへし

第十九條 大阪市堺市及其接續町村に於ては水路に臨みたる屋根物干、窓、手摺等に襤褸其他見苦數物品を掛け置くべからず

第二十條 本則に依る願届は大阪市及其接續町村に在りては水上警察官署其他に在りては沿岸地所轄警察官署に差出すへし

第二十一條 大阪港界内を内港外港に區別す

内港は築港内の海面

外港は開港々則に定めたる大阪港の區域内より築港内を除きたる海面

第二十二條 内港を左の二區に區別す

第一區 築港關門口より内方二千間の地點迄

○大阪水路取締規則

○大阪水路取締規則

一三二

第二區 第一區を除きたる海面

第二十三條 内港に出入する航路は關門口兩燈臺より眞方位北六十五度東、南六十五度西に走る二並行線内とし航路の延長は防波堤外に於ては該燈臺より五百間防波堤内に於ては第一區境界線迄とす

安治川筋に出入する航路は内港第一區航路の南終點より眞方位四十二度四十五分東に八百十六間、更に其點より北五十度十分東に三百十三間、同航路の北終點より眞方位北四十八度東に七百五十四間、更に其點より北五十二度東に三百二十間の二線内とす

第二十四條 内港第一區中關門口より航路に沿ひ北側三百間以内は燃焼し易き物件を其南側三百間以内は傳染病患者を搭載する船舶の碇泊所とし殘餘の區域は帆船の假泊所とす内港第二區は汽船及帆船の碇泊所とす但し總噸數三百噸未満の船舶は陸岸に接近して碇泊すべし

第三章 安治川筋

第二十五條 安治川筋の區域は安治川口(櫻島運河入口)と天保山燈臺とを連結したる一線より上流春日出橋、端建藏橋及船津橋迄の間として左の三區に區別す

第一區 官設鐵道線堀割口北岸より直角に南岸に引きたる一線と安治川口迄の間

第二區 逆川中心より直角に南岸に引きたる一線及春日出橋と第一區境界線迄の間

第三區 端建藏橋及船津橋より第二區境界迄の間

第二十六條 安治川筋に於ける航路は浮筋の中央より左右へ各十間とす

第二十七條 安治川筋第一區は空船、荷役未定船、休航船、修繕船及燃焼し易き物件を搭載したる船舶の碇泊所とす但し棧橋に繋留するもの又は警察官吏の承認を得たるものは此の限にあらす

安治川筋第二區は前項以外の各種船舶の碇泊所とす

安治川筋第三區は航洋汽船及稅關手數未済貨物搭載船の碇泊所とす但し曳船汽船汽艇及舢舨は元安治川橋上流北岸に碇泊することを得

第二十八條 安治川筋に於ては筏を運航すべからず但し警察官署の許可を受けたるものは此の限に在らず

第二十九條 安治川筋第二區第三區に於ては船舶の帆走を爲すべからず但し第二區に於てはテントトウ船、劍先船其他之に類する小形船は此の限にあらす

第四章 木津川筋

第三十條 木津川筋の區域は木津川口浮標の西端より上流日吉橋及千代崎橋迄の間とし左の二區に區別す

第一區 中口町南端より木津川口浮標の西端迄の間

第二區 第一區に屬せざる區域

第三十一條 木津川に於ける航路は浮筋の中央より左右へ各七間とす

○大阪水路取締規則

一三三

○大阪水路取締規則

第三十二條 木津川筋第一區は空船、荷役未定船、休航船、修繕船及燃燒し易き物件を搭載したる船舶の碇泊所とす但し棧橋に繋留するもの又は警察官吏の承認を得たるものは此の限に在らず

木津川筋第二區は前項以外の各種船舶の碇泊所とす

第三十三條 木津川筋第二區に於ては船舶の帆走を爲すべからず

第五章 罰 則

第三十四條 第三條第八號、第六條第八條及第九條に違背したる者及第十六條第一項の除却を怠りたる者は三十日未満の拘留又は貳拾圓未満の科料に處す

第三十五條 第二條第一號乃至第七號、第九號乃至第十一號、第三條第一號乃至第七號、第四條、第五條、第七條、第十條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十三條に違背したる者は二十日以下の拘留又は拾五圓以下の科料に處す

第三十六條 第二條第八號、第十九條に違背したる者は拾圓以下の科料に處す

第三十七條 前三條の科料に關する罰則は法人に在りては其代表者、犯罪無能力者に在りては其法定代理人に之を適用す

第三十八條 本規則に違反する者は、其の違反の事實を證明するものがあるときは、本規則第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條の規定に處す

(一五) 大阪港浮標及曳船使用規程

(大正五年三月) 大阪市布告第三二號

第二條 本規程に於て浮標と稱するは築港内に於て繋船の用に供する浮標を謂ひ曳船と稱するは棧橋繋離船舶を曳引する小蒸汽船を謂ふ

第二條 浮標又は曳船を使用せむとする者は當該吏員の許可を受くべし

第三條 前條の許可を受けたる者は左の料金を前納すべし

一 浮標使用料

登簿噸數壹千噸未満の船舶 繋留時間二十四時間毎に 金參圓

同 壹千噸以上の船舶 同 上 金五圓

二 曳船使用料

登簿噸數 五百噸未満の船舶 一回に付 金壹圓

同 五百噸以上の船舶 一回に付 金貳圓

同 千噸以上の船舶 一回に付 金參圓

同 二千噸以上の船舶 一回に付 金四圓

同 五千噸以上の船舶 一回に付 金五圓

第四條 市長は定期の浮標繋留船舶には一定の期間内前條第一號使用料の二割乃至四割を

○大阪港浮標及曳船使用規程

○大阪港給水規程

一三六

減額することを得

前項の減額を得むとする者は一箇月毎に豫め配船表を提出すへし

第五條 艦船又は官公署の使用する船舶其の他市長の承認を受けたる船舶に對しては第三條の使用料を徴收せず

第六條 浮標及曳船使用に關しては當該吏員の指揮を受くへし

第七條 當該吏員は左に掲ぐる場合に於て浮標又は曳船使用の許可を取消すことあるへし

一 使用者に於て本規程に違背したるとき

二 當該吏員に於て必要と認めたるとき

第八條 既納の使用料は之を選付せず但第七條第二號に依り其許可を取消若は天災其の他不可抗力の爲使用せざりしときは此の限に在らず

(一六) 大阪港船舶給水規程

(大正五年三月三十一日)
大阪市告示第三三號

第一條 本規程に於て大阪港と稱するは開港々則に定めたる港界線内の海面を謂ふ

第二條 大阪港碇泊の船舶にして給水を受けむとする者は當該吏員に請求すへし

第三條 給水料金は左の區分に依り之を徴收す

一 給水栓より直接給水するもの

一 噸三十六立方尺に付

一 給水栓より運搬給水するもの

同 右

金貳拾壹錢
金貳拾八錢

第四條 防波堤外に於ては一噸に付一哩毎に金拾錢を増徴す

前項の距離測定は南突堤燈臺を基點とす

第五條 夜間又は荒天の場合には前二條の料金の二割を増徴す

第六條 給水量は本市所定の量水器に依り算定す但し水量の豫定し得べきもの又は量水器の故障に依り水量判明せざるときは當該官吏之を認定す

第七條 給水料は即日之を徴收す但し官公署所屬船舶及定期出入船舶に對しては此の限に在らず

第八條 左記各號の一に該當する場合には給水を停止することあるへし

一 當該吏員の職務執行を抗拒又は妨害したるとき

二 量水器の作用を妨害し其の他給水料金の遁脱を圖りたるとき

三 給水料金を滞納したるとき

(一七) 大阪港入津料徴收規則

(明治四十一年十一月)
府令第一五二號

第一條 安治川木津川及尻無川に入津する船舶は左の入津料を徴收す

日本形間數船 (略)

日本形石數船 (略)

○大阪入津料徴收規則

一三七

○大阪入津料徴收規則

一三八

西洋形船 百噸未満 一噸に付 金五錢貳厘
百噸以上 同 金五錢七厘

第二條 入津料は其の川筋所在の入津料取立所に即納すへし入津の頻繁なる船舶の所有者又は使用者に對しては一週日分以内を取經め後納せしむることを得
料金を納付する場合には船鑑札又は國籍證書を提示すへし但し前項に依り後納するものは此の限に在らず

第三條 入津料を後納せんとするものは入津料取立所長の許可を受くへし

第四條 左の一に當る船舶は入津料を免除す

- 一 官公署の使用中に係るもの
- 二 船體修繕、試運轉又は海難の爲め船體に破損を受け航海に堪へずして入津するもの
- 三 自家耕作用船
- 四 遊樂船
- 五 傳馬船「バツテトラ」

本條第一號及第二號に該當する船舶は入津の際所有者又は乗込者より其の旨入津料取立所に届出つへし

第五條 前條の届出を爲さざるものは入津料を徴收す

第六條 入津料取立所長は入津料徴收に關し國稅滯納處分の例に依り處分することを得

(一八) 若松港取締規則

(明治三十七年十二月 福岡縣令第五九號)

第一條 若松港を分ちて内港、本港及外港とし其區域左の如し

- 一 金比羅山下標柱と牧山鼻標柱との連結線以西港界線迄の水面を内港とす
- 二 若松町渡船場の標柱より河村島通稱中の島西端を経て戸畑町渡船場の標柱に至る連結線以西金比羅山下標柱と牧山鼻標柱と連結線までの水面を本港とす
- 三 若松町渡船場の標柱より河村島西端を経て戸畑町渡船場の標柱に至る連結線以東港界線までの水面を外港とす

第二條 本港を更に左の二區に分ち第一區内白色の浮標を以て圍まれたる線以内を汽船(總噸數七十噸未満の小蒸汽船を除く)の碇泊所とし其他の部分及第二區を總噸數七十噸未満の汽船及帆船雜種船の碇泊所とす

- 一 第一區は航路の以南本港と内港及本港と外港との限界線及陸岸により圍まれたる區域内
- 二 第二區は航路の以北陸岸により圍まれたる區域内

第三條 港界内の航路は黒赤色の浮標に依り區劃したる水面を以て本航路とす若松町より戸畑町に接續する國道筋渡船及若松町字辨財天海岸並に若松税關支署側面波止場より往復する小蒸汽船小廻船の航路其他汽船の碇泊場より出入する航路は之を支航路とす

○若松港取締規則

一三九

○若松港取締規則

第四條 總て船舶は左に掲ぐるものを除く外航路内に碇泊若くは停船することを得ず

- 一 港内の工事に従事する船舶
- 二 沈没品の引揚に従事する船舶
- 三 遭難船舶の救助に従事する船舶
- 四 事變の爲め運轉自由を得ざる船舶

前項第一號乃至第四號に掲ぐる船舶（總噸數十噸未満積石數百石未満を除く）航路内に碇泊若くは停船中は海上衝突豫防法第四條第一項の規定に依り船燈又は形象を掲ぐへし

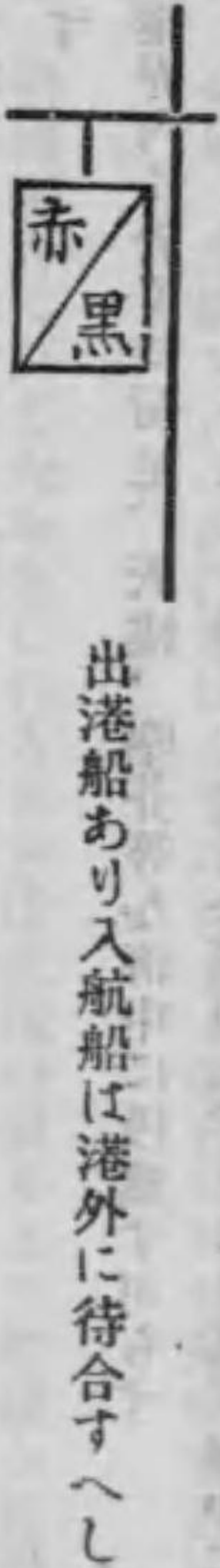
第五條 船舶（總噸數百噸以上積石數千石以上）着港の時は即時に其船の種類、船名、船籍港、總噸數、登簿噸數、發航地名、發航年、月、日、時及び船主の住所氏名、國籍を出港のときは拔錨二時間前にその船名出港年、月、日、時、及び出向地名を記し船長又は其代理者（住所職業生年月日を付記すへし）に於て所轄警察官署に届出へし

定期に航海する船舶は豫め前項の届出をなし以後之を省略することを得
第六條 入港せんとする汽船（總噸數百噸以上）は突堤終端沖に於て晝間に在ては國旗及信號符字を掲げ夜間に在ては汽笛長聲を三發すへし但定期郵便船は晝間會社旗を以て信號符字に代用することを得
前項の國旗及信號符字又は會社旗は汽船の着港を所轄警察官署に届出てたる後に非されは之を引下すことを得ず

出港せんとする汽船は其旨所轄警察官署に届出てたる後直ちに帆旗を引掲ぐへし

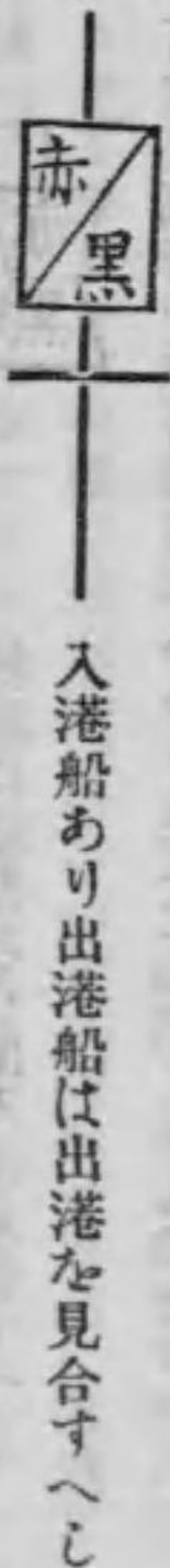
第六條の二 港界内に出入する汽船は左の信號に依り進退すへし

- 一 防波堤の信號竿に掲ぐるもの



（出港汽船港界内の泊船所を出て本航路に向ひたる時又は牧山鼻より出港し來る汽船か何れも中の一島を通過する迄本信號を掲げ尙續て出港する汽船ある時は此信號を續掲するものとす）

- 二 若松警察署水上派出所構内信號竿に掲ぐるもの



（本信號は入港汽船が防波堤外一の瀬浮標通過の時より若松警察署水上派出所前を通過し終る迄之を掲ぐるものとす）

○若松港取締規則

○若松港取締規則

一四二

三 防波堤外信號竿及若松警察署水上派出所場構内信號竿に掲ぐるもの



航路に障害あり出入港見合すへし

(本信號は航路の障害除去せらるゝまで之を掲ぐるものとす)

第七條 總て汽船は港界内に於て特に規定ある場合の外猥りに汽笛を吹鳴すへからず

第八條 入港せんとする總ての船舶は端艇を取入るへし出港せんとするとき亦同じ

第九條 船舶(總噸數二十噸以上積石數二百石以上)は總て雙錨を投じて碇泊すへし

本港第一區に於て繫船浮標に繫留する汽船は其首尾を繫くへし此場合に於ては前項に依るを要す

第十條 港界内に於ては荷足、灰燼、塵芥等を海中に投棄す可らず

船舶に於て石炭、荷足其他之に類する物料を積卸しするときは其海中に脱落せざる様豫め必要の防備を爲すへし

第十一條 港の防害となるべき難破物又は海中に投棄若くは脱落したる物料は當該船舶又は其所有者に於て直に之を取除くへし

第十二條 燈船、燈臺、浮標又は立標には鏈、鋼其他の船具を繫留す可らず

第十三條 港界内に於ける總ての船舶は他の船舶に危害を及ぼす如き速力を以て航行すへ

からず

第十四條 艀船は港界内に在ては四隻以上連結して並行することを得ず

第十四條の二 港界内に於て夜間航行する艀船及艀船は總て白色の標燈を掲揚すへし

單に本港々界内を航行するは此限にあらず

第十五條 總て船舶は港界内に於て他船の航行及投錨を妨げ又は前路を横切ることを得ず

第十六條 荷船、端艇又は小蒸汽船は止むを得ざる場合の外他船の後部に接して繫留すへからず

第十七條 船舶港界に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴すへし且晝間は

NMの信號を掲げ夜間は斷へし紅燈を上下すへし

第十八條 港界内に於ては海上衝突豫防法の規定に依り信號に用ゆる場合の外銃砲及烟火等を發することを得ず

第十九條 常用に超過し爆發物及容易に燃燒すへき物料(爆發物と稱するはプラスチック

セラチン、彈藥包、爆發管、ダイナマイト、烟火、無烟火藥、導火管、セリグナイト、ナイトログリセリン、火藥、綿火藥、雷管の類を謂ひ、容易に燃燒すへき物料と稱するは生石油「ブルマ油ラングーン油ロツク油を包含す」石油、ナフタ、的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、アセトン、酒精及硫化炭素の類其他華氏九十五度以下の熱度に依り發火すへき氣體を發するものを謂ふ)を積載する船舶は外港に於て航路を避け碇泊

○若松港取締規則

一四三

○若松港取締規則

一四四

すへし

但し單に本港々界線内を航行するは此限にあらず

前項の船舶は晝間はBの信號旗、夜間は紅燈を前檣の頂上に掲ぐへし

第二十條 港界内に於て曳船を爲す汽船は左の制限を越ゆることを得ず

一 被曳船が航洋船なるときは一隻

二 前項以外の船舶なるときは其積量二十萬斤以上に在ては三隻其以下に在つては二列

三隻單列のとき亦た同し

第二十一條 前條曳船に要する曳綱の長さは曳船と被曳船第一船との距離を十尋以内とし其以下相互間の距離を六尋以内とし

第二十二條 小廻船は汽船の船側に接して四隻以上並列すべからず

第二十三條 港界内の航路に於ては漁業をなすことを得ず

第二十四條 警察官に於て必要と認むるときは碇泊中の船舶に臨檢し又は一時船舶の航行を停止せしむることあるへし

第二十五條 第四條乃至第十六條、第十九條乃至第二十三條に違背し又は同第二十四條の臨檢を拒み若は航行停止の命令に背きたる者は拘留又は料料に處す

第二十六條 船舶に在つては海員の所爲と雖も船長若は船長の事務を行ふ者其責に任す

附 則 (略)

(一九) 名古屋港取締規則

第一章 總 則

第一條 明治四十年勅令第三百三十三號名古屋港區域を内港及外港に區分す

内港は東西兩突堤を以て抱擁したる水面の區域とす

外港は内港に屬せざる水面の區域とす

第二條 内港を分て航路及碇泊所とす

一 航路は添付圖面點線の區域とす

一 碇泊所は之を二區に分ち第一區は添付圖面鎖線の區域にして總噸數五十噸以上の汽船の碇泊所とし第二區は第一區の區域外にして總噸數五十噸未滿の汽船及帆船並雜種船の碇泊所とす

第三條 第二區碇泊所に碇泊すへき船舶は揚荷若しくは積荷の都合に依り其積卸を終るまで

一時第一區碇泊所内に碇泊することを得

第四條 港内にある船舶にして風波其の他災害の爲め避難せんとする場合に限り適宜所定の碇泊場を變更することを得但し其事故の止みたるときは速に所定の碇泊場に移錨すへし

第五條 船舶輻輳の都合に依り特に碇泊所を指定することあるへし水上警察署に於て港内の秩序を保持せんとする場合亦同し

○名古屋港取締規則

一四五

○名古屋港取締規則

一四六

第六條 警察官に於て必要を認むるときは碇泊中の船舶に臨検し又は一時船舶の航行を停止せしむることあるべし

第七條 船舶は左に掲ぐる場所にて碇泊又は停留することを得ず

一、航路。二、棧橋の附近。三、河口及浮筋

左に掲ぐる事項に該當する場合は前項に依らざることを得

一、港内の工事に従事するとき。二、沈没品の引揚に従事するとき。三、遭難船舶の救助に従事するとき。四、災害の爲め運轉の自由を得ざるべき

前項各號の一に該當する船舶航路内に碇泊若しくは停船中は海上衝突豫防法第四條第一項に依り船燈又は形象を掲ぐべし

第八條 棧橋は鐵棧橋の全體及其附屬器具器械を總稱す

埠頭は張石全部建築物及其他の地上物件を總稱す

共同物揚場は其附屬物件を包含するものとす

第九條 本則又は本則に基きて爲したる處分に依り履行すべき義務を履行せざるものあるときは縣に於て之を執行し又は他人をして之を執行せしむることあるべし
前項に因り生ずる費用は義務者より之を追徴す

第二章 港灣取締

第十條 港内に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すべからず

- 一 標識浮標、立標、燈竿、燈臺、量水標、測量標、浮杭、其他の標杭、橋梁、運河堤塘、護岸、水刺突堤等に船舶又は舢舨の類を繋留し及棧橋、繫船浮標に舢舨の類を繋留すること
- 二 舢舨竹木の類を放置すること
- 三 各種の浮標、立標、標杭を、破壊、汚損、變更、移轉又は遮蔽し若しくは之に攀躋し又は船舶、舢舨其他の物を衝突せしむること
- 四 石塊の類を以て錨に代用すること
- 五 荷足、竹木、金屬、土砂、瓦石、塵芥、灰燼、汚穢物を放棄すること
- 六 傳染病患者の排泄物及之に觸接したる衣類器物若しくは之を洗滌したる汚水等を放棄すること
- 七 突堤、護岸、堤塘及其等の捨石等に附着する介藻の類を採取すること但特に許可を受けたる場合は此限りにあらず
- 八 端艇其他船舶の競漕を爲すこと但水上警察署の許可を受けたる場合は此限りにあらず
- 九 銃砲及烟火等を發すること但銃砲及海上衝突豫防法に依り信號に用ゆる場合又は特に規定ある場合を除く外猥りに汽笛を吹鳴すること
- 十 特に規定ある場合を除く外猥りに汽笛を吹鳴すること

○名古屋港取締規則

一四七

○名古屋港取締規則

一四八

十一 突堤及護岸上に於て船舶及浮筏を引曳すること

十二 突堤護岸、堤塘及其等の地先十間以内に於て掘鑿すること

十三 第七條第一項各號の場所及第一區碇泊所若は其附近に於て捕魚採藻及引網等を爲すこと

第十一條 港内に於て左の各號の一に該當する行爲を爲さんとするものは其位置、方法、期限等を記載したる願書に圖面を添へ水上警察署の許可を受くへし

一 竹木を立て又は足場其他一時の工作場を設けんとするとき

二 潜水機其他器械類を用ひ沈没物件を引揚げんとするとき

三 日本形二百石積以上西洋形二十噸以上の船舶を進水せんとするとき

四 施餓鬼又は船行列を爲さんとするとき

五 膠船を爲さんとするとき

六 浮筏竹木を繋留せんとするとき

前項第一號及第六號の場合に其所有者若は管理者の住所氏名を記載したる標札を見易き箇所に附着すへし

第十一條の二 水路嚮導の業を営まむとする者は其の方法、料金、期限を記載したる願書に履歷書を添へ許可を受くへし

第十二條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十八條に依り倉庫に貯藏することを得べき數量

を超過する火藥類を積載する船舶は外港に碇泊すへし但特に水上警察署の許可を受けたるときは此限りにあらず

前項の船舶港内に碇泊又は航行するときは晝間に在てはBの信號旗夜間に在ては紅燈を前檣に掲ぐへし

第十三條 内港に入港せんとする汽船は西突堤燈臺に出港せむとする汽船は築地低燈に向ひ晝間に在ては國旗及信號符字掲げ夜間に在ては汽笛長聲を三發し燈臺並低燈よりの信號に依り入港又は出港すへし但總噸數五十噸以下の汽船第二區碇泊所に碇泊せんか爲め東突堤船通より出入するものは此限りにあらず西突堤燈臺に在ては左の信號を爲すものとす

一 出港船あり又は航路に支障あるときは晝間に在ては赤旗夜間に在ては紅燈を掲ぐ

二 入港差支なきときは晝間に在ては綠旗夜間に在ては綠燈を掲ぐ

築地低燈に在りては左の信號を爲すものとす

一 入港船あり又は航路に支障あるときは晝間に在つては赤旗夜間に在ては紅燈を掲ぐ

二 出港差支なきときは晝間に在りては綠旗夜間に在ては綠燈を掲ぐ

第一項の入港船舶にして棧橋又は繫船浮標を使用せんとするときは西突堤燈臺に向ひ汽笛長聲四發を連吹し燈臺よりの信號を得て入港すへし

第十四條 前條の國旗及信號符字は汽船の著港を水上警察署に届出たる後に非されば之を

○名古屋港取締規則

一四九

○名古屋港取締規則

一五〇

引下すことを得ず

出港せんとする汽船は其旨水上警察署に届出且出帆旗を引揚ぐへし

第十五條 入港せんとする船舶はヤードを旋回しテアブームを引入れ端艇を取入るへし但他の船舶の障害ならざる場合は此限りにあらず

前項の船舶は船首兩錨及船尾に船舶を止め得るに足る強力なる大索を結着したる豫備錨を用意する等相當の準備を爲すへし

第十六條 船舶は第一區碇泊所に於ては雙錨を投して碇泊すへし

第十七條 著港したる船舶總噸數五十噸以上積石數五百石以上のものは其船舶の種類、船主、船名、國籍、船籍港名、總噸數、登簿噸數、發航地名、寄港地名、發航年月日時並揚荷積荷の種類及數量を記し出港のときは船名及出港年月日時、出港地名を記し船長又は其代理者より水上警察署に届出つへし

定期に航海する船舶は豫め前項の届出を爲し以後之を省略することを得

第十八條 船舶は港内に於て左の行爲を爲すへからず

一、二隻以上連結すること。二、他船の後部に接近して航行すること。三、他船並行して航行すること。四、他船の前路を横切ること。五、他船に危害を加ふる如き速力を以て航行すること。六、前各號の外他船の碇泊又は航行の妨害となるべきこと

港内に於て急行せんとする船舶は其合圖を爲すへし

港内を航行する船舶若は桴筏に於て前項の合圖を受けたるときは適宜其航路を護るへし港内に於て船舶互に行逢ふときは其逆潮のものより又小形船舶桴筏と行逢ふときは小形船舶より其航路を護るへし

第十九條 港内を航行するときは汽船は速力を減し帆船は帆を減し若は曳船を用ゐて徐行すへし

第二十條 港内に碇泊し又は航行する船舶は日没より日出までの時間は海上衝突豫防法に依り船燈を掲ぐへし

第二十一條 通船、端艇及舢舨又は小蒸汽船は止むを得ざる場合の外他船の後部に接して繋留すへからず但船側に繋留する場合も雖も並列して船舶航行の妨害を爲すへからず舢舨は汽船の舷側に接して四艘以上並行繋留すへからず

第二十二條 船舶、桴筏、竹木の繋留を忽にし又は他に引曳せらるゝ船舶、桴筏の操舵を忽にすへからず

第二十三條 船舶の繋留に際しては必要以外に其綱索を延長すへからず

第二十四條 港の妨害となるべき難破物又は沈没品は當該船舶又は其所有者に於て直に之を除却すへし第十條第四號及第五號の行爲をなしたるとき亦同し

第二十五條 西突堤燈臺に在ては内港航路の水深を築地低燈に在ては第一區碇泊所の水深を添付特設水深信號表に依り信號するものとす

○名古屋港取締規則

一五一

○名古屋港取締規則

一五二

第二十六條 警察官の臨船を求めんとする船舶は晝間に在てはGの信號旗を掲げ夜間に在ては藍火又は閃火を示すへし

第二十七條 塵芥、灰燼等を取棄てんか爲め塵船を要する船舶はFの信號旗を掲ぐへし

第二十八條 船舶港内に於て火を失したるときは救援の來るまで船鐘を打鳴し且晝間に在てはNM信號旗を掲げ夜間に在ては絶へず紅燈を上下すへし

第二十九條 船舶航行の妨害若は危險の虞ある場所に膠着、沈没又は顛覆したる船舶物件は當該船舶所有者に於て之を除却すへし但之を除却する迄は相當の標識を附し夜間は點燈すへし

第三十條 許可を受くるにあらざれば船舶に積載せる竹木を港内水上に卸すことを得ず石炭、荷足其他之に類する物料を揚卸するときは脱落を防ぐ爲め豫め必要なる装置を爲すへし

第三十一條 港内に於て曳船を爲す汽船は左の制限に依るへし

一 航路第一區碇泊所及第一區碇泊所大瀬子橋間に在ては曳船の船尾と最後の被曳船の船尾との距離四百尺以内とす

二 前號以外の區域に在ては曳船の船尾と最後の被曳船の船尾との距離六百尺以内とす
第三十二條 前條曳船に要する曳綱の長さは曳船と被曳船第一船との距離一百尺以内とし其以下相互間の距離を七十尺以内とす

第三章 棧橋及繫船浮標取締

第三十三條 許可を受くるにあらざれば船舶を棧橋又は繫船浮標に繫留すへからず

第三十四條 棧橋に繫留することを得るは左に掲ぐる船舶に限る

一、汽船。二、汽船以外の船舶にして特に許可を受けたるもの

第三十五條 棧橋上に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すへからず
一、銃砲火藥類取締法施行規則第二條の火藥類並に他物を汚染すへきものと認むる貨物の揚卸を爲すこと。二、諸車物品を放置し又は荷造其他の作業を爲すこと。三、轉轍機其他備付の器具に猥りに手を觸るること。四、不潔の行爲を爲すこと

第三十六條 棧橋より揚卸すへき荷物は速に陸揚、運搬又は船積を爲し棧橋上に停置すへからず

第三十七條 棧橋上には棧橋使用料を納付したる船客、荷主、送迎人、荷物及船客取扱人の外入ることを許さす但左に掲ぐる者は此限りにあらず

一、棧橋を管理する官吏吏員。二、港灣取締に従事する官吏吏員。三、特に許可を受けたる者

第三十八條 船舶棧橋に發着の際は微速力を以て操縦すへし

第三十九條 二船以上同時に棧橋に繫留せんこと又は棧橋より離隔せんことするときは棧橋を傷害せざる様互に避讓すへし

○名古屋港取締規則

一五三

○名古屋港取締規則

一五四

第四十條 棧橋に繫留中及發著の際は舷外に棧橋、この間に相當のフェンダーを用ひ磨擦を防備すし

第四十一條 故意怠慢又は船舶操縦の不注意に因り棧橋及繫船浮標を毀損、亡失せしめたるときは其者の費用を以て修繕又は新調せしむることあるへし

第四十二條 左の場合に於ては一時棧橋及繫船浮標に船舶繫留を停止し又は離隔せしむることあるへし

一、天候險惡又は其虞あるとき。二、棧橋及繫船浮標に故障あるとき。三、縣に於て必要あるとき

第四章 埠頭及物揚場取締

第四十三條 埠頭及共同物揚場は一般に共用するものとす

但必要ある場合は縣に於て之を専用することあるへし

第四十四條 銃砲火藥類取締法施行規則第二條の火藥類、石灰、糞尿、肥料骨、糞穢其他の不潔物は縣に於て特に指定したる場所に於て揚卸すへし其區域は標柱を以て之を區劃す

第四十五條 埠頭及共同物揚場は使用者互に便宜を與へ他の妨害を爲すへからず

第四十六條 埠頭及共同物揚場に於て左の各號の一に該當する行爲を爲すへからず

- 一 不潔の行爲を爲すこと
- 二 物品を洗滌し又は干物を爲すこと

三 魚介の類を捕獲すること但介類に限り特に許可を受けたる場合は此限にあらず

四 荷主の使用に屬するもの、外牛馬を繋ぎ諸車物品を放置し又は荷造其他の作業を爲すこと

五 物品を陳列して賣買を爲すこと

第四十七條 埠頭及共同物揚場には陸揚又は船積の物品を五時間以上留置くことを得ず但

其物品の種類により五時間内に他に運搬すること能はざる事由あるものは水上警察署の認可を得て五日以内の期間に限り之を留置することを得前項但書により認可を受けたる物品には其認可を受けたる者の住所氏名及認可を受けたる年月日を標榜し置くへし

第四十八條 水上警察署は前條の認可を與へたる後雖も埠頭又は共同物揚場の公用に妨害ありと認むるときは期限を指定し留置物品の撤去を命ずることあるへし

第四十九條 埠頭及共同物揚場に陸揚又は船積の物品を堆積するものは顛倒せざる様相當の装置を爲すへし

第五十條 埠頭及共同物揚場を使用する者は常に清潔に掃除し炎天及風日には時々撒水すへし

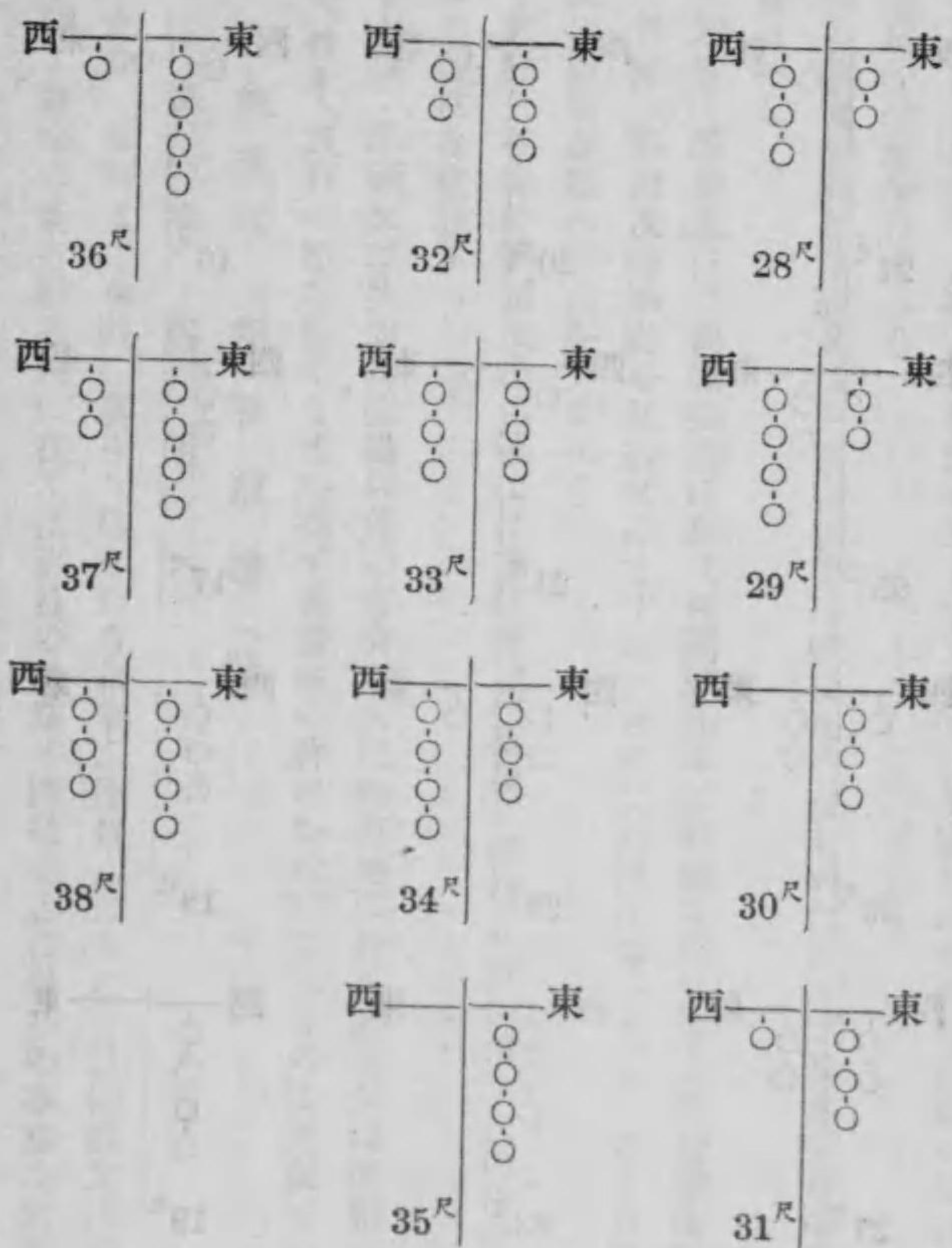
第五十一條 埠頭及物揚場に於て運搬する物品は墜落漏出又は飛散せしむへからず

第五十二條 故意、怠慢又は船舶操縦の不注意に因り埠頭及共同物揚場を毀損亡失せしめたるときは其の費用を以て修繕又は新調せしむることあるへし

○名古屋港取締規則

一五五

○名古屋港取締規則



漲潮中晝間に在ては白球夜間に在ては白燈を信號橋頭に掲ぐ

(一一一) 敦賀港繫船浮標取締規則

(大正二年七月 縣令第三十一號)

第一條 繫船浮標を使用せんとするときは船長に於て左の事項を具し敦賀警察署長に出願許可を受くへし

- 一 船舶の種類、名稱
- 二 船長、船主の住所氏名
- 三 船籍港名
- 四 總噸數及登簿噸數
- 五 發港及寄港地名
- 六 著港年月日時
- 七 繫船浮標使用時間

使用時間を伸長せんとするときは其の事由並時限を具し更に許可を受くへし

第二條 敦賀警察署長は公安秩序の維持又は繫船浮標保護の爲め繫船浮標の使用を停止し若し使用の許可を取消し其の他必要なる事項を命ずることあるへし

第三條 繫船浮標使用開始後之を中止したるときは許可は其の效力を失ふものとす但し豫め敦賀警察署長の承認を得たるときは此限に在らず

第四條 繫船浮標の周圍六十間以内に船舶を碇泊せしむへからず

○敦賀港繫船浮標取締規則

○北海道港内取締規則

一六〇

但し繫船浮標使用の許可を受けたる者又は敦賀警察署長の承認を得たる者は此の限に在らず

第五條 第一條及第四條に違背し又は第二條の命令に違背したる者は拘留又は科料に處す船長は其の使用本則に違背したるをきき雖自己の指揮に出でたるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第六條 本則の規定中船長に適用すべきものは船長に代りて其職務を行ふ者にも亦之を適用す

(二二) 北海道港内取締規則

(明治二十三年四月
廳令第十八號)

第一章 通則

第一條 本則は第二章に記載する各港内及其海岸地に適用す

第二條 左の事項は圖面を添へ所轄警察署を経由し本廳に願出許可を受くへし

一 船舶定錨標を設置及改造する事

二 棧橋架設又は標燈其他の目標を建設及改造する事

第三條 左の事項は圖面を添へ所轄郡區役所を経由し本廳に願出許可を受くへし

一 波止場物揚場石垣板柵等を築造建設及改造する事

第四條 左の事項は圖面を添へ所轄警察署に願出許可を受くへし

但函館港に於ては第六項第七項は函館警察署水上警察署に本文の手續を爲すへし

一 繫船杭又は筏等の繫留杭を建設改造及修理する事

二 波除杭石垣根留等を建設改造及修理する事

三 棧橋標燈其他の目標及波止場物揚場石垣板柵等を修理する事

四 海中浚渫又は土砂を採掘する事

五 遊泳場を設くる事

六 波止場物揚場又海岸地に一夜以上諸車其他の物品を置く事

七 足代を設くる事

八 花火其他の火器を弄する事

第五條 左の事項は二日以前所轄警察署に届出つへし

一 船舶の進水式を執行する事

二 端艇の競漕を執行する事

三 施餓鬼を執行する事

第六條 第二條第三條第四條の各項にして一旦許可したるものも雖不都合の廉ありと認むる時は之を差止め又は改造を命ずることあるへし

第七條 前條に記載したる各條の各項にして撤去又は讓受等を爲したるときは速に許可を

○北海道港内取締規則

一六一

○北海道港内取締規則

一六二

受けたる官署に届出つへし

第八條 船舶及筏等は他の船舶出入の航路に障害なき場所を擇み碇泊すへし

但障碍の場所を認むるときは他に碇泊を命ずることあるへし

第九條 船舶の燈火及航法は明治二十五年法律第五號海上衝突豫防法に遵ふへし

第十條 軍艦を除くの外火薬其の他破裂質を含有する物品を搭載したる船舶又は傳染病者を搭載したる船舶は速に所轄警察署(函館港は函館警察署、水上警察署又は水上巡邏の巡查)に届出其の指示する場所に碇泊すへし其の火薬及破裂質を含有する物品を搭載せんとするるとき亦同し

第十一條 港内に建物を設け又は波止場物揚場棧橋海岸地等に車馬竹木其の他の品物を放置すへからず

第十二條 棧橋又は堤防の害となるべき場所若くは護岸の建物並浮標礁標其他標木等に船舶及筏等を繋留すへからず

第十三條 波止場物揚場の沿岸に濫りに船舶及筏等を繋留すへからず

第十四條 他人の繋きたる船舶及筏等を解放すへからず

第十五條 水路に船舶其の他の物件を横へ又は並列して通航の妨害をなすへからず

第十六條 港内波止場物揚場其の他沿岸堤防地等に塵芥瓦礫炭灰其の他禽獸の死屍等總て障害物を投棄すへからず

第十七條 棧橋又は波止場物揚場外に於て濫りに乗客及荷物の揚卸を爲すへからず

但棧橋は荷物積卸の爲め特設したるもの、外手荷物外の荷物を積卸するを得ず

第十八條 夜間燈火なくして乗客及荷物の揚卸をなすへからず

第十九條 港内に於て濫りに發砲すへからず

第二章 各 港

第二十條 函館港は山脊泊町南端より上磯郡上磯村有川末流に至る直線を以て其の經界とす

第二十一條 根室港は辨天島西端よりルエカ岬迄及同島東端より根室村字ベンケムイ岬に至る直線を以て其の經界とす

第二十二條 根室港は西洋形帆走船及日本形船は辨天島に沿ふて碇泊し汽船は其の東方に於て碇泊すへし

第二十三條 小樽港は小樽郡熊碓村字平磯岬より高島郡高島村字カヤシバ岬に至る直線を以て其の經界とす

第二十四條 室蘭港は繪鞆村字シクツシ岬より輪西村字ホロモイ岬に至る直線を以て其の經界とす

第二十五條 江差港は鷗島を以て起點を爲し南は寺小屋町字武士川北は片原町字輪島澤に至る直線を以て其の經界とす

○北海道港内取締規則

一六三